

平成24年9月19日(水曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村将伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳昭	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第5号

平成24年9月19日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議事の経過

平成24年9月19日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

皆さん、おはようございます。

これより、日程に従って会議を進めていきますので、どうかよろしくお願ひします。

住民課長から発言を求められておりますので、これを許します。

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

おはようございます。

昨日の山崎議員の一般質問の中で、合併浄化槽にかんする所で訂正をさせていただきたい部分がございますので、よろしくお願ひ致します。

答弁中、単独槽からの合併浄化槽への改良については、現在、補助する予定はありませんと発言しておりますけれども、現在、上乗せ。現在の次に上乗せをですね、追加して修正させていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひ致します。

どうもすいませんでした。

議長（山本久夫君）

これで、住民課長の発言を終わります。

お諮りします。

ただ今、住民課長から発言がありましたとおり、昨日の一般質問の答弁においての発言を訂正することについてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、住民課長の発言のとおり、昨日の一般質問の答弁においての発言を訂正することに決定しました。

議長（山本久夫君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮地葉子さん。

6番（宮地葉子さん）

おはようございます。

ちょっと、冷房でのどを壊しまして、聞きづらい点があるかと思いますが、よろしくお願ひします。

通告書に基づきまして、3点について質問致します。

まず1点目ですけど、住宅リフォーム助成制度の創設をということで通告しておりますが、これは前回の6月議会にも質問を出しました。そのときには、執行部より、緊急防災対策としての補助制度を活用するとして、まだ課題も多いが前向きに検討したい、との答弁をいただきました。

リフォームという言葉は、家を大々的に改築する意味に使いますが、6月議会でも言いましたけど、この制度は家の部分的な改修工事。例えば、屋根のふき替えとか、トイレの改修とか、古くなつてゆがみが出てきた床を直すとか、ふすまの張り替えや畳を替えたいとか、手すりを付けたい等々、家の部分改修が主な工事です。

工事額も、10万円から30万、100万と少額で、補助額も最高限度額10万円から20万円ぐらいの自治体がほとんどです。こんな小さい工事で緊急経済対策になるのかなと、6月議会にも言いました。そういうふうに思われる方もいるかもしれません、家を1カ所直しますと、ついでにあちらもこちらもと、最初の見積もりより工事金額が増える人が多いのだそうです。

ですから、須崎市では補助予算1,000万円に対して71棟の申し込みがあり、7,000万円の工事が生まれ、希望者が多くて、700万円の追加補正を組んだ。さらに、1年間の期限でしたけど、今年度も1,500万円の予算を計上して延長しております。

お隣の四万十町でも、今年4月から始めたのですが、申し込みが2倍を超えたため、9月議会で追加の予算を組むそうです。申し込みの工事計画によりますと、総額は1億円を超えて、9月の補正を含めると約1,000万円の補助額になるんですけど、それで10倍の工事が町内業者で施工されることになったそうです。全国でも同じような例が次々とあって、今では400以上の自治体がこの住宅リフォーム助成制度に踏み切っております。

この制度の特徴は経済効果が非常に大きいということですが、家を直そうかなあ、どうしようかなあと考えている人が、補助があるんやったら今のうちに直そうかと思って、その住民の背中を押す。それで工事の発注が増えしていくんだけれど、肝心なことは、この制度は地元の業者を使うことです。地元の業者を使うことが補助を出す条件です。

黒潮町にもたくさんの中の建築関係者の方々がおられますけど、長引く不況で、新築工事は極端に減っております。新築工事が減りますと、建築業者さん、大工さん、左官屋さん、内装業者など、関連業の仕事も減ります。そして、雇用も減り、町内の景気の冷え込みをさらに長引かせる要因の一つにもなっております。ぜひ、このご時世だからこそ、地元業者の仕事を増やす緊急経済対策として、再度この制度を取り入れることを求めてます。

特にですね、今はもう津波が来るということで、家を直したい。津波の危険性を考えますと、家を大きく改築したいと思っても、もう新築するならもちろん高台に行かなきゃいけないし、それならですね、取りあえずどうにもならない部分だけでも直したいと、そういう声が意外と多いんです。地域経済波及効果が非常に高いと、関心を集めている制度です。しかも、今後ずっと続くものではなくて、1年から2年の時限立法です。地震・津波対策で揺れる黒潮町ですけども、町民は毎日の生活があります。明日のお米を心配する。そういうことから考えますと、大変、津波対策でお忙しいとは思いますが、目の前の暮らし、これも大事にしていく。町民は仕事がなくて困ってますから、こういう制度をぜひ取り入れていただきたい。

それで、6月議会では緊急防災対策としてやると言いましたけど、この補助制度を活用した場合、いろんな縛りがあって、町民が思うように利用しづらくならないか。そういうことを心配しておりますけども。住宅リフォーム助成制度と比べた場合、大きく違う点はあるでしょうか。

最初にお尋ねします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは宮地議員の一般質問、住宅リフォーム助成制度の創設をということで、まず申告書に基づきましてご答弁をさせていただきます。

6月議会以降の動きということについて、まずお答え致します。

6月議会の答弁の中で、現在行われている社会資本総合整備計画の中での効果促進事業として、住宅リフォ

ーム制度の調整を組み入れられないか、25年度からの開始を視野に入れて、前向きに検討してまいりました。実施要領等も他の市町村のものを取り入れまして、また、宮地議員さんからも頂いた資料も読ませていただきて、検討してまいりました。

そこで、現在、消防費の中で行われている社会资本総合整備計画の中で、耐震化の事業が進められております。その事業の効果促進を図るという意味で、事業規模の少ない部分で効果の促進が図られるのではないかということで、この事業を検討してまいりました。

そして、宮地さんから頂いた資料の中で、お隣の四万十町の、この事業の人気ぶりというのも読ませていただきました。そこでは、申し込みが当初の2倍になって。当初は助成金の交付を抽選でと考えていたようですけれども、応募者が多くて、予算を追加して対応したということあります。あらためて、地域のニーズも大変なものだと感じたところでございます。それらの、役場のまた応対を見ますと、その事務量も相当なものだというふうに推察をされまして、最初考えていたマンパワーではちょっと対応し切れないんじゃないかなと、あらためて思うようになりました。

こうしたことを課内でも協議した結果、まちづくり課では、来年度、継続的に実施している道路新設改良事業に加えて、都市防災推進事業でやっている防災・減災事業、これの事業量も相當に増えてまいります。ご承知のように、今年度は主に測量設計業務をやってございまして、来年度からはその工事も始まってまいります。町道の新設改良事業とほとんど同じような事業メニューが、来年度から倍増するようなこともなってしまいます。また、藤本議員の一般質問でもお答え致しましたとおり、今年度保留していた橋りょうの長寿命化修繕計画といったものも、来年度しなければならない状況を迎えてございます。その業務と致しましては、課を超えた調整業務が必要となってまいります。町内256橋ございます中を、単純に1年に一遍なら256年かかるてしまうわけですけれども、こういったことを緊急防災・減災に合わせて、どこからどのように改修していくか、架け替えしていくか、そういう調整業務も必要となってまいります。また、これらの補助事業は、町長のご説明でもありましたように、現段階では期限が設定されてございます。そういうこともございまして、事業の早期完成のためには、一人でも多くのマンパワーを必要とするところでございます。

こういったところで、今の住宅リフォーム助成制度を入れていくことになりますと、私どもでは十分に対応し切れないということが予想されまして、かえって住民の方にご迷惑を掛けてしまうんではないかと思っております。従いまして、現在行われている大きな防災・減災事業が一定完了するまで、リフォーム助成制度の実施についてはご猶予をいただきたいというのがお答えでございます。

そして、議員からお話をございました経済対策と、そして、緊急防災との違いという点についてでございます。お隣の四万十町では、単独事業でやられているようございます。田野町にしても、単独事業。いわゆる補助を受けない形で実施しております。一方、緊急防災・減災とか、社会资本総合整備事業となりますと、一定、補助金を受けることになります。そうしますと、国にも補助要綱ございまして、補助対象となる事業メニューがいろいろ限定されてございます。そういう中で、単独でやる場合と補助事業でやる場合との違いは、補助の中にはある程度制約もできてしましますので、すべてが補助の対象にはならないということができてございます。

そういうことを見ますと、事業量が多くあれば、補助メニューにも採択していくかもしれませんけれども、その逆の場合は、採択にならない場合もできてこようかとございまして、どちらかといいますと、補助事業を入れると町の財政的には非常に楽な事業の展開ができますけれども、利用者には若干、迷惑が及ぶことになるかもしれません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

課長の答弁聞いてましてね、あ、やるんだなあと期待して聞いておりましたが、だんだん方向が変わってきまして、やれないと。今のところ、猶予を欲しいということでしたけども。

私は最初から、これ言ってるのはですね、補助事業にしないで、町単独でやってもらえないかということを言ってたんです。その経済対策としては、その500万なり1,000万なりつぎ込んだときに、それだけの見返りがその町にあったわけですよね、経済対策として。だから、やっていただけないかなということを言ってたんです。

それで、町長、お伺いします。

今、津波対策でほんとにお忙しいと分かります。今の課長の答弁を聞いてましても、大変なんだということ分かりますけども、町民は日々の生活がありますので、これ、何千万というんじゃないんです。500万ぐらい、まずつけてるそうですけど。こういう町単独事業でやる、そういう考えはないでしょうか。

お聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回、ご提案いただきました住宅リフォーム助成制度につきましては、主に検討する中で課題となってるのは、むしろ財源よりもマンパワーでございます。財源につきましては、できるだけ町としましては国の補助事業を導入したいということは基本姿勢でございますけれども。それによって議員がご指摘のように、使い勝手の悪い、実際に実効性のないような制度になるのであれば、単独も検討する必要があろうかと思います。

ただし、今回、これを実施するかどうかの検討に当たって、やっぱり最大の課題となるのはマンパワーでございます。先般も答弁さしていただきましたように、これまで地域の皆さんにお世話になりながら、地域のさまざまな防災の要望を吸い上げてきたところでございます。挙がっている要望は467カ所。これらを、優先順位をつけ、順次整備をしていく。さらに申し上げますと、課長が申し上げましたように、緊急防災・減災事業債、こちらの期限が平成25年。そういったように区切られているわけでございます。もちろん、この延長を強く訴えているところでございますが、まだ先は不透明なところでございます。こちらをぜひ優先させていただきたいというのが、執行部の考え方でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

今の答弁聞いてみますと、なかなか実現が難しいなあという答弁でしたけど。

財源の問題ではないと。人が足りないんだということで言われました。でしたらですね、雇用として人を雇って、臨時に雇用をして、こういう経済対策もやっていく。

そういうことができないもんかと、再度お聞きしますけど、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

臨時にもう最大限活用していくかなければならないと思っております。

それからこれも、これまでの議会でも答弁さしていただきましたけれども、現在抱えているすべての事業を消化していくには、もう圧倒的にマンパワーが足りません。これを消化していくためには、今の既存の契約形態では消化できないと思っております。新たな契約形態を模索する必要があると思っております。まあ、直ちにというふうにはなかなかならないと思いますけれども。

現在、まちづくり課長と建設課長、こちらを11月に、東北の方へ派遣する予定でございます。現在、東北地方整備局と調整中でございます。そちらの方で新たな契約形態について、東北が実施されている市町村負担ができるだけ少ない、マンパワー的な負担が少ない契約形態について勉強してきていただくと。そういう予定になってございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

じゃあ、これ以上強く要望してもなかなか、今やりますというところに動きそうもないんですけど。

課長の答弁ですね、今やってることが完了するまでは猶予をほしいということでしたが。この猶予っていうのは、1年ですか、2年ですかね。その後、また踏み切っていただくということですね、住民は期待して待つてるんですけど、どれぐらいの期間ですかね。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

猶予の時期ですけれども、明確にご答弁さしていただくのもご猶予願いたいといったのが今の状況ですけれども。

猶予という言葉には、やらないという意味は決してございませんので、そのへんもまた、お含み置きを願いたいと思います。制度的にはいいものだといいうふうに理解していきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

なかなか、住民にとっていい答弁というのは来ないもんだなど、実感しております。猶予も、いつだか分からぬという猶予ではなかなかね、住民としては納得できませんけど。

まあ、この質問はこれで終わります。

2番目に入ります。

通告用紙は、同和問題にかんする内容について、という通告です。2点目に入ります。

同和問題について、最初に住民課長にお尋ねします。

今年の泊まり合い事業は、また、こういう案内が入ってまいりました。これは皆さん家庭全部に入ってると思うんですけども。7月の28、29日に、宿毛の椰子で行われております。

この案内書を見ていきますが、研修の日程が書かれております。28日の午前には10時半から開会式があつて、続いて講演、班別会があつて、午後5時から入浴、夕食、交流会となっております。翌日29日には、午前8時半から班別会が始まって、11時から全体会、閉会式となっております。

この泊まり合い事業は、泊まり合いと名前が示しているとおり、もうこの40年間、これできてると思うんですが、第40回ですから。泊まり合いという名前が付いてるとおりですね、案内書にはこのように泊まり合って

ですね、膝をつき合わせ、肌の触れ合いの中で女性同士の交流を深めてきましたと。また、研修時間のほかにも、夕食を兼ねた親睦会での触れ合いや、部屋へ帰ってからの語り合いを通して、これまで多くの女性が交流を深めてきた、というふうにも書かれてあります。ここの目的にもですね、町民が一同に集い、泊まり合いを通じてうんぬんと書かれてあります。

また、翌日の班別会では、昨日の交流会や各部屋でどんな話をしたか教えてくださいとあるように、この事業は長年、夕方の交流会と、泊まって親睦を深めることが研修プログラムに組み込まれておりまして、泊まり合うということが、名前が付いてるとおり、大きな意味を持った事業だと思うんですが。

こういうことで間違いないでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

宮地議員の、泊まり合いについてのご質問にお答えします。

今、議員が言われたことと、ほぼ、やってることはですね、齟齬（そご）はありません。食い違いはありません。はい。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

では、教育長にお伺いします。

教育長には、3月、6月議会に引き続きまして、泊まり合い研修と、解放子ども会についてもですが、教員の時間外勤務の条例違反について、ずっとお尋ねしております。またかつて言う人もおりましたけども。できましたらですね、今回でこの問題は終わりにしたい。今議会で決着をつけたいと思っておりますが、また、納得のいかない答弁が返ってきますと、12月議会も続くことになります。

今回で決着をつけるためにも、再度、問題を整理して質問したいと思います。

6月議会では、私が少々言葉を端折りまして、正確な説明に欠けていた部分がありましたので、今回は正確に、言葉を端折らないで、少々くどいぐらいかもしれませんけど、丁寧に内容に入って質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

おなじみになりましたけど、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例。ここで、教育職員の正規の勤務時間外の勤務等という条例があるんですけど、この第6条には、教育職員については正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとするとあり、時間外勤務を命じる場合は、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする、と書かれてあります。

今までも言ってきましたが、教員は基本的には時間外勤務をさせてはいけない、と条例に定めているわけです。でも、緊急でやむを得ない場合がありますので、そのときは時間外勤務を命じていないと。その時間外勤務をしていいというのが、次の4項目です。これも毎度言っておりますが、再度丁寧に質問したいので述べますが。

4項目のうち1つは、生徒の実習に関する業務。2つ目は、学校行事に関する業務。これは運動会とか、修学旅行などがこれに当たります。3つ目は、教職員会議に関する業務。職員会議です。4つ目が、非常災害など、やむを得ない場合に必要な業務。この4項目に当てはまらない勤務は条例違反になるわけですが、ここが教育長とはなかなか合わなくて。私の方から言いますと、教育長になかなか分かっていただけなくて、3月、6月、9月と、再々再質問になってまいりました。

今回は、先ほども言いましたけど、少々くどいぐらい丁寧に質問をしますが。泊まり合い事業っていうのは、

先ほど住民課長にも確認しましたけど、長い間、40年間ですね、昼間の研修だけではなくて、夕方からの交流会、夜、泊まり合っての親睦が研修プログラムに組み込まれております。夜の交流会や、泊まって親睦深める時間帯、これが教員の時間外勤務の条例違反になるのではないか。この研修の重要な柱になってるのは、この夜の交流会ですね。それがあります。この時間帯というのは8時間労働を超えた、つまり、勤務時間を超えた時間帯になっております。研修プログラムに組み込まれているこの時間帯は、教員の時間外勤務を定めた条例違反だと思いますが。

教育長、どうでしょうか。違いますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

おはようございます。

それでは宮地議員の、同和問題にかんする内容についてのご質問にお答えを致します。

このご質問は、3月、6月議会に引き続きまして、今回、3回目ということでございます。できれば、ぜひこれまで最後にしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひを致します。

まず、泊まり合い研修会へですね、教職員を職務として参加をさせることです。まず、このことについてはですね、県の条例違反にはならないということでご答弁をさせていただきました。これに変わりはございません。

泊まり合い研修会へ参加すること自体はですね、これまでの繰り返しとなりますけれども、服務監督権者である市町村の教育委員会が必要と認めてですね、実施をしている研修会でございます。先生方をですね、参加をさせることができるわけでございます。このことはですね、服務の根本になっております法令、地方公務員法ですね。これにも定められております。

次に、この参加方法でございますけれども、これも3月と6月の議会で答弁をさせていただきました。研修が行われる土曜日と日曜日を勤務日として割り振りをして、別の日を週休日の振替扱いということで参加しております。土曜日、日曜日の勤務であってもですね、議員ご指摘の県条例で定めたですね、時間外の勤務ということには該当致しません。たとえ土曜日、日曜日の勤務になつてもですね、時間外勤務ということにはならないわけでございます。このことが労働基準法にも示されております。従いまして、議員ご指摘の県条例の6条の、時間外勤務の条項には該当しないということになってまいります。

それから、住民課長の方からですね、泊まり合いの研修プログラムの説明がありましたけれども、基本的に研修の時間はですね、班別交流会が終わる5時までを基本としております。その後の交流会というのはですね、通常宿泊になりますので、当然、その後の食事等がございます。そういった中でですね、交流を深めるということになってまいりますので。そこを、議員が申される、その5時以降の勤務というふうな考え方にはならないというふうに思っております。

そういうことで、その交流会の部分と昼間の分はですね、一定さび分けをしてですね、考えていただいたらというふうに思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

今の答弁ではですね、ほとんど内容が変わらないんですけども。私が最初にこの研修内容を、日程を言いま

したのは、研修日程に夜の交流も、それから泊まり合うことも、泊まり合いという名前が付いてるんですから、重要な研修プログラムになっております。なってると思うんです。それから、次の日の班別会にもですね、昨夜泊まり合ってどうだったかと、それを話し合うことが研修プログラムに組み込まれております。っていうことはですね、夜、5時から以降ですね、その時間帯が自由参加というふうに、ここには一度も全然書かれてないんですが。

教育長にこの2点聞きますが、この5時から以降ですね、この泊まり合って、交流会も参加するとなれば、時間外の条例に違反するわけですか。

その点ですね、これは最初から自由参加で、参加しようがすまいが構わないというのはどこにも書かれてないんですが、自由参加というふうにして、案内を今までしてきたんでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

4の交流会の件ですけれども。そこに自由参加とか、そういうことは書いてないかもしれませんけれども、お知らせする場合にはですね、参加できる方は、泊まりでやるわけですから、交流会も計画しておりますので参加をお願いしたいという旨の考え方でございまして、決して夜のですね交流会について参加をですね、プログラムの中で求めているものではございません。あくまでも自由参加ということで、とらえていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

先ほど説明しましたように、勤務日のですね割り振りを変更して、土日を勤務日としております。従いまして、勤務時間についてはですね、当然、7時間45分という規定がありますので、その時間内で割り振りをしてですね、代わりの休日を取っております。ということは、5時以降についてはですね、勤務という扱いにはしておりません。従いまして、時間外勤務条例に違反するということにはなりません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

このね、研修日程についてはきちんと書かれておりますが、初めて、そこは自由参加であるということが聞きました。住民課長にもですね、これは泊まり合いと。泊まって交流を深めるというのが大きな趣旨だと思うんですが、今までやってきたのはですね。あくまで、これは自由参加であって強制してない。もちろん、強制するものではないです。ないですが、研修日程としてはそこの交流に意味があったといふうに今まで書かれてるんですけど、これが研修日程に組み込まれないで自由参加というふうに、私は、住民課長が言うんでしたら書かなきやいけないし、泊まり合いという、そういう事業名も変えなきや意味がないですわね。これは参加しても参加しなくてもいいわけですから。

違います、住民課長。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

プログラムの中に書くべきではなかったかということでございますけれども。事前にですね、参加していただけかどうかということはですね、研修会前に皆さんにお聞きしてですね、中には、参加をしていただけない方もおります。

ただ、そこのチラシだけを取ってですね発言をされるとですね、なかなかすべてが行き渡らないペーパー1枚でございますので、部分もあるということをですねご理解を願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

いやいや、私が言ってるのはね、このチラシ1枚で言ってるんじゃないんですよ。

班別会の内容にもですね、ずっと長年、昨日泊まり合ってどうでしたかと、研修プログラムなんかにそれが組み込まれてるわけです、2日目のね。そういう日程が組み込まれて、名前も泊まり合いというふうに名付けて、1泊わざわざ泊まってやってる研修ですので、こういう研修日程を持った、これに参加するには教員の時間外勤務に反するんじゃないですかということを問うてるわけです。いくら言っても認めないでしょうね、今、そういうことでしたら。

来年度からも続けるんだったら、この泊まり合いという名前は外してですね、後はもう自由参加といふうにしないと、私は趣旨は違うと思います。

再度、教育長、確認しますけどね、この夜の5時からは自由参加と、ね。口頭で言ってるかどうかは知りませんけど、自由参加であるからまあ条例違反にならないと。では、これが自由参加じゃなくて、5時以降もできることなら泊まり合って参加してほしいと。

この5時以降に、勤務としてやるんだったら条例違反ですか、条例違反じゃないですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

夜の交流会はですね、当然、宿泊をすれば夜の食事もあるわけで、泊まって交流会に参加をしなさいという命令になればですね、当然、時間外勤務命令ということになって条例違反になりますけれども。ぜひ参加をしてくださいという要請ですね、そういう形になれば、命令ということにはならないというふうに判断しております。

従いまして、今回であれば、参加をして交流を深めましょうということですので、命令という形にはなっておりませんので、条例違反にはなってないというふうには思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

これ以上認めないでしょうけども、泊まり合いというのは、再度も言いましたけど、泊まって交流を深める、そういう研修ですよね。そして、研修日程のこの日程だけ見てそういうふうに判断されちゃ困ると、住民課長が面白い答弁しましたけど。研修日程というのは、ここに自由時間って書いてない以上ですね、私はその日程に組み込まれると。組み込まれているから、泊まり合いだと思うんです。

そして、この5時以降の泊まり合いに研修日程として組み込まれて、その夜以降の勤務は条例違反になるということでよろしいですね。私はそこをずっと今まで聞いていたんですが、なかなか教育長が条例違反ではないということを言い続けましたので。

じゃあ来年度から、これ自由参加というふうに書き換える必要があると思うんです。これを見ましたらですね、また班別会に、昨夜泊まってどうだったかということが話し合われるんでしたらね、それはもう普通はですね、研修日程に組み込まれてると。研修日程としてあるわけですから。もしも来年も続けるんでしたら、泊まり合いというのはやめてですよ。泊まり合いは自由参加なんですか、泊まるのは。今の説明を聞くとですよ。ねえ、今まではそうじやなかつたけど、泊まり合うことに意義があるという研修だったから泊まり合いという名前が付いていたんですけども、まあ住民からもほとんど参加もなくて見放されたような事業になってますけど、形骸化してのような事業になってますけど。もし来年から続けるんだったら、私は泊まり合いという名前は外さなきや、ちょっと意味が違ってくると思います。

それで教育長からは、まあ、5時以降に勤務として行くんなら条例違反だけども、そこは自由参加になつていると。教員の方にもそういうふうに伝えてるんだと思いますので、泊まるか泊まらないか、交流会に参加するしないは、もう自由参加であるということをここで教育長が言わされましたので、来年ももしあるとしたら、その点を特に教員に言っていただかない、時間外勤務の違反の条例に引っ掛かるというふうに判断してよろしいですか。

再度、教育長、お伺いします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

確認をしておきたいわけですけれども。泊まってですね、5時以降に残つて交流会を続けるということ自体がですね、このプログラムの中の位置付けにはありますけれども。例えば、その交流会の中でですね、いろんな話が出てきます。当然、その話の内容をですね、昨夜どうでしたかということで、翌日の班別会でお話を聞くと思います。そういった、ごく普通の流れの中で行われている、この夜の交流会ですので、これを時間外の勤務というふうには位置付けられません。従いまして、学校の先生方にもですね、参加する際には、当然、1泊2日で参加をされる先生方もおりまし、都合によって1日で帰られる先生方もおります。これまでどおりですね、同様の扱いで進めていけるというふうに、自分は考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私が言つてるのはですね、夜、自由に泊まつても、それは構わないんですよ。ただですね、これが日程に組み込まれていくと、それは違反になるんでしょということを言つてるんです。そうでなければ自由参加と。研修はですね、教員の研修なんかほんとに、8時間を過ぎたら自由時間ですよね。ここで交流会に出ようが、泊まってどつかへ行こうがですね、泊まるのはまあここへ日程に組み込まれてますから、交流会へ行かなくてもどつか散策をするとか、そういうふうな自由参加であれば、それは条例違反じゃないです。でも、こういう日程の中にあるんであれば、私は、次の日の班別会にもそういうプログラムが入ってるんであれば、それは業務命令じゃないかなということだったんですが。その時間を過ぎてやることが、私は条例違反になると思うんですけど、そのへんがまた再度、今回もまあ食い違いますので。

ただ、確認しますが、自由参加ということをぜひ付け加えないとですね、こういう日程ですよということでは業務命令に近く取られると思いますので、ぜひそうしていただきたいと思います。

次にですね、6月議会での教育長の答弁で確認したいことがあります。

教育長の答弁で、県の人権教育課、それから小中学校課にも確認をし、問題ないという回答をいただいてお

ります、という答弁がありました。県の人権教育課、小中学校課は、泊まり合い研修で時間外勤務をしても構わないと、そのように言ったんでしょうか。時間外勤務を容認したんでしょうか。

その点を確認致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

この泊まり合い研修についてはですね、基本的に問題になるのは5時以降のことであろうと思います。当然、この泊まり合い研修会のこのパンフレット等もですね、県の方へ送りまして、この内容で確認をしてもらいました。基本的に、その振替休日ということで対応しておりますので、この事業に参加すること自体はですね、もう時間外勤務ということにはなりませんので、それを前提に、この中味を確認をしていただいてですね、時間外にならないという回答をいただいております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

ですから、5時以降も研修日程に組み込まれて、それが業務命令だったら時間外だということじゃないかなと思うんですけど。

時間外勤務を容認したことではないんですね。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

時間外を容認したことではありません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

次の泊まり合い事業、もしやるとしたらですね、夜の交流会、それはぜひ自由参加というふうに書いていただきたいと思います。研修日程には、そのように書くのが普通だと思います。これが時間外に当たるんですのではね。

次にですね、開放子ども会について伺います。

開放子ども会の活動時間は、3月議会でも述べましたけども、再度ここで言いたいと思います。

小学生低学年は、毎週火曜日の午後3時半から4時半。小学生中高学年は、毎週金曜日午後4時半から5時半。中学生は、毎週火曜日の午後7時から8時とあります。まあ、ここに教員参加が当然あると、教育長から答弁をいただいておりましたけども。

ここに教員参加する場合ですね、これも泊まり合い研修の参加と同様にですね勤務時間以外に、8時間勤務以外にですね、ここに教員参加がある場合は時間外勤務の条例に違反するんじゃないかなと思うんですが。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

解放子ども会への先生方の参加でございますけれども。これまでも説明はさせていただきましたけれども、当然、学校の先生方はですね、黒潮町の職員としてですね、町の進める教育行政、それに従ってですね勤務をしていただいております。解放子ども会の内容等をですね、ご理解をしていただいて、その趣旨に賛同していただいてですね、参加をしていただいております。5時以降の勤務になっておりますけれども、これは当然、先生方がですね自主的に参加をしていただいております。決してですね、時間外の勤務を命令をしてですね、参加をさせているということではございません。

6月議会の中でですね、一部、まあ参加をさせることができるというふうな表現がございましたけれども、これについてはですね、その服務監督権上の趣旨としてですね、お答えをしました。命令自体はですね、宮地議員が言われるように、あの4項目以外はできません。しかし、自主的な先生方の参加ということになればですね、当然、5時以降の業務もできるわけでございまして。そのところをですね、さび分けをして考えていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

じゃあ、これは自主的な参加であって、業務命令ではないと。

ということは、断ってもいいわけですよね。今日は行きませんとか、行きたくない。行きたくない人もおるかもしれませんし。

そういう自由が先生方にあるのでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

学校の中ではですね、当然、校長がですね、この子ども会の趣旨をお話しをしてですね、先生方に同意をいただいた上で、子ども会に参加する一定のローテーション、そいうったものを組んで参加をすることになります。あくまでも、それは先生方の同意をいただいた上の参加になりますので、参加できない場合の先生方も当然おられると思います。それは先生方の自由ということになります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

いえ、私が言うのはですね、同意を得ている。そういうこと自体、もう一つのね縛りになってるんじゃないかと思うんですよ。そうじゃなくて、最初からそのローテーションの中にも入りたくないという方もおられるだろうし、また、入るべきじゃないと考える方もおるかもしれません。そういう自由は許されているんでしょうか。それを聞いてるんです。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

当然、その自由は許されております。ただ、これまでのところですね、そいうったお話は自分の耳には入ってきておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ、言葉では許されると。でも、そういう人が耳に入ってきてないということは、形は自由参加でも、なかなか断り切れないという現状があるんじゃないかなということが推察できますが、あくまで先生方が自由に、この子ども会には参加してると言うのでしたら、これ以上こちらが言うことはできません。

次に伺いますけど。解放子ども会に参加した先生方には、今まで、教育長がお話しするには、当然、謝金が払われていたと言われておりましたが、これは報酬の二重取りになるのではないかなどと思いますが。勤務時間にですね謝金が払われるということは、二重取りになるんじゃないかな。

これも違反してるんじゃないかなと思うんですが、この点はどうですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

先生方に支払われます謝金についてでございます。先生方はですね、一定、謝金を頂いて構わないという条例があります。これは教育公務員特法という条例がありまして、これの17条にですね、そのことがうたわれておりますが、謝金を受け取ること自体ですね、法的に問題にはなりません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

謝金を受け取ることは法令違反ではないという、教育長の答弁をいただきました。また、12月議会までこれは続くかもしれません。

じゃあ、もう1点ね、お尋ねします。

県の方からですね、教育長に対して、この泊まり合い研修とか解放子ども会に対しての指導があったと聞いておりますが、その指導の内容は、これらの事業の何が問題で、何を改善するように言われたんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

この問題につきまして、自分の方ですね、県の方へ問い合わせもしました。また、自分の議会での答弁等についてもですね、協議を致しました。県下の市町村の取り組み状況等もですね、県の方で調べていただきました。その内容につきましては、議員もご承知と思います、子ども会へ参加をしている先生方がおられる市町村が県下で12市町村ですか、ございます。まあそういった取り組みの中でですね、県の方が全体的な取り組みとして、改善すべき点は改善していく必要があるということで指示をいただきました。

その中ですね、やはり先生方が時間内から勤務をするということは、やはり問題があるのではないかとうふうなところも指摘をいただきました。

それとですね、謝金をもらうこと自体はですね、法的に問題がないということでございますけれども、やはりその手続き上ですね問題等も幾つかございまして、そのあたり改善すべき点は改善しましょうということです、県と協議をしております。これは黒潮町だけではなくてですね、全体的な改善ということで協議をしているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

その謝金をもらっていること自体も、県は問題はないと言ったんでしょうか。

私はですね、一般的に給料をもらっている教員ですよ、放課後、学校の外で子どもの指導をしたからといって、謝金をもらう。これは常識的にはですね、あり得ないことだと思うんですが、それが教育長の話では問題ないと。県も問題がないと言ってるんでしたかね。

二重になつたらすいませんが、もう一度お願ひします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

先ほど申しましたけれども、教育公務員の特例法という法令がございまして、この第17条の中にですね、このように示されております。

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者、ここで言う任命権者につきましては、市町村ということになりますけれども。の教育委員会において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、また、その事業もしくは事務に従事することができるというふうにうたわれております。

ここで、給与を受け、または受けないでということは、給与を受け取っても受け取らなくても、他の業務に就けますよということがうたわれております。

このことでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

その兼務条例といいますかね、その兼務を発令する場合はですね、兼務辞令というのが必要じゃないかなと思うんですが。

そういうことも出した上で、この開放子ども会に参加していると。だから違反にならないというふうに解釈してよろしいですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

本来であればですね、命令というか届けを出していただいて、その上で教育委員会が子ども会に参加をしていただくということになるわけですけれども。この届け自体はですね、これまで出ておりませんでした。子ども会の方から委任状だけですね、参加をしていたということになっておりまして、こういったところはですね、当然、改善していく点であろうというふうに思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

さつきですね、謝金については話し合いをするというふうに言われたんでしたかね。ちょっと私、聞き逃が

しましたけど。問題はないけども、考えるというふうに言われたんでしたか。

ちょっと、その点をもう一度。すいません。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

謝金につきましては、特にその勤務時間内からの、この参加ということになるとですね、やはり問題があるということでございます。

それから、この教育公務員特例法のその届けでございますけれども、届けを出せばですね、当然、参加ができるわけですけれども、その内容自体もですね、若干いろいろ考え方方がございまして、あまりにも恒常的なものになるとどうかということもございます。このあたりは県とも協議中でございます。

改善すべき点はですね、これから当然、改善をしていくということになろうと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

謝金については、時間内なら問題があると。改善すべき点は改善するというふうにお聞きしましたので、それを確認します。

それでは、今回もなかなか教育長と意見がぴったりいきませんが、また12月議会について追求しなきやならないかもしれません。そのときはまたよろしくお願ひします。

続いて、次の質問に入ります。

3番目、らっきょう畠裁判について、昨日、明神議員に引き続きまして質問を致します。

昨日の明神議員への答弁を聞いておりまして、私は大変驚きました。これだけの判決が出てるのに、全く執行部としては判決を真摯（しんし）に受け止めてないんじゃないかなと。心から反省している態度っていうのがああいうもんなのかな。私は今回のですね、判決でそう思ったんですが。私の質問でぜひですね、黒潮町の執行部も大したもんだと、真摯（しんし）に受け止めてるというような答弁をいただきたい。そう思っております。

では、質問内容に入っていきます。

この裁判の判決では、訴訟そのものが違法であって、不当訴訟である。その上で、裁判制度の悪用とまで言われております。

最初に、執行部にお尋ねします。町の弁護士さんですが、顧問弁護士さんは法律家ですので、この訴えがどのような結果を招くか、法律家としての常識は当然持ち合わせていると思いますが、町の弁護士さんは、この訴えを起こすことに対してどのように言っておりましたか。

例えばですね、弁護士はやめておくべきだと言ったのに、町の執行部が押し切ったのか。それとも、弁護士さんは止めなかつたのか。それは、止めなかつたとしたら、どういう理由で止めなかつたのか。例えばですよ、絶対勝てるからやりなさいと言ったのか、勝てないかもしけんけどやつたらどうかとか、いろいろあると思うんですが。

まず、その弁護士さんはどうだったか。その点についてお伺いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

宮地議員の、らつきよう畠の裁判についてお答えします。

この裁判に当たって、弁護士は止めなかつたかということでございますけれども。弁護士が止めるということにはならなかつたというところでございます。

また、勝てるかということでございますけれども。当然、そのときには勝てるとかいうことやなくしてですね、我々は係争をですねはっきりさしたいということで弁護士と相談させていただいてですね、弁護士もそのことで同意をいただいたいというところでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

弁護士さんは止めなかつたということですね。じゃあ、この訴えは妥当だということで、弁護士さんがこの話を受けたというふうに取ってよろしいですか。

副町長、よろしいですか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

弁護士は、そういうことで協議をさせていただきました。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私たちの弁護士はですね、最初から、おおむねこのような判決が出るとおっしゃっていました。

その理由というのがですね、議会の議員が町政批判をして、それが気に食わんから司法の場に訴えるなんていうことは、非常識も甚だしいと。そんな弁護を引き受ける弁護士はおらんがじゃないかと、そのように、最初は言っておりました。そして判決については、裁判官も法律家だから、法律家から見たら、おおむねこのような判決が妥当だと、今回の判決内容を予想しておりました。法律家ですと、大体この訴えというのは、こういうような判決になるというのが常識だと言われるんですけども、町の弁護士さんは止めることもなかつたというんですが。

まずですね、町の弁護士を代える必要があるんじゃないですか。今後も町はさまざまな訴訟が出ると思いますけども、今の弁護士に訴訟が来たときに頼むことになりますが、それは町民の税金の無駄遣いになると思います。もっと優秀な弁護士さんがおると思いますが。

まず、弁護士を代える。そういう考えはありませんか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

弁護士のことにつきましては、現在ですね、代えるか代えないか、今、検討をしておるところでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

代えるか代えないか検討をしてるということは、代えることもあり得るということでおろしいですね。よろしいですね。はい。

じゃあ、次に伺います。

この裁判費用は幾ら掛かりましたか。その費用は補正予算には挙がっておりませんが、どこから出ましたか。町民にも分かるような答弁でお願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

弁護士費用は、約30万円です。裁判費用が30万です。

で、13節の委託料で出しています。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

いや、弁護士料、まあ裁判費用というのはほとんど印紙代といいましたか、そういうものだそうですが。じゃあ、30万と。弁護士料30万ですね。それは委託料、つまり税金から出ておりますよということで、住民の方はですね、大変分かりやすいと思うんですが、税金から出てるということですね。

それから、これは私たちに賠償金というものが払われましたが、それは、それも含めての金額ではありませんが、どうなんでしょうか。そういうことも全部を含めた上でですね、裁判費用も掛かっておりますけど、弁護士費用30万プラス、全体の裁判費用。それは幾ら掛かりましたか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

そのほかにですね、これはまあ、すいません、現在までに支払った額はですね、先ほど言いました30万に加えまして、58万8,953円を支払っております。そのほかにですね、反訴について生じた部分の3分の1を原告負担いうふうになっておりますので、まだ11万6千なにがしがですね残っておるというところでございます。

これにつきましては、同じく予算の方で出さしていただきまして、私と町長のですね、減額で補てんをさせていただくということにしております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

こちらは質問時間が限られてるわけですからね、裁判費用は幾ら掛かりましたかって言ったら、計算機も持ってるんですからパッパとこう足してですよ、幾ら幾らと言ってくれればいいと思うんですけど、合計額をまず言ってくださいね。

それからですね、町長と副町長のお金から、副町長と町長の報酬を減額しましたから、それで補てんさしてもらうと。そういう考え方には、私はおかしいと思うんですね。

まずこの、今、合計額がパチパチと出ると思いますんで、合計額出していただきたいんですけど。それはどこから出ますか、ということを聞いてますので。

まずそれだけ、もう一度お願ひします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

すいません。合計額はですね、若干日にちがずれてまいりましたんで、少し金額が違いますけれども。そのへん持ち合わせておりませんので、今、70万5,620円です。その支払いは、町から出していただいてます。

これは、行政はすべて議会の議決を得てですね、訴えることでございますので、すべて支払いは町からになりますけれども、今回のこの支払いについてはこういうことで、町で支払いをさせていただきましたけれども、その部分はですね、私たちが道義的責任を持って、その部分の減額をさせていただいたいというところでござります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

こんなところで時間取ってる場合じゃないんですけどね。

30万の弁護士料、58万、それからほかに、裁判費用11万と。そういう58万というのは賠償金ですね。それを含めたら70万5,000円にならないんですけどね。それをパチパチッとやってもらいたいと言ったんですけど。

合計額というのは、何でかいいたら、住民というのはどれだけの費用が掛かって、それが税金から出てるっていうね、その費用を知りたいわけですよ。細かい内容、要らないんです。裁判費用は幾ら掛かりましたかっていうことを聞いてますので、簡潔にお願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

105万620円になります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

最初から105万と言っていただくと、ほんとに早かったんですが。

105万の費用が、まあこの裁判には掛かりました。そして、それが住民の税金から出ております。

次に移りますが。

行政にとってですね、判決は非常に重い内容だったと思います。最初にも言いましたけど。裁判制度の悪用とか、また、国家賠償法による不当訴訟であるとか、前代未聞の判決内容でした。

不当訴訟とまで判決で言われた理由、自治体が裁判制度を悪用した、とまで言われたその理由は、執行部は何だと思いますか。

お尋ねします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁が重複しますけれども、ご理解いただければと思います。

まず、今回のその訴訟行為そのものがまあ不当であるという判決を出されました。この原因につきましては、宮地議員をはじめ5名の方が主張のとおり、この程度のことは社会通念上の許容範囲であって、それは町政批判として甘んじて執行部が受けるべきであるというのが、裁判所の判断でございます。つまり、私どもが許容範囲を超えていると判断をして訴訟に踏み切った、それが不当訴訟であると、そういったことに判決文ではなってございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

それが、裁判制度を悪用したと、社会通念を超えてたということですよね。

まあ簡単に言いましたらですね、訴えるほどの理由がないのに訴えたということだと、私は言えると思うんです。

それでですね、昨日の、植田副町長が明神議員に答弁したことですね。この、町長が不当訴訟と言われたその内容は、社会通念を超えてたから不当訴訟と言わされたと。しかし、自分たちにはこういう言い分があるんだというのを、副町長が昨日言わされたんですけど。

らつきょう畠の記事に訂正を求めたと。けど、私たち5人が聞き入れないので、やむにやまれず訴えたんだと。こういう考え方は、不当訴訟であるということを自覚していないんじゃないかなと、私は思えるんです。自分たちが訴えたことに真意があるというふうに、明神議員には答弁しておりました。これは副町長と町長の間で違いがあるとは思えませんが、この、やむにやまれず訴えたということはですね、相手が自分たちの言いなりにならないから訴えたんだと、そういうふうに取れますよね。そういうことですよね。相手というのは私たちです。私たちが、町の言いなりにならないから訴えたんだと。この行為が、私は裁判制度の悪用なんだと、そう言ってると思うんですが。

副町長、この点はどうですか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

この、やむにやまれずということは先ほど、その時点ではですね、私たちは不当というふうには考えておりませんでしたので、結果、こういうことが出たということで、今、町長が言いましたようなことで社会通念上を超えていたということで、真摯（しんし）に反省をしているところでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ、社会通念上を超えていて、真摯（しんし）に反省していると言われましたが。私は昨日、明神議員に対する答弁を聞いてて、あれが真摯（しんし）に反省する態度かなと思ったので、今日そこをね、再度言わしてもらってるんです。

このようにも言いましたね。裁判官はですね、言論は言論でやるべきだったと。言論、問題はそれで反論すべきだと。広報でも出すようなことを考えましたかと聞きましたら、そういう手段は一切考えなかつたいうのが、副長町の裁判所での証言でした。

それで昨日の話はですよ、広報で出したとしても泥仕合になると思ったと。私たちが間違いを認めない以上は泥仕合になると思ったから広報に出さなかったと言いましたけども、裁判所で副町長が証言したのは、最初から広報で出す、そういうことは考えなかつたと、そういうような意味のことをおっしゃいましたよね。

それで間違いないですかね。そのように言いましたよね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

私は、検討したというふうに言ったと思ってます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

それね、まあ、これをやってたら時間がかかりますけど、判決文にも出てるじゃないですか。そういう方法を取ろうとしなかったと。ねえ。偽証罪になりかねませんよね。まあね、そういうふうにやろうとしたと認めましょう、それだったら取りあえず。話が進みませんので。そういう方法は取らなかつたというのは証言に、ここに載ってるんですよ、副町長。ねえ。

それで、泥仕合になると思ったとおっしゃいましたけど。私はね、言論を言論で論戦する、それは泥仕合じゃないと思うんです。執行部の方が泥沼に入るんだと、私はそういうふうに解釈しました。

ていうのはですよ、私たちはらっきょう煙で、遅刻した業者が落札したという記事を出しました。いや、これは違うんだけど、執行部が出すとしたらですね。広報に出したら、なんだ、黒潮町っていうのはいい加減な入札をやってるんだなあと、まず、そういうことが公になります。駐車場まで探しに行くのか。なぜ、それを議会で聞いてるのに否定しなかったのか。これから黒潮町の、2億5,600万という大きな入札っていうのは、まあ少々遅れてもいいんだなとか、いろいろそういうことが出てきますので、執行部としては、出さなかつたというよりは出す気がなかつたんだろうと、私は思います。

それでですね、私たちは言論は言論で戦いましょうと何度も言いましたけども、そなならなかつたですよね。副町長たちが言ってきたのは、個人的に出したものを税金を使って出すわけにはいかないと。そういうような話し合いで、なかなかそこがいきませんでしたけど。民主主義のルールで言ったら、意見の違いっていうのは必ずあるわけですから、意見の違いについて自分はこう言ってる、相手はこう言ってる、それを論戦で戦わす。これは何も、泥仕合ではないんです。自分たちの主張が正しいと思ったら、それを堂々と言えばいいわけですし、それをお互いが言い合って、判断は町民に任す。これが一番大事なルールだと思うんです。でも、それをしなかつた。それで、裁判官の方はですね、最初から訴訟ありきで、私たちが謝らないから制裁目的だと、そのように判決文に出ておりますよね。なぜ不当訴訟かと。社会通念を超えてるからだというふうな、まあ、ちょっと分かりにくい言葉で町長は言われましたけど。自分たちの言い分を認めないから、裁判に訴えてやると。これが不当訴訟なんですよね。今も言いましたように、それは論戦でやるべきだったのを、まあ、弁護士さんもそういう判断ができなくて止めなかつたというわけですから、ほんとに前代未聞のこういう判決をもらったわけですけども。

それからもう1つね、気になったことがあります。昨日の。

控訴しなかつたと、明神議員におっしゃいました。それで、森議員の事実誤認があつたということが判決で認められてると。自分たちはこれがあるから、もう自分たちの言い分がまあ認められたので、控訴しなかつたんだというようなことを町長は言われたと思うんですけど。この事実誤認というのは、もちろん私たちは承服しかねておりますが、遅刻した業者が落札したという、それが事実誤認ではないんですよね。判決文に書いてありますけど、森議員の事実誤認というのは、探していたのは課長であった、そう言っておりますが。証言から言えば、それは執行部の係長であると。その供述部分が事実誤認だと言ってるわけです。

らっきょう煙には、遅刻した業者が落札したと、そういう記事を書きましたけども、そのことが間違いだと。

そういうことはどこにも書いてないと思いますが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁をさせていただきます。

ちょっと、判決の方の引用をさせていただきます。

まず、本件記事の摘示事実の真実性という所でございます。14ページでございます。中段の、しかし、からのくだりでございます。

しかし、被告森は、大塚課長がNTT西日本の担当者を探していたのを目撃したと供述すると。それについて、そのまま信用することができない。これは、宮地議員のご指摘のとおりでございます。

そしてもう1つ、重要な所があろうかと思っております。ここの供述するが、ここその後段、これは明白な事実誤認と言わざるを得ない。ここでまず、1つのセンテンスが終わってると思っております。その次、本件記事の起訴となった被告森の認識（供述）には、明白な事実誤認が認められると。ここについては、掲載記事の事実誤認であると、私どもはそのように認識しているところでございます。

（宮地議員から何事か発言あり）

整理して申し上げますと、まず、宮地議員からご指摘いただきました、被告のその事実誤認という所。それはこの上段の、しかしの次2行、これが宮地議員の指摘している部分であると思っております。ここでいいたんこのセンテンスは終わりまして、その次、本件記事の起訴となった被告森の認識（供述）には、明白な事実誤認が認められるのであるから、という所でございます。これが、記載事項の認識が誤っているといった部分の説明文であると、そのように認識しています。

ただし、これも繰り返しになりますけれども、今回、この訴訟行為について宮地議員からご質問いただいております。私どもは、ここに事実関係がうんぬんというのは、この一般質問で議論をすべき内容ではないと、そのように思っております。まず、この訴訟行為について、この判決文にございますように、掲載された内容は社会通念上許容の範囲である。しかるに、執行部としては町政批判として甘んじて受けるべきであると。訴訟行為に至るべきではないというのが、この判決文の最も大きな判断材料になっていると、そのように認識しております。その部分につきましては、先般の臨時議会で謝罪を申し上げ、今議会に至っているところでございますが、先般、明神議員からご質問もございました、書面にての謝罪の認識はないか。これは当然、臨時議会で謝罪を申し上げているわけでございますから、書面謝罪を拒否するものではございません。むしろ出さしていただきたいと、そのように思う次第でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

あのね、私はですね、一般質問にはですね、裁判について全体を聞くと。裁判全体について問うと、そういうふうに通告書にも出しておりますので、そういう。

私たちはですね、このらっきょう畠が、まるで昨日の明神議員への答弁はですね、うそを言ってるかのようだ、そういうニュアンスを言ってるように私は取りましたので、それは私の勘違いだったら申し訳ないんですが。らっきょう畠の記事が間違いだと、そういうことは一言も判決文には出てないですねって、今、お聞きしたんですよ。

出てませんよね。どうですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、先ほど答弁したつもりでおりますけれども、再度よろしいですか。

14ページの中段の、しかしの後段ですね、被告から始まる。これの続きの2行が、宮地議員がご指摘される、その課長うんぬんの、この事実誤認のことを指してると思っております。

その次、2行目の最後の方から始まります、本件記事の起訴となった被告森の認識（供述）。ここが、全般が含まれている部分であると思っております。つまり、遅刻業者と落札業者が一致していると。その認識（供述）。これが全般的にくびられないと、そのように認識しております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

あのね、この裁判はですよ、らっきょう畠に遅刻した業者が落札したと、そう書いたので、名誉棄損になつたから、町は訴えたわけですよね。そしたら、事実誤認があったというこの、私たちは承服しかねますけども、その問題を取り上げてそちらは控訴しなかつたと、そういうようなことを言いましたけど。この文書を取りましてもね、事実誤認があったというふうに言われてますが、私たちは、らっきょう畠そのものはですね、この、何ページだったかな。この記事についてはですね、ちょっとページ数が忘れましたけども、13ページですね。らっきょう畠の記事は、あくまで読み手の判断に委ねる形になっていると。不当なものとは言えないと。ここかな。急ぐとですね、なかなか探しづらいんですが、そういうふうに認められております。というのはですね、なぜそういうふうに言ったかといったら、一番の決め手は、森議員が臨時議会で、遅刻した業者が落札したんではないかという質問をしてますが、明確な否定がなかった。12月議会で再度質問通告書を出して質問しましたが、そこでも明確な否定がなかった。それがこの判決の大きな趣旨になってまして、私たちの記事は間違いでないという、間違いだということは書いてないです。だから逆に、町は名誉棄損ではない不当訴訟と言われたんですが、私たちの名誉は棄損されたということでああ賠償金を払いなさいと、そういう判決が出たわけですけども。

私ね、裁判所に行って証言台に立ちました。それから、いろいろ皆さんのお話を聞いて思つたのはですね、入札そのものの流れというのは、ああ、こういうようにするのか、というのが分かったんです。質問がですよ、臨時議会の質問では、突然でしたから、まさかそういう遅刻した業者が落札したんじゃないですかという質問が来るとは思わないから、明確な否定はできないかもしれませんけども、一般質問、12月に通告書を出してるわけです。再度ですね。こうした場合、普通はですね、事実確認をすると思うんです。

そういう事実確認は、そのときしましたか、副町長。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

事実確認しました。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

その事実確認があった、簡単だと思うんですよね、事実確認ねえ。その担当者に聞いたらいいいわけですから。誰が点呼したんだ、誰がどこの会社を探しに行ったんだ、どうだったかって聞けば分かることです。それは係長ですね、2年ぐらいたってから証言しているわけですから。

その事実確認をしたのに、なぜ議会で明確な否定がなかったか。これを裁判官も一番取り上げてるわけです

ね。事実確認したかどうかっていうのは、裁判官は聞いてませんけど、議会で明確な否定がない。だから私たちは、否定がないのは否定ができなかつたと。森議員がこの目で見て、この耳で聞いて、それを質問しているのに明確な、確かめてるわけですから、議会で。通告書も出して。それで明確な否定をできたはずです。ねえ、事実確認してるわけですから。こんな不名誉な質問が出たら、執行部としては必ず、12月議会ではですね否定するいいチャンスだったと思うんですが、明確な否定がなかつた。

これが決め手になってますが、なぜ否定をしなかつたんですか、執行部は。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

この入札の関係ですね、語弊があつたらいきませんので、少し前段に言わしていただきますけれども。

町と致しましては、遅刻をしているというふうには認めておりませんので、この最後に入ってきた業者をですね、2階で待機しておつたわけですね、その部分はですね、はっきりしておく必要があろうかなと思っています。

それから、なぜはっきり否定しなかつたかというところでございますけれども。これはなかなかですね、議会ではその段階では、私は抽象的で核心には触れてなかつたというようなことでですね、それに対してはなかなか、我々執行部としてもですね、答弁の仕様がないというところで。ただし、この入札には不正がありませんよと、適正な事務執行をしておりますよということで、議会でも答弁しておると思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ、判決でも採用されてますよね。森議員が二度にわたって議会で質問をしてるのに、明確な否定がなかつた。これに基づいて、らっきょう畠は書かれた。だから、らっきょう畠が間違いだという判決は出ておりません。

そういう意味で、先ほども言いましたけど、議会選挙の2カ月前になってこういう訴えがあつて名譽を棄損されたということで、私たちの反訴が一部認められて、賠償金が払われたわけですよね。

それですね、こういう判決が出ること自体も前代未聞ですけども、こういうことを議会で議決する。この判決に出てますね。多数を頼んで、それを議会で議決することが異様であると。違法行為をするということが異様であると。それは反対議員、反対勢力の口封じになる。制裁目的であったと、そういうことが判決に出てるわけです。

それで、住民自治とは何かっていうことが、この判決の一番の、私は言いたかった主旨だと思うんです。住民自治という言葉もこの判決に出ておりますが、住民自治っていうのは、主人公は住民ですから、黒潮町では黒潮町民ですから、執行部というのは賛成意見だけじゃなくて、反対意見も批判勢力も、または提案でも苦言でも、いろんな意見に真摯（しんし）に耳を傾けて、そういう町政をするのが当たり前だと。そういうふうに真摯（しんし）に耳を傾けないで、反対勢力は気に食わんから司法に訴えるということが、再々言っていますけどまあそれは裁判制度の悪用なんですから、住民自治を、こういう間違いを犯したんですから今後はですね、住民自治というのを徹底して、黒潮町さん、やりなさいよと。大いにこのことについては反省をして、批判勢力、気に入らんから謝れとかですね、謝罪文を出せっていうんじゃなくて、言論は言論で論争しながら、切磋琢磨（せっさたくま）しながら、いい政治をしなさいよと。なぜなら、それが町民にとって一番いい政治ですよというふうに、判決で言ってると思うんです。

その点を、私は再度ですね、お願ひしたい。逆にそういう政治をしていただきたいと思います。

町長、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

住民自治につきましては、議員ご指摘のとおりであると思っております。そういういた政治を目指してまいります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ、謝罪文もくれるということでした。確かに、社会通念上から言ってほんとにね、私たちを被告にしたわけですから、そのこと自体がほんとに、国家賠償法の不当訴訟であるとまで言われた判決ですので、そういうことはもう、町長がそういう態度を取ってくれる。まあほんとに、黒潮町の執行部も大したもんだなというふうに世間で、私は認めていただきたいと思います。

そしてですね、真摯（しんし）に反省してることで住民自治をこれから基本にして、住民の声を大事にし、反対勢力に対してもですね、私たちだけじゃなくてですよ。批判勢力、いろんな意見に真摯（しんし）に耳を傾けるということでした。

それからですね、それで反省をしてることでしたが、私は、議会で賛成した議員の皆さんも、感情的になるんではなくて、やはりこういう判決が出た。それに手を挙げて賛成をしたということはですね、やはり真摯（しんし）に受け止めて反省をしていただきたい、そのように思っております。そして、二度とこういうようなですね、世間に恥すべきような判決が出るような、そういうことをやめていただきたいと思います。

まあ今後、そういうことがないようにしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩します。

休憩 10時 40分

再開 10時 55分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小松孝年君。

1番（小松孝年君）

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を行います。

今議会の私の質問は、財産管理についてと、請負工事についての2点です。今日、私の持ち時間は30分です。少ない時間ですので、いつものようにあまりしつこくならないように気を付けますので、執行部の答弁もベストな、分かりやすい答弁をお願い致します。

早速ですが、まず1問目の、財産管理についてです。

質問の要旨に書いていますが、町の所有する財産は、土地、建物、山林とさまざまなものがあります。その財産管理について問います。

この財産管理となると多岐にわたりますので、今回は使用していない建物と、それから土地、山林の2点についての質問です。質問の要旨の方、1、2と書いておりますけれども、関連する部分もあると思いますので、まとめてを質問しますけれども、よろしいですかね。

それでは、まず1点目、カッコ1はですね、ああ、まとめてるけんええがか。建物についてということで、住宅関係では使用していない住宅はあるか。もしあればですね、その理由。これは、住宅だけではなくってもいいです。空いた建物があればですね、お聞きします。

それとですね、次の、土地、山林の管理はどういう管理の方法を取っているかということで。貸し付けている物件は除くと書いてあります。貸し付けている所は、借りた方が多分管理をしていると思いますので。

そういう内容で、1回目の質問は要旨のとおりお聞き致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは小松議員の、町有財産の管理の、住宅関係についてのご質問にお答えしたいと思います。

黒潮町の管理している住宅は、公営住宅として整備したものが404戸、そのほかにですね、住宅として使用可能なものが5戸あります、409戸あり、まあほとんどが目的に沿ってですね、有効活用をしているという状況にあります。

今現在ですが、使用していないというものにつきましては、佐賀地区にあります老人の家と、大方地区の移住者支援住宅の2戸でございます。

老人の家につきましては、平成19年まで使用されていましたけれども、その後、老朽化が進み、現在、使用できないという状況にあります。また、移住者支援住宅につきましては、本年3月まで使用していましたが、これも老朽化が進んでですね、修繕の必要が出てきましたので、その後、使用ができておりません。この移住者支援住宅につきましては、今回、有効活用するために補正予算を計上しておるところでございまして、議決後ですね、早急に修繕を図り、有効活用をしたいというふうに考えております。

次に、町有財産の土地、山林の管理についてでございますが。町の所有する土地や山林についてはですね、総務課や域住民課が管理する普通財産や、赤線等の法定外公共物、それから、各担当課が管理する行政財産があります。行政財産は、庁舎や保育所等の建物が建っており、建物や敷地について常時使用されている財産につきましては一定の管理がされていますが、廃校や廃園になった建物はですね、利用頻度が低い財産につきましては、管理上課題が出てきた段階で対応するというような状況でございます。

一方、普通財産につきましては、団地等ののり面や、古い墓地、池、沼、山林等、筆数や地目が多岐にわたっておりますので、町有地が多くですね、定期的な管理ができるおらないというのが現実でございます。

しかしながら、住宅の近くにあります土地の雑草や、近所に迷惑になる場合にはですね、自分たち職員や地元の業者さん、あるいは緊急雇用の方などにお願いをして、草刈り等を実施するなどをしてですね、管理をしている状況でございます。

また、平成12年から15年ころだったと思いますが、国から払い下げを受けました赤線等の法定外公共墓地につきましては、軽微な破損につきましては、普段利用されている集落の方にお願いをしている状況にあります。集落等で修繕できないものにつきましては、大きな部分につきましてはですね、部落要望等で出てまいりまして、地域整備事業等で維持、修繕を行つておるという状況にあります。

町有地はほんとに多岐にわたっておりますので、把握とか管理が大変課題にはなっております。そこで、平成23年度ですね、公開制度のシステムを導入して、各課の財産の洗い出しを行いました。今後は、このシステ

ムを活用しながら、さらなる適正管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ほんとに多岐にわたっているわけですけれども、定期的な管理ができない所もかなりあるみたいです。何か、いろんなシステムを利用しながら、適切な管理を今からしていくということですので、まあそれはそれでいいじゃないかと思います。

ただ、草刈りとかそういう部分ですよね。緊急雇用なんかを利用して、管理できるところは管理しているというニュアンスで取りましたけれども。

今回ですね、23年度決算を見てもですね、それから、その前回の22年度の決算見ても、5款の労働費の中での、1項1目と2目の地域雇用促進事業、そして雇用対策事業。そこの賃金の所ですね、2年連続まあ400万円以上の不用額が挙がっております。委託料の分も合わせればですね、1,000万を超えております。不用額は、あればいいものと、そうでもないものがあると思います。特に、雇用対策の賃金の部分は後者の方で、不用額がなるべくない方が目的に沿っているのじゃないかというふうに、私は思っておりますけれども。

この2年間を見ても、同じような額と、それから同じようなパーセントの不用額があるということはですね、その賃金を利用して、管理のできていない所なんかにですね計画していけばですね、もっと有効的に使えていくのではないかと思いますけれども。そのへんについて、どう考えているかもお伺いします。

それから、建物についてですが、ちょっと前後しましたけれども。これはまあ、空いている建物は今少なくて、老人の、憩の家と、それから移住者支援住宅、そのぐらいしかないみたいでありますけれども。まあそのへんの利用の仕方、もっと有効利用ができないか。

それから、ちょっとここに書いていませんでしたので、空いた、もっと施設いうか、旧施設なんかも空いている部分があるんやないかと思いますけれども。これはいろんな施設がありますので、そういう施設をですね、もっと有効利用できるようにやっていってはどうかと。例えば、この町の人口を増やすためにですね、やっぱり住宅、それから移住者、もっと受け入れをすればですね、町の財政にも助かってくるということがあります。

隣の四万十町ではですね、まあこれ町営住宅なのか、ちょっとその空き家やったか、ちょっと今、どうやつたか、ちょっと忘れたわけですけども。確か、聞いたところによるとですね、空き家を町が買い取ってですね、そこにIターン者を3ヶ月か、そういう期間を限定してですね、まず住んでもらって、それから、気に入つてもうたらしっかり移住してもらうと、そういうふうなシステムを取っているというのを聞きました。

町もですね、やはり今、黒潮町も人口が減っている中、ましてやこの震災で、ちょっとイメージも悪くなっていますけれども。そういう財産の建築物を増やしていくことになりますけれども、そういう方法を取ってもですね、何とか町の発展というか、活性化につなげていくことはできないかと、そういうふうにも思っていますが。

ちょっと前後しましたけれども、2問目の質問にします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

まず、23年度決算で労働費、5款の部分ですが、不用額が1,300万くらい計上しております。まあこれにつきましてはですね、国の緊急の雇用対策事業等で導入を致しまして、各課でそれぞれ対応をしております。雇用関係ですので、この決算見込みあたりを出す段階にはですね、なかなか決算の状況が把握できないというようなところがありまして、このように不用額が出ておるわけですが。

これをですね、町の財産管理にということにはですね、制度上、なかなか厳しいものがあります。

それから、そのほかで町単独で財産管理といいましてもですね、なかなか財政状況厳しい中ですので、地域の皆さまの支援を受けながらですね、現状の対応を目指したいというふうに思っております。

それから、休園等の施設の有効活用というところですが。まあ、老朽化等も進んでおりまして、修繕にはお金が要るという状況もありますけれども。町もですね、浜松保育所なんかを、町の書類の書庫等にも活用しております。それから、東部の保育園はご覧のとおりですが、早咲の保育園につきましても、学童保育等で利用をいただいておるというような状況ですね、活用できるものについては精いっぱい活用しておるという状況にありますので、ご理解願いたいと思います。

なお、老朽化等で活用できておらないという施設も一部には見受けられますので、そのあたりは、今後どのようにするか検討したいというふうに思っております。

それから、一つの例として、空き家の買い取りでIターンへの貸付というお話も出ましたけれども。確かにですね、Iターン、Uターン等、町内への移住ということをですね目指して、空き家対策事業も行っておるところです。まあそれにつきましては、小松議員にも大変お世話になっておるという状況ですけれども。

現在のところはですね、3年くらい前に空き家調査をして、貸していただける、あるいは、売っても構わないよという部分につきましてはだいぶ利用が進んでおりまして、残る所はですね、ほんとに少なくなっています。3軒か4軒くらいだろうと思います。

まあ、実質買う、あるいは借りるという、まあ個人間の契約になるわけですので、その部分につきましては町が関与できませんけれども、貸家の希望は相当ありますので、できればですね、今後、また空き家調査等を検討してみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

この財産管理ということは、どういうことか。何かというとですね、ちょっと調べてみましたけど。これは、どのように財産を保存、利用、改良、それから処分することを言う、というふうに出ていました。

保存というのはですね、保管、修理、それから登記。それから利用というのはですね、賃貸、それから預貯金、投資。それから改良というのは、増改築。で、処分というのが廃棄、売却とかいうふうに書いておりましたけれども。ほんとに難しいのが、やっぱり保管。それを守っていくとか。それから、修繕。またそれから、利用するということも難しいとは思いますけれども、ぜひ、今言うたようにやっていただきたいと思います。

それとですね、さっき、ちょっと答弁の中で、その緊急雇用の所を、そういった町の財産管理に使うことは難しいと言ってましたけれども。緊急雇用の賃金の所では、町道や、それから、いろんなとこの木材の伐採や、それから草刈りなんかもやってるわけですよね。まあ別に、それやったらできるんやないかと思います、そういった草刈り関係はですね。

そこで、ちょっと、また出たかということになるかもしれませんけれども、大方球場なんかもですね、まあいたら、周り草だらけ。それ、管理する者もおらんし。あれは実際使用している、一応、町の財産ですよね。

土地の中に入っていますけれども。まあそういったところなんかですね、そういう緊急雇用なんかの予算使って、ぜひですね、毎年同じ額、不用額出ているわけですからですね。もうちょっと、中間見直しとか掛けてやるとか、最初から予定に入れてやるとか、そういうふうにやればそんなに、常時雇ってやらないかんわけではありません。もう年間ですね、約何十万ぐらいの単位で済むわけです。その草刈りにかんしてはですね。そういったところも、ちょっと気に掛けてほしいなというふうに思っております。

また、球場のことに入って大変申し訳ないですけれども、これも町の財産ですので、そういったとこの管理のやり方ですよね。

例えば、ちょっと教育委員会の方にも聞いたわけですけれども、学校なんかのグラウンドの土なんかは大体、調べてみると、小学校、中学校ありますけれども、まあ小学校なんかグラウンドが狭いですので、そんなに大して土が減っていくこともないと思いますが。その小学校でもですね、何年かに1回は必ず土を入れております。で、中学校なんかにかんしてはですね、結構クラブ活動とかいろんなことで使いますので、結構減るのも早いような状況です。大方中学校なんかも、近年、もう地肌というか、もう石ゴロゴロになるぐらい見えていたと、そういうふうに向っております。ほんで、佐賀中学校もですね、23年度と今年もですね、入れた台数を見ると、10トン車に9台、それから真砂土（まさつち）、10トン車に15台、2年連続でこんだけ入れてます。立米数に直すとですね、約、2年合わせて145立米ぐらいになるんじゃないかと思いますけれども。大方中学校もやはり、おとどしにも何台か入れているわけですけれども、今年も水はけは悪くなるし、グラウンドの地肌が出るということで、約96立米、100立米近く補充しています。広いグラウンドでしたらですね、100立米いうたら大きな数に見えますけれども、大してすごい厚さが出るわけではありません。

教育委員会なんかは、毎年こうやって予算組んでですね、やっぱ入れてくれております。やはり総務課なんか、球場の管理も入ってますので、ぜひですね、そういった土のことなんかも分かっていただいて入れなければ、ほんとに今、地肌が出ています。地肌が出ている状態。だから、水はけが悪くなる。ほんとに最近、すごく利用者も増えてきているわけですけれども、このままいくとですね、ほんと、大方球場は芝生はないですがれども水はけがいいグラウンドということで、すごい人気があったわけですけれども、最近ほんとに、一日降ったら何日も、まあ2、3日、水がちゃんと引かんと、そういう状況になってますので、ぜひお願いしたいと思いますが。

そのへんの、球場の管理についてはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まずですね、緊急雇用関連での質問がありましたけれども。質問の中にもありましたようにですね、常時では要らないというところがですね、やっぱりネックといいますか、になっておりまして。先の答弁の中で、管理にはですね、まあ自分たち職員が行けない場合には緊急雇用の方、要するに、道路関係で雇用してきていただいてる方にですね、2、3日お願いするというようなことで、現在、管理しておりますので、常時となりますと、なかなか課題があるというふうに考えております。

それから、球場の土の関係ですが。小松議員に熱心に管理していただいておりまして、敬意を表するわけですけれども。今年もですね、ファイティングドッグスあたりの公式試合というようなことで土の要請もありますし、搬入も致しました。

それで、今後もですね、この球場の利用状況を見ながら、必要に応じて対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

今年も土を入れてくれてるのはすけれども、それはまあ、ちょっと内野の土だけ、ちょびっとだけです。実際、ほんとに欲しかったのが外野の真砂土（まさつち）ですけれども。一応、予算も出して計上していたわけですけど、ばっさり全部切られておりましたので。まあそのへん、もう1回、次は見直していただきたいと思います。

ほんで、ちょっと道路関係の方々をそういった草刈りに回してくれてる、まあ、その球場の管理にも回してくれるみたいですけれども。これもですね、空いたらやるみたいな感じで、本当、あれは定期的に、まあ5月ぐらいからですね。5月ぐらいから、2週間に一遍程度やっていけばですね、済むわけです。ほんと、2人、3人ぐらいで、2日ぐらい雇えばできます。あと、その溝の掃除なんかもあります。それは結構重労働ですので、やはり3、4人で2日、3日かかります。ほんと、その溝の掃除した後の土なんか見てみるとですね、1年間たまたま土ですね、ちょっと掘り出したやつを今年見たんですけども、やはり、2トンダンプに4、5台は出でます。4、5台ということはですね、どれかになりますかね、10立米ぐらいになりますかね。それが毎年出でるわけです。ほんで、それからまた流れていく土もあります。溝に残らず。約、それが、考えると2倍ぐらい、まあ毎年20立米ぐらいはなくなっているわけですよね。それを考えたら、やっぱりそういう補充も大事やないかと。

ほんで、もう1回戻りますけど、道路整備の方々を使うというのはですね、どうしても定期的にできない。空いたときにやる。最終的に、ぼうぼうになってからやらないかんと、そういうふうになってますので。やはりお客様とかですね、利用者がちょっとこう使うに支障を来す、まあそういうこともあります。

それと、もう常に前から言ってるわけですすけれども、あまりにも行政は、ボランティアがやってたらボランティアに頼り過ぎる。そういうとこがありますので、そういう考え方もちよつと直してほしいと。そういうこともありますので、こういう質問を出しております。

ぜひですね、その委託という方法もありますし、それから、そういった定期的な雇用という。同じ人をそっちに使い回しするのではなく、それはそれで専門的にいうか、特別に使っていただけるようにお願いしたいのですが。

その点、もう1点どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

答えの方はですね、やはり基本的な部分になりますけれども、まあ當時雇用という部分にはなかなかなりにくいというふうに考えておりますので、現在の雇用を、道路管理としてですね、雇用を継続していくという状況にありましたら、その中の活用を進めたいというふうに思っております。

2週間に一遍くらいな所はですね、特に夏場の草の生える時期というふうに思っておりますので、そのような対応でいきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

分かりました。

そういうた、うまく、ローテーションとか、そういうがを組み方によってはできると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、今の答弁を忘れないように、いい方向でいくことをお願いして、2問目に移りたいと思います。

2問目は、請負工事についてです。

まあこの関連の質問はですね、これまで何度かしてきましたが、将来の黒潮町のため、町内業者を守るためにも、行政の考え方をいま一度見直してもらうために、これまでの議会で私がしてきました質問とかなり重複する部分もあると思いますけれども。また、日ごろですね、役場に出向いて、課長や係長の仕事の邪魔をしながらですね、言つてることですけれども。これはですね、いろんな係にですね共通する部分もあると思いますので、ここであえて質問を致します。

まず、その1点目です。カッコ1のとこですけれども。

工事現場に、積極的に担当職員を出向かせ、そこで現場の知識や現状把握、判断能力を養うことが大切ではないかという質問です。

まあこれは、工事現場にかかわらずですね、すべてにおいて共通する部分がありますので、ほかの課の人たちもいろんな場面に照らし合わせてですね、考えてもらいたいと思います。

それでは、そういった内容ですね、カッコ1の答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは小松議員の、工事請負関係についてのご質問にお答えしたいと思います。

黒潮町の職員採用は、土木や建築といった専門技術職員の採用ができてなくですね、一般行政職としての採用をしております。採用後、配属された職場で先輩職員に教わりながら、専門知識を取得しているというのが現状でございます。

ご質問の、事業畠の職員はですね、積極的に工事現場に出向き、施工条件が現場ごとに違つてる状況で判断力を養えとのことですけれども。これは本当に、大変重要なことというふうに考えております。現場で多く出現する基本的な施工状況についてはですね、できれば一定期間出向させ、経験さることはですね、非常に良いことというふうに考えております。

しかしながらですね、現実は少ない職員数で、多くの事業を抱えて業務をこなしているのが現状で、必要不可欠の施工状況確認で現地確認をしているというのが現状でございます。今後は、職員の専門技術の研修はですね、高知県建設技術公社が行っておる研修に参加するなどして、専門的技術の取得に努めるとともにですね、また、職員自らも、資質向上を図つていただきたいというふうに思つております。工事現場に積極的に出向きますね、現場で判断できる職員育成ということですね、自ら勧んでも頑張つていただきたいというふうに思つております。

小松議員のこの職員育成という部分については、大変良いこととは思いますけれども、ほんとにですね、今、職員も大変ですので、そのあたりでですねご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

今の課長の答弁の意味はよく分かります。ほんと、今、防災関係とかいろいろですね、職員もなかなかそういった余裕がないのはよく分かりますがですね、ほんと、ほんまに専門職にならなくても別にかまんわけですよね。今、できることといえばですね、例えば、その現場がある。業者からしてみればあんまり、行政職員にはあまり来てほしくないわけですけれども。まあ、いろんな最終的な判断をしてもらわないかんときがありますので。

やはりそこでですね、やはり行って見ることと、それから、行って聞くこと、それから、そこで考えること。そういう3点がやっぱり大事です。我々もそういった工事関係にかかわってきましたけれども、やはり、自分たちなんかはそういう学校を出て、今の、水道をやってますけれども、仕事を覚えたわけじゃないです。やっぱりその現場に行ってですね、先輩から教えられたいこともあります。ほんと、建築とか土木やったら結構、そういう専門でやってきた人がおりますので、教えてくれる人もおるかもしれませんけど。まあほんと、そこの現場に行って、そこで現場を見てですね、疑問点があれば、それを帰って調べたりしていくうちに自然に覚えるもんです、仕事いうのは。で、そういった仕事を覚えてくれるとですね、今後の、例えばそういった、後でも出てきますけれども、いろんな多岐にわたった仕事、こういった工事関係の仕事をこなしていくときですね、もっとスムーズにいくようになります。全然知らんことをやっていると、目に見えないもんですので、かなりこう、何言いますかね、手間取ってですね、よけ時間がかかります。今からその作業の効率化を図っていくためにはですね、そんなにそこへ張り付いて、一緒に現場出れというわけじゃないです。まあ行って、どういう状況かを見てですね、そこでいろんな判断力、まあさつき言った、見る、聞く、考える。見るというのは、その状況判断ですね。それから聞くというのは、そこで会う職人とかそういう人たちに、こういうがはどういう仕事をしようかと、ちょっと聞くだけです。そんなに一日飛ぶとか、そういうことやないです。聞いてですね、まあそこでも勉強になりますし。それから考えるというのはですね、まあそういったその現場で問題点があったときに、どうしたらうまくいくかなというふうな最善策を考えること。あ、いかんから、こういうふうにやりましょう。それをすべて設計に任すのではなくですね、そこで考えることも、やはりそういう知識になります。で、次の仕事にまた生きてくるわけですから。ぜひですね、その現場を知るというかそういうことをね、ぜひ職員の方々には、大変だろうと思いますけども後に生きてていきますので、ぜひやっていただきたいと思います。

ほかの課もですね、やっぱりこの工事現場に限らずですね、いろんな現場があると思いますので、そこらへんにそういった目で、見る、聞く、考える。そういったことを頭に入れながらですね、出向いていってほしいと思います。

ほんと、例えばですね、水道の係があります。そこの職員なんか、よくやってますよ。ほんと、今言ったこととちょっと反するかもしれませんけど、現場に出ていってですね、カッパ着て泥だらけになりながら、一生懸命やってます。それをやるとですね、やはりいろんなことを覚えていっています。体で覚えるというか、細かいどこまで分かってきます。ですから、結構、積算とかそんなことにおいてもですね、できてくるようになってくるわけです。

ほんと、例えば設計事務所なんかもですね、現場に出ない設計士なんかは、ほんとに設計間違いが多いわけです。現場を知らないから。紙の上だけでしか判断しません。ほんとに現場によく出ていって、いろんな状況、それから、そういうことを聞いた設計士さんには間違ひありません。ほんとに細かいどこまでですね、立体的な考え方でやるというか、3次元のやり方でやるというか、すごいね、間違ひがない仕事をしてくれます。ですので、ぜひとも出向かしていただきたいわけです。

今言ったみたいにですね、當時行かすとか、そういうがやないです。ぜひですね、少しでも、ほかの課もそうです。職員を、出向いていってちょっと見てこいとか、そういう時間を取りていただきたいのですが。いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

再質問にお答えしたいと思います。

基本的にですね、町の方も現場主義でおりまして、まず、現場を見て判断といいますか、現場を見て、どのような工法を取るかということで考えております。

その中で、やはり今度、工事となりますとですね、今、パソコンの上で設計書ができるまいりますので、細部といいますか精度のある施工条件あたりがですね、やはり現場でないと判断できません。そのあたりの課題がありますので、今ありましたように今後ともですね、現場は基本的には現場主義でいきますけれども、やはり業務の時間の都合もありますし、すべての時間というわけにはいきません。それで、施工する段階ではですね、段階確認という、細部のことになりますけれども、いう作業がありまして、その段階には職員が入って、写真を撮るということが基本になります。そういう状況の段階には、必ず現場に出向くというようなことで対応しております。

それ以上に、また現場に行くということも大事ですけれども、これにつきましてはですね、先ほど答弁したあたりですね、これ以上の現場に行っての対応ということは、なかなかできにくいということでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

極力いいですので、ぜひやっていただきたいと思います。

ほんと、さっきの答弁にもありましたけど、行政の方は専門家がおらんけん分からんとか、そういうふうにして時々逃げるときありますんで、もうちょっと勉強するように、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことですね、次の2番の方に移りたいと思いますが。

これはちょっと、今まであった裁判の話とは全然違いますんで。入札の不成立があった場合というのですね、不成立いうがは不落ですね。入札が落とせなかつたとかいう場合、見直しを掛ける仕組みづくりをというところです。

これはどうしても、さっきもちらつとありましたけども、設計なんかも間違があります。それでですね、間違いはあるけど、その間違いをこう正当化せずにですね、間違いは間違いとして事実を確認するということが今後に生きていくわけですので、ここではそういうためにこういう質問をしてます。

いかがですかね。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは小松議員の、入札不成立の場合の対応というところで、答弁したいと思います。

まず、入札が不調になった場合の基本的な流れにつきましては、制度として確立をしております。

その状況ですけれども、現在の入札の手順につきましては、当初、入札を行い、入札不調となった場合はで

すね、新たに入札参加者を指名して、公開入札を行っております。公開というのは、新しいメンバーで入札をするという意味でございます。

公開入札を行っても、なお落札者がないときは、当初入札および公開入札を通じて、最低価格者、この中には失格者とか辞退者は除くわけですけれども、最低価格者の中からですね、順次、随意契約をできないかの折衝を行うこととしています。もちろん、これは予定価格内の話でございます。

基本的には、今、ご説明した手順によりですね、契約締結に至りますが、設計内容に誤りがある場合については、設計の見直しを行い、新たな工事として設計金額に応じた業者を示し、入札をしているところでございます。

ただしですね、緊急を要する場合というのがございまして、緊急を要する工事につきましては、入札不調となった場合、公開入札を行わずですね、即時、随意契約の折衝を行い、承諾、まあ合意ですね。合意をいただいた場合には、契約を締結するということがあります。

また、契約締結後、設計内容に誤り等が確認できた場合につきましてはですね、契約書に基づきまして設計変更を行っておるという状況にあります。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

入札の流れは自分たちも、そういう工事にかかわってきた経験もありますのでよく分かっておりますが、その入札の不成立があった場合ですね。今、1回目でやったらメンバーを変えてやるようなこと、これが通常だと思いますけれども。結構ですね、この何年間か、前にも質問しましたけどね、まあ課長には日ごろよく話してるので分かってると思いますけど。結構何年間か、その間違いというかですね、もう設計の方で明らかに間違ってる部分があります。

ただ業者はですね、やっぱりどうしても落としたい。で、もし不成立があってですね、不落があつてですね、次にメンバー変わっても、やはり、すごい心配があるわけですよね。もしここで町内業者を落とせなければ、よそにとられるとか。だから、無理して落としたりする現状が今までありました。これはなかなか、行政の方ではそんなこと分からんと思いますけれどもね。で、間違いがあつてもですね、それに泣き寝入りしなければならないということが現実でした。ほんとに、それは実際あった話がいっぱいあります。現にそういうことも、最近にもあったと思いませんけれども。

そういうところがありますのですね、特に黒潮町の場合、専門家がおらんという、さつきもありました。それと、それを見るレベルの担当者も、建築関係はですね、土木はおると思いますけれども、いないということですので。やはり何か、そういうふうに不成立があった場合はですね、何かあるというふうにやはり思っていただけの方がいいんじゃないかと思います。そうやってそれを、間違いを正すことによって、ああ、こういうところも間違うことがあるんやな、いうことがだんだん分かってきますんでね。それもやっぱり繰り返しやっていかんと、なかなかちゃんとした入札ができない。ほんと、町内の業者を守っていくことが一番、今日の質問の中でネットに挙げております、最初の部分で。そういうことをやっていかなければですね、今からも防災関係でかなり、避難道とか、土木関係ですけれども仕事ができます。そういうことでそいつたね、工事の予算的なものずれというか予算が合わない、そういうことがあつたらですね、町内業者はどんどん、仕事をやるにつれてつぶれていきます。仕事がせっかくあってもつぶれていく、そういう現象を起こさないためにですね、適正な価格。ほんとに業者もそこで仕事をやってですね、潤える価格というのを提示していただき

たい。

それとですね、その工事中にいろんな変更があるときもあります。そのときなんかですね、まあ例えれば、何かの品物を入れないかん。で、途中で変更になる。そんなときなんか、1回下ろして、そこの現場に据え付けたらなかなか、それで変更にならんですね、その返品できないわけですよね。そんなときなんかがあるわけです。そのときの対応なんかもですね、まあこうしてほしいというのがあるわけですけれども、いったん、どうしても納品したもんはなかなか返品できないもんをですね、1回それで引渡ししてですね、その後、変更でやつていただければ、その業者も無駄なというか、自腹を切らんでもいいわけですので。そういういたところもやっぱり考えてですね、やってほしいと思いますが。

もう1回、入札についてお伺いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、入札の問題ですけれども。入札のときにはですね、町も設計書を確認をして、それに基づいて入札掛けるわけですが、その入札の段階ですね、業者さんからの設計図書についてのですねご質問も受けております。その段階で質問があつて、入札後に解決できる部分につきましてはですね、落札後、契約業者と対応しますというようなことで対応しておるわけですが。そのあたりですね、今の段階は進むしかないなというふうに考えております。

やはり入札参加者が、金額の差異が出た場合にはですね、後でいろいろ質問もされるわけですけれども。その段階でも、やはり基本路線につきましてはですね、先ほど答弁した基本路線でいくべきだらうというふうに考えております。そこの線を崩してくると、なかなか、あっちもこっちも融通効きにくくなるというふうに考えておりまして、基本的にはですね、今の、第1回で答弁した方向に持つていきたいというふうに考えております。

それから、質問の途中で、導入した備品の変更ということについてはですね、ちょっと確認できておりませんので、答弁はしかねます。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

もう、時間もあまりなくなりましたので。

ほんと、基本路線は別に変えなくてもいいですけれども、まあ何かあったときにやっぱり検証することをお願いしたいと思います。

次の3問目ですけども。

これは、小規模な工事は、町内の小規模業者に幅広く発注するような考えを持たないかということです。

これはですね、今回の給食センターでもありました。あの給食センターの本体工事があって、付属工事がいっぱいあるわけですね。ほかの学校の工事なんか。そんながをですね、町内業者にこう発注していただければ、町内の小さい業者ですね、それなんかもやはり潤ってきますので。ぜひ、業務的に大変にはなると思いますけれども、そういった努力もしてもらわないと、町内の業者がつぶれていきます。ほんと、そうなるとですね、前の質問もありましたけども、町内の業者を守らないと、今度、災害が起こってきたときにですね、ほんと中心になって守ってくれるのは、そういった建築、土木関係の業者です。ほんとにそういう考え方も持つてです

ね、例えば、重機の借り入れなんかもあったんですけどね。ほんとに守っていかなくて、今度災害来るときに業者が誰もおらなかつたら、ほんとに孤立無援な町になりますので。そういうことも頭に入れてですね、その工事の発注なんかもいろいろ考えてほしいと思います。

ほんで、山崎議員からもありましたけど、避難場所に小屋、そういった発注の方法もあります。それも、まとめて発注するのではなくてですね、小分けに、業務は大変かもしれませんけど、やっていただきたいと思います。

いかがですかね。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、小松議員の一般質問のですね、小規模な工事は町内業者に幅広く発注を、とのご質問にお答えしたいと思います。

基本的にですね、以前からですけれども、特に大西町政もですね、地元業者育成というふうな基本には立っておりますので、まずその点はですね、ご理解願いたいというふうに思っております。大きな工事につきましても、分割発注というようなこともしてですね、設備とか主体とかいうふうにあるわけですが、そういうものについてはですね、分割発注をして対応しておるということもご理解願いたいというふうに思っております。

基本的なところで、まあ小さな入札事務になるわけですが、入札に当たりましてはですね、基本的に設定額に基づいて、指名業者や指名業者数を、一定の基準に基づきまして実施しておるという状況でございます。

小松議員がおっしゃられる小規模工事がどの程度のものかは不明ですけれども、町の基準ではですね、工事でしたら 130 万以下の工事の大半につきましては、工事現場に近い近隣の業者数社から見積もりをいただいてですね、随意契約により契約を締結しているというところであります。

工事の種類によりましては、町で把握できていない対応可能な業者さんもあるかとは思いますけれども、今後も可能な限りですね、工事現場に近い業者選定を行うとともに、町内小規模業者にも発注できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

先も言いましたけれども、基本的にはですね、町内業者育成を基本に置いた対応をしてまいりたいと思っております。

なお、各種ございまして、土木、建築、管とか、電気とか、水道とか。その以外からもですね、指名願いの提出をできるだけしていただきたいと。指名、ましたら、こちらが分からぬ部分もありますので、指名可能な金額の範囲内でですね、指名に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松議員、あと 2 分ですけど、よろしいですか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

そうですね、さつき、ちょっと指名に入つていただきたいと言いましたけれども。これはですね、やはり今までの歴史があつてですね、どうしてもらひとつ、まあ繰り返しになりますけれども、何ですかね、工事が、やっても自分たちの利益にならないいうことがずうつとありましたんで、そういう設計ミスとかそういうがですね。ほんで、もう指名には入りたくないという方が結構おります、話に聞くと。

やはりそのへんがありますので、もうちょっとそのへんを見直してほしいと思います。

ちょっと、延長よろしいですか。

議長（山本久夫君）

質問ですから、3分追加しましょう。

4分、あと残り時間。

1番（小松孝年君）

ありがとうございます。

ちょっと、時間設定ミスでした。

もう時間がありませんので、あんまりごちゃごちゃ言えませんけれども。最初言うたことがうそになってきております。

次にいきます。

リフォーム助成金制度を活用し、高齢者を悪徳業者から守り、町内業者の活性化と、住みよいまちづくりをということで。

この点についてはですね、朝一で、宮地議員の質問で答えが出てしまったわけですけれども。

自分の質問はですね、そのリフォーム助成金制度、これはなかなか難しい、取り入れるまでに猶予が欲しいと言っていました。何で取り入れないかんかという理由を、ちょっとここに書いているわけです。

ほんとに、リフォームの助成金制度は町内業者がやりますよね。で、いろんな、中山間の独り暮らしのお年寄りとか、これは前にも言ったわけですけれども、の所なんかにですね、まあ悪徳業者がちょこちょこ入っていきます。ほんとに10万で済む仕事を、20万、30万でやったり、こんなこと言いよったら失礼かもしれませんけど、結構そういう建築関係なんか分からない人が多いわけです。ほんで、特にお年寄りの方なんかですね、優しくされればつい、ああ、やってみろうかな、というふうになってくることもあります。そういうのですね、悪徳業者から町内を守るということも関連してきます。それと、町内業者の活性化。これも、宮地議員がすべて言ってくれましたので詳しいことは言いませんけれども、活性化。それから、住みよいまちづくりという観点で、リフォーム助成金制度を急いでやってほしいと思います。

取り入れるまで猶予をくれと言っていましたけれども、ほんと、その点を考えてですね、別の方向からいけるように考えていただきたいと思います。

最後の質問ですので、どうぞよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは小松議員の2番、請負工事について、カッコ4、リフォーム助成制度を活用し、高齢者を悪徳業者から守り、町内業者の活性化と、住みよいまちづくりを、についてお答えを致します。

リフォーム制度につきましては、先ほど宮地議員にお答え致しましたとおり、実施についてはもう少しご猶予をということで、お答えを致したところでございます。

また、ご高齢者を悪徳業者から守るということにつきまして、まあ悪徳業者の判定がちょっと、にわかに分かりませんけれども。これと併せて、町内業者さんの活性化も一緒に、併せて考えてみますと。

まず、町内業者さんというのは、その腕前もさることながら、顔見知りだという安心感があるのではないかと思います。こうした面を有利に働かせていただいて、お仕事のないときには、ご高齢者のお宅も時々訪ねてくださって、今、地域でやっている、いわゆる見守りといったことも併せて、例えば、安全に逃げるとしたらどのようなことを考えているとか、例えば、ここをこのように改築すればもっと安心して暮らせる、安全

に逃げられるといったようなアドバイスも、日常の生活の中で営業活動としてやっていただいて、猶予が解けた時分ですね、発揮できるようなことで心掛けただけたらと、そのように思います。

住みよいまちづくりというのも、行政だけではなかなか限界がございますので、地域に暮らす住民の方々が一緒になって、逃げる際の方法とかも考えながらアドバイスをいただきたいと、そのように考えてございます。

高齢化比率も高くなる黒潮町でございますので、ご高齢者の方が安心して生活できるようなまちづくりに、建築業者さんにもご協力を願いしたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

課長からいい、優しい、いただきました。ほんと、自分が言いたかったようなことを、代わりに言ってくれたような感じがします。

リフォーム助成金制度というのはですね、今言われてる耐震化と併せてやると、すごい効果的だという話もあります。ほんで、あと、農集とか漁集のですね促進にも役に立つと思いますので、ぜひそういったとこを考えですね、まあ、職務大変だと思いますけれども、行政のその職務の効率化を図ってですね、ぜひ遂行できるようにお願いしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休憩 11時 58分

再開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小永正裕君。

15番（小永正裕君）

それでは早速ですが、質問をさしていただきます。

1番目ですが、国民健康保険の財政についてで、いろいろと教えていただきたいと思いますが。

カッコの1、現在の財政の現状。マル1で、総収支の金額。マル2で、医療費の支出の内訳で、どういうものがどのくらいの支出になっておるかというふうなこと。カッコしてありますが、例えば、延命治療費、あるいは医薬品の代金。各種、さまざまな検査があります。これは、個人で病院に行っても検査がありますし、その検査費用も計上されてくると思いますが。それと、町が胃がん検診とか、肺結核の検診とかずっとやっていますけども、そういうその検診も含めてですね、どのくらいの費用が掛かっておるか。

それから、現在のですね、町民の国民健康保険の支払っておる保険料ですね。保険税。この最高の方は幾らで、最低の方は幾ら。まあ、大体決まってるもんですけれども、あえてここで聞きます。

それと平均の保険料の金額。

まず、この1番だけお伺いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは私の方から、小永議員のカッコ1番、財政の現状ということで、まず、1番の収支額から答弁させていただきます。

これにつきましては、本決算書でも出ておりますけれども、23年度決算で、歳入18億8,099万8,351円、歳出で19億1,631万2,620円でございまして、3,531万4,260円の赤字となっておりまして、これにつきましては、24年度から充用させていただいております。

続きまして、医療費の支出内訳でございますけれども。議員の方からは、延命治療費、薬品代、各種検査費用等々も含めてということでございますけれども。細かく公表されていない分もございますので、すべてにお答えできない部分もございますが、ご了承ください。

まず、入院費でございますけれども、6億3,995万7,469円。入院外治療費で5億6,008万3,147円。歯科費でございますが、1億8,899万2,100円。調剤、薬剤でございますけれども、1億7,807万7,060円でございます。すいません。それから、食事、生活療養費でございますけれども、4億4,020万2,319円です。それから訪問看護費ですが、394万1,700円で、補装具等が985万4,786円でございます。

特定検診等につきましては、ここでは押さえてません。また、健康福祉課長の方から報告があろうかと思いますけれども。

併せまして、国庫での支出でございますけれども、15億4,110万8,581円となっております。

それから、3番の保険税額でございますが、最高、最低額平均保険料ということでございます。最高限度額はですね、もう条例上で定められておりますけれども、77万円の方がおります。この方で言いますと、課税額でいわゆる限度額制度がなければ172万円課せられることになります。それから最低額でございますが、1万3,530円となっておりまして。平均額でございますが、7万565円となっております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

町の検診の費用について、補足させていただきます。

特定検診の費用が、23年度の実績額で743万3,395円となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

薬品代が結構、1億7,800万円ですかね。国の、全部、その国民健康保険の、この国ですべて払ってる薬品代が大体8兆円ぐらい、合計でなるらしいですけども、大体、その25パーセントぐらいなんですよね。だから、結構大きな金額を占めてるというふうなことになりますが。これには、いろんなやっぱ問題点もあるんですね。

例えば、あるお一人住まいの年寄りの方がですね、通所し始めて、お薬をもらって飲み始めた。意外と元気やったんですけども、いつの間にか、一日中もう座りっぱなしで、寝たきりになる。それで、よだれ出してですね、外へ毎日出歩いた方が、全然外へも出なくなってきたというふうな話があつてですね。まあ一人住まいの人ですから、隣近所の人が心配して、いろいろとご相談にあつちこっち回ったりしたようでございますが。それで、調べてみますとですね、その薬品をいろんな種類のもん飲んでまして、12種類くらいの薬を入れた袋が

あつたみたいです。それで、いろいろ調べてみるとですね、おんなんじ、不安とか、興奮とか、そういうものを抑える、そういうその抗精神薬みたいな成分のもんですけども、それが3種類入ってるんですよね。その3種類、名前がみんな違うんですけども、成分調べてみたら、その製造する会社が違うだけですね、中身は全くおんなんじ成分を使ってます。

こういうものを毎日飲んでますと、その神経の方がまいってしまってですね、もう外を歩くことも、意欲も全くなくなっていますね、一日中もう座りっ放しとか、よだれを出すと。まあ、下(しも)のものもたれ流すというふうな、そんな状況ができるわけです。あまりにもひどいということで、その近所の方が心配されてしまう、飲んでる薬もいろいろ調べたらしい。そうするとですね、もう、ほんとに飲んでいいのは胃の薬と、ビタミン剤だけやったというふうな、2種類のもんがあつてですね、あのものをみんなやめていったらですね、元の元気なお年寄りに戻ったという例もあるんですね。こういうことが、ちょいちょいあるんですよね。

ですから、薬剤師さんがおつでですね、今、処方せんが出て、薬局へ行って調剤してもらうというふうな仕組みに今変わってますが、どうしても上下の関係あるんですね。ほんとは対等の関係ですね、この薬は、お医者さん、ちょっと間違つてますよと。使い方、おかしいですと。これは、こんな量を調整してくださいと。こういう薬は今、使わない方がええですよというふうな、アドバイスの方が薬剤師は上なんですよ、一番の。でもそれが、どうしても商売上いいますか、仕事の都合上、上下の関係にどうしてもなってしまう。精神的なものがあつてですね。だからそういうことで、いちいちこういうことも指摘をしていかなければいけないんですけども、実際のところはできないというふうなケースが多いんですよ。

こういうのはですね、なかなか市町村で取り上げて言っても、すぐ改善とかいうふうなことは、なかなかなりにくいですよね。こんなね、健康保険組合ですかね、そういう所とか、連合会とか。そういう所ですね、ぜひ取り上げていって、もっと精査をしてもらうとか、処方される薬の内容とかですね。それとも、薬剤師課にもうちょっとそのチェックを厳しくして、ほんとに患者さんの体の健康のためになるような薬の使い方を、もっと一生懸命やってもらうように頑張っていただくことはできないかというふうなことをですね、申し入れることはできると思うんです。連合会なり何かで。もう個人的に言っても、なかなか聞き入れてくれませんので。これだけ大きな薬剤費がですね、医療費の中に含まれてるというふうなことはですね、一つの改善策としてどうしても取つ付いていった方がええと思いますね。

もう、ほんとはこれはね、後で言おうかなと思ってましたけども、つい、先に言ってしまいました。すいません。まあ一応、これ頭に入れとつくださいね。ぜひとも。

それではですね、ほかに、ちょっと言いましょうか。

延命治療費。これは、なかなか数字が出にくいくらいというふうなお話でございました。これも身内の方なり、あるいは病院にお見舞いに行かれた方、よく分かると思いますが、全く動けない人。意識もない方。そういう方がですね、輸液を毎日、腕に刺してですね、体の中に補給してますよね。あれは、高カロリーの負荷を掛けてですね、体を、まあ生命を維持するというふうな役割でやっておるわけでございますけども。これも1本がですね、5万とか6万とか、大体500ccくらい。あるいは、物によつたら300ccくらいのもんがですね、1つの値段のそのぐらいするわけです。そういうものを1日に2回とか、毎日、ずうっと続けてやるわけですね。それだけでも、その薬剤費というのはもう莫大な金額に膨れ上がつていきます。大体、その薬業界では、水ものほどもうかるものはないという言葉があるくらいですね、この輸液をどんどん使ってですね、お金に換えておるというふうな実態があります。

これはですね、非常に私は、まあこんなことを言えば、ああ、あの男は非常に冷たい人間やなあというふうに思われるかも分かりませんが。この前、本を読んでおりますと、その北欧の方のある国ではですね、寝たき

り老人はいないというふうに書いてる本があつたんですよ。まさか、そんなことはないと思う。世界中、どこでも歳取つたらですね、弱って、寝たきりのお年寄りが必ずおるはずじゃと思ういろいろと調べてみたけども、やはり、この医療保険の中には出てこないですね、その寝たきり、こんな延命治療いうふうなことをやっておるというふうな方は、全く出てこないんですよ。ところが、向こうはホスピスとかいうふうな、終末医療いいますかね。全然別の、病院とはちょっと違う、精神的にですね励ましたり、身のお世話をするとかいふうな制度が充実してます。ただ、この日本の医療制度いうのは皆保険制度で、この国民健康保険制度はもう世界に冠たる素晴らしいものであると。世界の国が、日本のこの国民健康保険の制度をうらやましがつておるわけですね。ところが、その今言った北欧の方の、ヨーロッパとかですね、欧米もそうですけども。特に、その北欧の国はですね、マンパワーも、財政的にもですね、非常にこちらの方につぎ込む金額の割合が大きいわけですね。例えば、公務員の数にしても、北欧の、まあSという国ですけども。そこはですね、公務員の数が国民の3分の2くらいが国家公務員みたいなもんですよ。まあ、地方公務員もおるかも分かりませんが。それだけの数の公務員がおる。それと、消費税いりますか、売上税いりますか、そういうものも20パーセントを超してますよね。そういうものから、潤沢な、その医療とか、ゆりかごから墓場までというふうな制度が確立できてるわけです。まあ、そこにはそこに、また別の問題があるんですけどね。ただ、単純には日本のあれと比べられませんが。

ただ、日本の、世界各国が日本の制度は素晴らしいと、うらやましがられておるこの保険制度がですね、今、もう崩れようとしてるわけです。これがほんとに大きな問題であつてですね、1円でも10円でもですね、削減できる方策を見つけて、何とか維持していくことが絶対必要なわけですよね。それに、なかなか国の方のですね、この国民健康保険に対する制度の枠があつて、地方自治体ができる範囲というのは、改善する範囲というのは、ごく限られたことしかないんですけども。ところが、その限られた隙間にですね、少しでも努力をしてですね、地方自治体として財政的に軽減できるような努力をする必要があると思うんですけど。これは、後で聞きますんで。まあ、そういう努力が必要であるというふうなことですね。

それでは、カッコ2の、県内の各自治体との、この国民健康保険財政、あるいは、保険料を負担する。そういう状態を、高知県内の他の自治体と比較して、どのようなランキングにあるかどうか。で、負担額はどのくらいあるかどうか、いうふうなことを教えていただきたいというふうなことに移ります。

それから、2番は、さっき聞いた最高、最低。最高の自治体。それから、一番安い保険料の自治体との比較ではどのくらいの差があるか。

それから3番はですね、本町の保険料費免除世帯数、および、その医療費の総額ですね。その方たちの掛かってる医療費の総額は幾らになるか。それから、同じことを県下の各、ほかの自治体と比べてどのような差があるかということ。

それから、カッコの3番ですね。それから例えば、3年、5年、10年後の、この国民健康保険の財政について、当然、シミュレーションをやっているはずなんんですけども。それはどのような推移が見られるかどうかを、分かりやすく説明をいただきたいと思います。

2と3と、一緒に。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

だんだん小永議員が、詳しい質問といいますか、説明していただくうちに、だんだん心配になってきましたけれども。

それではですね、カッコ2の、県内各自治体との比較ではどうかということですが。

現在のランキングでの位置でございますが、まだ23年度実績が、まだ高知県から公表されていませんので、23年度実績を22年度実績で当てはめるとですね、県下では17位ということになっております。ちょうど中位という位置にあります。まあ23年度によっては、また多少動いてくる可能性はございました承りたいと思いますけれども。

それから、県内の最高と最低金額、税の額でございますが。最高は、高知市の9万185円です。最低は、三原村の4万4,863円でございます。

ちなみに、療養費諸費用で言いますと、県内で一番医療費の高いのは、一人当たりの医療費調定額は、高額なのは馬路村で52万5,984円。最低は、四万十市で28万2,818円となっております。

それから3番の、本町の保険料費の免除世帯数、およびその医療費総額と、県下自治体との比較ではどうかということでございますが。22年度公表で1世帯、免除世帯がございます。金額にすれば、免除額は3万円でございます。で、医療費は、この方は病院にかかるつおりませんので、医療費は出てきておりません。

県下では、対象件数としまして13件になりますけれども、そのうち4位でございます。が、医療費はですね、各自治体、免除世帯に対する医療費の公表というのが出てないと思いますので、ちょっと把握できておりません。

それから、カッコの3番、例えば、3年、5年、10年後の中長期的な負担額推移のシミュレーションでは、どのような変化が見られるかということでございますけれども。現在の国保税が今後どのように推移していくかということでございますけれども。本町のですね特徴というか、たまたまそういうことになってるのか分かりませんけれども、ある一定、医療費が水準になりますと、3年から5年くらいはですね、そのまま推移していく。ほんでもまた下がれば、また下がった状況で推移していく状況が、まずございます。そういうところを配慮して、今後のですね推移を見ますと、24年度の医療費は12億4,358万7,000円です。これ、医療費でなければ、一応、見込みでございます。それをですね、基にシミュレーションをしてみたらですね、現在でも歳入が足らない状況でございまして、まず、これをもう税率改正で行うとすればですね、約20パーセントくらいのですねアップが必要となります。ただ、これはですね、24年度決算見込みで7,450万くらい不足するものを確保しようとした場合に、20パーセントは上げないとですね、いけないような状況にはなっております。

ただ、いわゆる国保運営側として、本来持ち合わせていなければいけない財政調整基金でございますけれども、基金のですね、その市町村の医療費の3カ月分くらいが必要なようでございますので、うちであれば3億くらいの基金が、いつ不測の、流行性の病気がはやってしまうかもしれませんので、まあそういったことはですね換算せずに、来年度でこれをペイするとして税率換算しております。まあ、非常に単純的な数字ではございますけれども。で、それをですね、一世帯当たりにしますと2万7,000円。一人当たりにすると、1万5,500円くらいのアップということになる見込みでございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

課長、そちらで構いません、答弁。こっちじゃなくて。

はい、ありがとうございました。

まあ、シミュレーション、あえて聞いたわけでございますが。まあ悪くなるというのはどなたでも、もう承知しておるといいますか、やむを得んというふうに感じるとこはあると思います。それだけに、少しでもカットできる所はカットするというふうな努力がいかに大事なかということやと思います。

ほんで国の方も、2037年になると65兆になるとあろうと、医療費がですね。いうふうな試算を出しているわけですね。これは、今の国家予算よりかはるかに多いような金額になっていくかも分かりません。さまざまな意味で、この国民皆保険制度というのが非常に危機的な状況に陥ってるというのは、共通した認識になってきておると思いますが。

とにかく、何とか地方自治体で頑張ってやっていかんと、国の方がなかなか腰を上げてくれんというふうなこともありますんで、もう、政府をいちいち、ああせよこうせよいうて待つとってもろくなもんが、指示が来ませんので、もうとにかく地方の方からですね、国の方にいろいろを申し上げるというふうなことをですね、現場を一番よく知った地方の方がですね、声を合わせて、大きく國の方へ要望を出していくというふうなことをですね、ぜひともやっていく必要があると思います。先ほども言いましたけども。残念ながら、5年後、10年後は大変暗いような状況になっておりますが。

とにかく、元気な人が病気にかかるないようになればですね、一番ええんですけども、なかなかそれも難しいというふうなことでございますが。それも含めた、また対策も、後でまた提案もしていきたいと思います。

それから、カッコ4の、これまでさまざまな保険料の負担軽減の努力をされてきたと思うが、どういう取り組みを今まで行ってきて、どういうふうな効果が出ておられますか。そして、その結果はどんなことになっておるでしょうか。

4番目を、ちょっと教えてください。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

議員から自席でということでございましたけど、議長の方から前へということでございますので。

4番の、これまでさまざまな負担軽減の努力をされたと思うが、どういう取り組みを行い、どういう効果となつたかということにご答弁致します。

まず1点目は、ジェネリックの推進。これは、昨日の西村議員のときにも付さしていただきましたけれども。22年8月から通知を開始致しまして、毎月、レセプトの約4パーセントを郵送しております。通知者の69パーセントが後発薬品に切り替え、これまでの削減効果累計額は1,192万6,037円となっております。なかなかこの後発薬品に切り替えにくいあたりが、先ほど、議員が冒頭押し上げられた部分があるのかなとは思っておりますけれども。

それから2番と致しまして、特定検診でございます。町内19会場で集団検診を行っておりまして、平成23年度は個別検診と合わせて、対象者3,243人のうち、1,232人が受診しております。受診率は約38パーセントでございます。また、未受診者には、受診勧奨通知も行っておりますし、また、その後の保健指導なども行って、予防活動も行っておるところでございます。

それから3番目としまして、レセプト点検でございますけれども。国の調整交付金において、精神疾患にかかる割合によって加算があるためレセプト点検を実施しており、加算額は、平成22年度で847万、平成23年度は330万4,000円です。県の加算額は、平成22年度500万となっております。

また、その他としましては、医療費通知や毎月広報紙により、国保制度のお知らせ、健康だより、また、毎年11月には黒潮町健康ウォーキングを開催し、健康づくりを啓発しているところでございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

はい、ありがとうございます。

さまざまな努力をされてきたと思いますが、ジェネリックにかんしては郵送で、こういうお薬がありますよ、いうふうな通知をされてるということです。通知の内容は、こういう医薬品が新しく出てますと、安いですというふうな通知をされてるわけですね。内容は。

特定検診はどちらでやられるか、町の方では、皆さんにどこへ行ってくださいとか、どこのお医者さんでお願いしますとかいうふうなことは、特別言うてないわけですか。どこの医院とか、病院とかいうふうなことは、町の方は、まあ、通知はされてるわけですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

特定検診につきましては、まず、地区の集団検診のときに、該当者に案内状を出すというところが大きなところと、それと、その個別検診で病院の方に行っていただく方と、2種類分かれてまして、主な方がですね、地区の集団検診のときに文書を出すというところが大きなところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

分かりました。

特定健診もやられておると。ジェネリックもちろんと通知しておるというふうなことで、ジェネリックが1,197万円安くなっているというふうな、今、結果が出てるというふうなことですね。

あとですね、これはもっと削減するというふうな努力をしていかんといかんわけですけども、それはまた、この後でまたお聞きします。

それから、5番ですね、最後の。

今後、ますます厳しい財政となることはまあ目に見えておりますが、保険料の軽減に有効な、これまでやつてきた以上の努力をされる必要があると思いますが、それ、もし用意がありましたら、その具体的な方策を教えていただきたいと。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは5番の、今後、ますます厳しい財政となるが、保険料軽減に有効な方策の用意があるか。あれば、その具体を示せということで。ただ、今まで数字ばかりの話でございましたので、一方的に医療費が高くなるからということにはなりません。それは私も認識しておるところでございます。

今後の取り組みでございますけれども、1点目としましては、これまでのですね取り組みの、一層の推進でございます。中でも特定検診については、中堅層の方の受診率が低い傾向にあります。働き盛りであるため、受診したくてもできない状況がございます。今後は、休日検診も検討課題の一つとして挙げております。

また、特定検診につきましては、検診はいわば入り口、インプットでございますので、ただ検診数を増やしていくだけでは医療費の削減にはつながりませんので、特定検診後の保健指導が重要ではないかと考えておるところでございます。が、やはりマンパワーの不足もあり、今後の課題としております。が、これはぜひやらなくてはいけないと思っております。

それから、議員が先ほど言いました、ジェネリック医薬品の切り替え推進でございます。こういったパンフレットをですね、回させていただいておりますけれども、世帯の方には。それから、切り替え推進やレセプト情報から、重複、頻回受診者があれば、適正な医療へのかかり方を啓発、指導をしていく必要もあり、これらを推進していくため、医療費適正化の作業部会を設置することとしております。

また、人間の一生を考えますと、不健康な期間が長い人生よりも、健康な時間が長い人生がいいはずですから、住民課、私の課ではございませんけれども、健康福祉部局になりますけれども、今回の補正予算で挙げさせていただいておりますけれども、まあ、健康でいることが医療費の削減にもつながる、黒潮町健康増進計画も挙げさせていただいております。

それから、市町村国保というのは、もともとはですね、地域全体で健康づくりを行うという発想があると思います。これは地域の人が健康でなければ、地域は元気になりません。それには、保険事業も含めまして地域全体で、住民組織も、健康づくり推進員さんなどにもご協力いただいて、地域の医療機関と連携してですね、早めの検診を行い、予防に取り組むことが、しいては国民健康保険事業運営の健全化につながるものと考えております。中長期的な取り組みとはなり、短期的な結果は見えないかもしれません、継続して続けることで将来の負担軽減を図っていけるものとして、取り組みを行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

なお一層の努力をお願いしたいところでございます。

今、特定検診の説明もありましたし、大変力を入れてるというふうなことはよく分かりました。どうしても、これはお医者さんのご理解をいただけないと、なかなか十分な検診というふうなことにはならないかと思います。幸い、本町の場合直診のお医者さんがおりますので、また、今度代わられて、若い方と聞いております。

以前の方は皮膚科を主にやってたということで、現在、その皮膚科のお客さんが今いなくなつて、売り上げも落ちてるというふうなことでございます。この若い、やる気のあるお医者さんがですね、以前、おんなじ直診でやってもらっていました、あの疋田先生の予防医学といいますか、そういうふうな一つの考え方ですね、ぜひこれから、国民健康保険を維持するためにもですね、ぜひ治療よりも予防というふうなことは非常に大事なことでございますんで、担当課長の方からですね、執行部の方からいろいろとそのお医者さんに相談を持ちかけて、特定検診をもっと徹底的にやっていただけるようにしていただけないかというふうなご相談は、今までやってきておるわけでしょうか。

もしやってましたら、どういうふうなご返事があったかいうふうなことも教えていただきたいと。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは、小永議員の直診について、ちょっと答弁したいと思います。

特定検診のことですが、今回、小永議員もご承知のとおり、拳の川診療所は平成20年度から、皮膚科の病院からというか診療所から、直診の内科に変わりました。ご存じのとおり、まだ若い先生で、地域医療を目指して本町へ来ていただいておるわけですが。たまたまといえば、拳の川診療所については、特定検診ができる診療所として厚生省の方から許可をいただいております。そういうことを勘案しまして、たまたま後の方で、下村議員から一般質問にも出ておりますが、直診の運営のことも、ちょっと私どもは考えていかないということ

があります。そういった中で、2年目の、まあ浅い先生ですが、特定検診の受診率も上げる意味も踏まえて、拳の川診療所のイメージアップになるような形、そして、診療収入を上げて、一般会計の繰り入れでも1円でも少なくできるような形で、診療収入を上げていく上についても特定検診を、地域へ、今回、広報くろしおにも載せておりますが、町のお医者さんというような形で、地域に親しんでもらえるような、拳の川診療所を狙つております。

そういった中で、黒潮町の町民が特定検診を拳の川診療所で受けてみるうかぬというような形で啓発等して、特定検診の受診率アップにつなげていきたいと思っておりますので、議員の皆さんも、必要なときには拳の川診療所を受けていただいて、直診のプラスになるようにご協力をお願いします。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

確かに、宣伝は賜りました。努力します。

その5番ですよね、これから対策ということで、課長に答えていただきました。

先ほどからずうっと聞いておりますようにですね、この薬品代が非常に大きな金額であるというふうなことです。これはですね、その対処の方法としては、先ほど言いましたように、その薬剤師さんにちゃんと、この人薬は必要ありませんというふうなことをお医者さんに言ってもらういうことも、一番大事なんですよ。一番身近におられますから。電話で通知したら、了解してくれるはずですから。余分な薬を使わないことにすると。で、本人がほんとに元気になるようための薬だけを使っていただくというふうなことですね。余分な薬はやめていただくと。これはもう絶対徹底するようにですね、業界そのものがやっぱりもっと顔を洗ってですね、出直す必要があるんですね。

それと、冷たいと言われるかも分かりませんというふうに先ほどお断りしましたが、延命治療というのがあるんです。先ほど言いましたように、大変多くの、多額の治療費が掛かる。

まあ、私のことについて、自分の家族にいつも言っておるわけですけども、私が全然その意識がなくなっていますね、もう歳も歳になってきてますんで、倒れて、元に戻るような状況が全く見えないときには、体中の管を外して、延命治療は絶対やめてくれというふうなことをですね、書き置きじゃなくてその遺言書みたいなものを書いてですね、本人の書いたものなら、それがちゃんと法的にも通用するらしいですから。書いて、お医者さんにもそれを見せなさいというふうなことを言ってるわけです。まあ、ひょっとして1週間ぐらい寝てですね、意識も戻ったというふうなことがあるんなら、まあ、生かしちょってくれというふうなことは言っておりますが。

いろんな、こういうことを経験された方のですね、本を読んだりしますとですね、ほんとに悩んでんですよね、家族の方が。その、管につながれてですね、胃に穴をあけて、胃ろういうんですかね。手術して、そこへ栄養物を流し込む。それから、自発呼吸ができないんで、気管を切り開いてですね、そこから空気を送り込むと。こういうその管だらけの体の状態見ると、自分の親は、これは生かされておって、拷問されておるんじゃないかというふうな気持ちになって、3カ月そういう姿を見て、もう悩んだあげく、そのお医者さんに頼んで、もうやめていただけませんかというふうなことを申し入れたと。分かりましたということで、お医者さんがそれをまた外してしまう。そうすると、3、4日で亡くなつたというふうな話がある。ところが、その後ですね、またご本人が悩むわけですね。自分が、その親を殺したんじゃないかというふうなことでですね、ほんとに悩んで悩んで、夜も眠れなくなって、ご本人がまた強い薬飲んで、夜も眠れなくなって、強い薬に頼るようにな

るというふうなケースもあるんです。ご本人が遺言書にちゃんと、そういうことをしなくていいからいうふうなことを書き残しておけば、それはご本人の意思ということは明確に分かりますから、家族の方もそれは納得されると思うんですけども。いろんなケースがあってですね、一概にはなかなか言えません。で、日本でも、一時、安楽死かどうかということで非常にこうもめたり、裁判ざたになつたりしてますわね。世界でもそうです。

でも、先ほど言いました北欧の例とか、ヨーロッパとかアメリカの方はですね、人間が自発呼吸できなくなったら、もうその方は寿命やと。自分で食事を飲み込むことができなくなったら、その人はもう寿命がきておる。非常にそういう面では、白黒はつきりしてるんですよね。日本人の場合は、非常にメンタリティが優しいとか、思いやりがあるとかいうふうなことは非常に強い部分がありますんで、ひょっとしてこんなことやって、お父さんお母さんが苦しむんじやないかとかいうふうなことを考えながら、これ外したら、命がなくなると。大きな私の責任じゃみたいな、そういうことも裏腹に思うわけですよね。だから、非常に難しい。ケースケースによってまた違いますが、そういうふうなこともありますね、ただ割とだらだらと続けられておるというふうな現状もあります。こういうことを、先ほどから申し上げておりますようにですね、高いレベルの、頭のええ方がですね、いろんな現場も知ってる方が、やはり国の方針でこういうふうな状況はどうするかというふうなことちゃんと論議していただきて、こういう条件が整えば、まあ、管も外しましょう、胃ろうもやめましょう、気管支の切開もやめましょうというふうなですね、一つの指針をつくり上げてくれんかみたいなこともありますね、国とか、この国保の連合会とか、そういうことでもどんどん声を出してですね、大きな議論にさしていく必要があるんじゃないかと思います。そういう一つの大きな流れとか指針ができましたら、家族の方もですね、そんなに悩まなくても構わない状況ができると思います。あまりにもですね、あいまいなままずうっと引っ張ってきてますんで、すべてこの大事な大事な皆保険制度そのものがですね、危機の状況に陥ってるというふうことにつながってます。

それと、薬品のことですが。ジェネリックというのは、これはもう当然、世界中ではね、常識になってるんですね。アメリカではですね、使う医薬品の7割が、全部ジェネリック医薬品になってるんですよ。日本は、今、2割しかないです。そのどこが違うかといいますと、もともとあった薬の値段が100円としますと、1つが。ジェネリックになるとですね、その2割から6割の価格になるんですよ。ということは、1つ変えることによってですね、100円のものが50円のものになったり、40円のものになったりするんですね。それを毎日続けて飲むわけですから、全国でそれをやりますと莫大な金額なるんですね。

だから今、先ほど言った1,700万ですかね。ジェネリックになったというふうな話がありました。これですと、前黒潮町の医薬品の1割ですよね、大体。これをですね、まず2割に引き上げていくと。それで、ちょうどこの倍になりますんですね。まあ、できたら3割に持っていくというふうなですね、努力をしていただきたい。

これね、ある所で成功してる例があるんですよね。このパンフレットで課長言いましたように、こういうものができましたんでぜひこちらへえてください、というふうなことも大事なことなんんですけど、もっとこうストレートに、ご本人が分かるようですね、通知の方法があるんですよ。それはですね、今、あなたはこういう薬飲んでますけども、新しいジェネリックいうのができて、おんなじ中身のものですね、効果もおんなじです。値段がこれだけ違いますと。あなたが1カ月の合間、これだけ安くなりますというふうなことをですね、ご本人に通知してあげるんですよ。

そして、ある自治体がやってる例から言いますとですね、一人の人がですよ、1カ月で2万円近く安くなるんですよ。多分、高血圧とかですね、動脈硬化とかですね、まあ、いわゆるメタボリックシンドロームいいますか、生活習慣病いいますか、そういうふうな方で、継続して毎日毎日飲む必要のある薬が、高齢化していくとどんどん増えていくわけですよ。ところが、20年前、30年前にできた薬はもう特許は切れて、ほかの会社が

莫大な開発金額をつぎ込まなくとも、おんなじ成分でできるというふうなのがジェネリックですから、非常に安くできるんですね。それは自由に売って構わぬことになってますんで。欧米では、それがもう全くそのまま通用してるわけです。7割がジェネリックに変わってるということですから、もう、全然その医薬品代に使う経費が違うわけですね。

これをですね、まあこの黒潮町の場合、今、課長の答弁ですと、1,780万円というふうな金額がジェネリックに変わったということでございますので、これを倍にまず持っていく目標を立てていただいてですね、それで、ご本人にそれぞれ通知するときに、そのパンフレットも大事ですが、同時に、あなたの場合はこういう薬飲んでますから、毎日飲んで、1カ月分の今までのお薬代が何千円安くなりますと。1年間にしたら、これだけ安くなりますというふうなことを示してあげればですね、ご本人も分かりやすいがやないでしょうか。

聖マリアンナ医科大学いうて、神奈川県に大学病院がありますが、そこはですね、もう病院そのものが、ジェネリック、全部変えていこうというふうな努力されておりましてですね、2億5,000万くらいをジェネリック使って安くしてますよね。1,700種類くらいの中で、403種類くらいのものをジェネリックに変えてます。やっぱねえ、そうやって努力してる所、あるんですね。

特定高度医療何とか、いいますよね。特定高度医療施設か。あれね、全国にね指定された病院があるんですけど、高知県の場合、高知大学の医学部なんです。あそこが指定されます。あそこはですね、まあ高度医療ですよね。非常に重篤な病気を抱えてる人の治療。その治療にですね、普通は出来高計算で、医療費計算しますよね。そこは包括、DPCですか。やり方で、病名が決まれば、もうその治療費はもう決まってしまう。で、検査のやり方も決まってしまう。余分なお金とか余分な薬は一切使わないやり方できますんで。

例えば、こっちからだと医療センターとかですね、池の。いうとこへヘリコプターでよく運ばれたりしますけども。その高度医療が必要な方で、ずっとお薬も使い、治療も必要な方はですね、その高知大学の南国の付属病院がありますから、そちらの方へ行けばどうですかとかいうふうなですね紹介を、こちらの関係のあるお医者さんに頼んでですね、ぜひ課長が行ってですね、こういう病人の方は指定された病院へぜひ紹介状書いてくれませんか、というふうなことまでできたらご紹介いただくとか。難しいいろうかね、そういうのは。難しいいろうか。

でもね、そうなると全然、検査費用とかね、薬剤費用が違うんですよね。その治疗方法も。安くできる。で、中身はええのができる。大体全国でね、調べてみると大学病院が多いんですよ、そういう高度医療に指定された病院というのは。一般的のやっぱり病院は、どうしても民間なりますと利益を追求していきますんで、なかなかそういう方法はやりにくいんですけど。とにかくジェネリックは、そういう方向をぜひ現場ですね、やっていただきたいということです。

お医者さんがですね、例えば栃木県の医師会がですね、ジェネリックは良くないというふうなポスターを作って、発表してるところもあるんですよ。その、飲んだ人がアレルギーが出たとか、効き目が弱いとかいうふうなことを書いて、ポスターとかパンフレットを作って出してるところがありますけども。ただ、福岡県のですね、県の検査する調査機関がありますよね。その現場のその実験したり、何とか調べたりする、県の。高知県にもあります。そういうところで、そのジェネリック全部、17種類か何か、よく使われる、検査したんですよ。それで、成分がおかしいかどうかという結果、一切出てないですから。全く安心して使えると。同等の効果が認められるというふうな結論を出して発表しています。

それで、もう会社はないです。今の厚生労働省か。厚労省も発表して、今までの製品と同等の効果があるというふうなことを明確に発表します。国がそういうね、責任持って発表しますから。万一、何かのことがあればですね、国の責任なるということでございますから。もうそれはですね、もし聞かれても、安心して使って

くださいというふうに町の方は言っていただけたら、それでええと思います。

1つ危惧（きぐ）するのはですね、私はその、国民健康保険とか何とかのこういうその審議会とか、委員とか、ありますよね。そういうところで、おんなじ委員になってる方と話してますとですね、いや、私はずっと薬飲んでますけど、ジェネリックは一切使いませんという委員の方がおられましてですね、ああ、これはちょっとまずいかなとはいうふうに思ったんですけども。できれば、その委員の方も納得できるような説明をしていただきて、まあそういう話になれば、ご近所の方でも、どっかで話題になれば、いや、そういうことはありませんよ、安心して使える、また効果も一緒ですから、というふうに説明いただけるようにですね、できるだけ町の方も、その関係する方たちにもですね、普段からそういう意識付けをしていっていただきたい。その方がええことないかなというふうに思うわけですけどね。

あんまり、しゃべることがなくなりましたが。

わが国特有の、その医療費が高くなる原因というのがあつてですね、病床が多いということ。それから、1回入院したら、退院するまでの期間が非常に長いということ。それから薬代が、先ほどから言っています、非常に外国と比べたら薬品代が高いんです。価格がね。で、それもまた、使う種類も非常に多い。一人の方に使う薬の種類が非常に多いんですよ。さっき言ったように、必要でない薬を使うケースが多いわけですから。こういうこともね、改善を必ずできるんです。そのやり方によっては。

それから、検査が多い。先ほど、検査のお話しましたけども。検査の回数が非常に、もうレントゲンも年中、もう何回も撮ってる方がおられますよね。ほんとに、被ばく被ばくいうて言われますけども、1回の被ばく量は少なくともですね、短期間の間にもうしょっちゅう受けると、やはり良くない場合が当然出てきます。その検査の金額が非常に高い。

それから、医療の材料価格が高い。ガンマナイフとかですね何とか、高度の治療機器とか、診断機器がありますよね、MRIとか。ああいうのも何億とか何十億とかいうふうな金額掛かるものが非常に多くなってますので、そういうこともある。それはまあ、お医者さんの関係ですから、まあ医療費の補助金とかそんなもんがいっぱいあつてですね、なかなか自分たちで手の出せるようなところじゃありません。

ただもう1つはね、受診回数が多いんです。患者さんが、病院に行って。ところが今はですね、薬品も3カ月、90日分はまとめて出して構わないと。まあ、物によりますけどね。精神的なものに非常に強く作用する場合には、眠り薬の系統は、いくら欲しいと言っても、せいぜい2日分とか3日分しかお医者さんも出しませんけども、普通の慢性的な治療薬にかんしては、もう3カ月分を一遍にボンと出すことできるわけですから。毎月1回行ったら、受診費用が3回分掛かりますけども、3カ月に1回なら、3分の1になるわけですね。そういうことでも、経費もある程度減らすことができるというふうなことなんです。

あんまり、地方自治体でできることというふうなことはですね、ごくほんとに限られたことしかできませんが、でも、せめてそういう隙間をですね、努力して、負担金額がですね、町民の。安くなるようでしたら、ぜひそういうものをやっていただきたいと思います。

それから、先ほどの生活習慣病のことですけども。メタボリックシンドロームと言われだして、もう7、8年ぐらいになるんですね。そのころ、国の発表では1,940万人、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群という人が、予備軍含めておるというふうなことを発表をしました。それで大変話題になったわけですが。今年くらいになってからですね、厚生労働省の方がですね、糖尿病の予備軍が2,200万人おるというふうな発表をしてるわけですね。6人に1人がなるというふうに言われてます。この中に、だから6、7人くらい当てはまる方がおるわけです。だからそういう状況で、その特定検診いうのが非常に、今までより以上にですね必要になってきてるというふうなことは言えるわけですよね。

だから、佐賀のその直診の若いお医者さんですね、こういうものにもう積極的に取り組んでいただいて、その指導にも当たっていただくようになつたら、看護師さんと栄養士さんと一緒にになってですね、お医者さんと。各、その検診だけじゃなくて、その指導にも当たっていただけるようになりますんで。で、あそこで待つだけじゃなくて、出掛けていって。例えば、学校の先生、対象にするとか、役場の職員の方を対象に、ここまで来てくれるとかですね。人数多いですよね。そういう、まあ農協に行くとか、漁協に行くとか。そういうふうな所へ、できたら出張みたいなところで行ってもらえんろうかと。最初はBMI出せば、簡単に分かることですからね。あと、3つの条件さえ見てみれば。そういうことで簡単に分かることですから、ぜひとも積極的に特定検診の方へですね、行動力を見せてほしいというふうなことで、これまで以上にですね力を入れていただきたいというふうなことで、もうぜひ、強く交渉していきたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

議員から、いろいろと指導といいますか、ご意見もいただきました。

まず、延命治療の関係でございますけれども。これにつきましてはいろいろと論議がされまして、存続死の問題だとか、死生観の問題、また倫理観の問題でとか、これは患者、また、医者のみならずですね、そういうことに対する考え方というのはそれぞれの考え方がありますので、もう、私がここでどうこう言うことはできませんけれども。今は、そういったことが論議されているということは、私も承知しております。なかなか、しかし難しい問題ではなかろうかなと、この方向付けをするのは、とは思っております。

それから、ジェネリックの普及、推進の件でございますけれども。確かに、議員が言われますように、パンフレットを同封するのみでなくですね、そういった具体的の一例があればですね、そういった一例も載せながらのですね啓発も進めていけばなと思っております。またここ、検討してみたいと思います。

それから、ジェネリックがはやらないといいますか、なかなか使ってくれないということにつきましては、幡多で言えば、幡多医師会の中の先生の中にもですね、もうジェネリックを勧めている先生もおられると思いますし、また、使わない先生もおられるかもしれません。まあそこはよく分からないんですけども、今後ですね、医療費適正化の進めていく中ではですね、そういった後発薬品でありますけれども、おんなじ効き目ですね、価格も非常に安く上がると。しいては、患者さんの医療費も安くなるということでございますので、まあ、そういったことに理解のある先生にですね、黒潮町の方においててくださいてですね、ジェネリック薬品のですね、使ってもらえるような講演だとこういったこともですね、今後、理解を求めるためにですね、開催も考えてはどうかなと思っております。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

拳の川診療所の先生に、地域へ入って、検診とか、そういうことのできないかというような質問だと思うわけですが。私どもも直営の診療所ということで、やはり、黒潮町に根付いた拳の川診療所でありたいという思いの下で、時間の許す限り地域へ入って、まあ、事業所検診ということになれば別の検診が入ってくるわけですが、こうして診療所の役割として地域に入って、健康教室とか、いろいろな医療についての相談ごと。今現在、まだ日が浅いですので、あまり入ってないですが、地域にある地域サロンへ声掛けて、入っていきります。そして、拳の川の先生を地域から認知していただくと。それがまず第一かなということで、順次、ス

タッフともども、できるだけ地域へ入っていこうということで声を合わせてやっておりますので、温かい目で見ていただいて、拳の川診療所の在り方等について、今後、また見直しというか、そういう方向で進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

何とか、よろしくお願ひします。

もうとにかく、100円でも、10円でも、1円でもですね、町民の負担が少なくなるようにですね、結果出せるように努力していただきたいと思います。やり過ぎということはないと思いますんで。

それと、下からですね、もうどんどん上にね、突き上げていかんといきません。もう、国の言うとおりとかいうことやなくて、国の方はこういうことやってくれというふうに、地方の声をですねどんどんどんどん、連合会なり通じて。まあ普通にいけば、事務局だけで話が大体あってですね、はい、しゃんしゃんというふうなケースが多いわけですけども。そういう面では、町長も行かれたときにですね、こういうふうな動きしたらどうですか、というふうなことを皆さんに話し掛けさせていただくというふうなことも大事やないかと思いますけどね。首長の方からね。

すいません、時間があんまりありませんので、次の、介護保険条例の見直しが必要ではないかというふうなことを質問致します。

1番、現在、在宅介護者は何世帯おられますかということ。

それから2番に、介護者に対する手当は、あまりにも少額過ぎるのではないか。増額すべきではないかというふうなことです。

本当はカッコ3があって、その他とあつたんですけども、ここでは消されておりますんで。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

その他は結構ですか。

（小永議員から何事か発言あり）

ありません。はい。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは通告書に基づき、小永議員の一般質問、まず、カッコの1番の、現在、在宅介護者は何世帯かつていう所から、答弁さしていただきます。

在宅介護者については、なかなか数値化が難しいということを、まずご理解をお願いしたいと思います。その上で、答弁さしていただきます。このため、介護保険制度から検討した数値を答弁さしていただきます。

現在、黒潮町の介護等認定者は、8月末現在で937名となっております。

介護等認定者については、軽度な介護が必要な介護等認定者も含まれますので、介護者が必要な高齢者として考えると、重度な介護が必要と認定された、要介護度で言うと4、5の高齢者が対象になるものと考えております。

8月末現在で、要介護認定者937名のうち、要介護度4、5の認定者は309名となっております。このうち、介護保険の施設やグループホーム等の入所者は189名となりますので、差し引きすると120名となります。さらに、この120名のうち、医療機関へ入院している高齢者も多いことから、実数で80名以下になると想定できるところです。

在宅介護者については、障がいのある方や認知症、高齢者を含み、寝たきりの高齢者等の在宅介護者であるとして、在宅介護手当の支給対象者として認定している数字は、現在のところ73名となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

（健康福祉課長から「あ、すいません」との発言あり）

健康福祉課長（宮川茂俊君）

すいません。一緒に質問されましたので。

続きまして、2の、介護者に対する手当は、あまりにも少額過ぎるのではないか、についてお答えします。

在宅介護者に対する手当の支給は、先にも述べました在宅介護手当のほかに、家族介護用品の支給の事業を行っております。

在宅介護手当は、要介護等認定者のうち、要介護度4、5の方や、寝たきりの高齢者、障がい児福祉手当等に基づく、寝たきりの障がいのある方、認知症の高齢者などを在宅で介護されているご家族の介護者に対して、月の半分以上の施設や、病院に入所または入院をしていないことを条件に、月額1万円支給しております。平成23年度の実績として、実人数79名に対して、637万円の支給をしております。

在宅介護手当の支給については、幡多郡内の市町村において実施していない市町村もあるところです。また、月の半数以上の施設入所や、医療機関への入院がなく、1年間在宅介護手当の支給対象となりますと、年額で12万の支給を受けることができるようになります。

在宅で介護をして、大変な思いをしているご家族などの介護者には十分なものとは言えませんが、相当額の支給を行っているものと考えております。しかしながら、介護者のご苦労は大変なものであると思っているところであり、また、経済的な負担は多額なものになっていると考えております。このようなことから、全体的な福祉施策の課題および介護保険事業の全体の検討課題と考えているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

ありがとうございました。

実際には73名くらいの数字になると、在宅で介護されてる方が。

まあ、在宅介護手当が月に1万円。この条例の1条ではですね、介護者を激励し、その労に報いるとともに、町民の福祉の増進に寄与することを目的とする。で、2条に、手当は常時、介護している者に支給する。まあ、第5条に1万円というふうな規定があるわけすけども。

介護者を激励し、その労に報いるのに、1万円で十分やと思いますか。月に1万。今、子どもさんでも、小遣いでもらう方がおられますけども。実際に、介護してた家族の方いうのは大変なんですよね。

それと、2条ですね、常時、介護をしてる者に支給するというふうに書いておられますよね。こういう規定があります。ところが、先ほどの話では、まあ月のうちの2分の1とかいうふうな話もありますが。實際にはですね、その家族制度いうのは昔から比べて崩壊しまして、今は核家族と言われて久しいすけども。實際、ご夫婦とそのご両親、あるいは、一人になられた親の方がおられる方がおったり何かしてですね。そういう方を、息子さん夫婦が面倒見るというケースが多いわけですけども。その面倒見る方もですね、自分たちの生活もやっぱしないといけない。ということは、誰かが家にいてずうっと、月のうち半分は仕事にも行かないで、お

父さんお母さんの面倒を見るというふうな状況がなかなか、家族が生活していく上においてですね、たやすいものではないというふうなことは、どなたが見ても言えると思うんですけども。

その問題にするのは、その常時、この介護保険条例の見直しということを私が求めているのは、常時、まあ月のうちの半分にしましても見ておるというふうな、この枠を外してあげた方がええことないかと。自分の働く時間も、もっと見てあげるふうな文言に換えてはどうかというふうなこと。

それから、その介護手当がやはり月に1万というふうなことでは、やっぱ少ないんじゃないかと。常識的にですよ。もう、いろんな経費が掛かります。

実際に、私は5年間というもの、おやじの面倒見ましたけども、夫婦で。それ、どつかへ出かけても、やっぱりこう後ろ髪引かれる場合があるんですよね。ひょっとして、こんなことないろうか、あんなことないろうかと思うて、心配ごとがあつたりなんかしましてですね、何かでやむなく外へ出る機会があつても、やっぱり気持ちの中では、家庭のことが心配なんです。仕事もしないといけませんし、もう本人の面倒も見ないかん。それは、私が留守しますと、女房一人見んといかんわけですから、なかなか大変なんですよ。それが、生活をしていく上において、仕事もどうしても欠かせない。ところが、その仕事だけやって、放っぽらかすこともできん。

施設介護がありますけども、国とか県から入所してる方には補助金いいますか、出ますよね、助成金が。そういう金額いうのは、結構な金額になりますよね。施設へ入れば。ホテル代も要るし、いろんな経費も掛かつてくると思いますけども。で、それを、お金を町も、25パーセントですかね、負担金がね。で、出す必要がある、予算組む必要があるわけですけども。そういうことを考えてみるとですね、大変、その入所された方には、国、県、それから地元の自治体から補助金が相当出てるというふうなことになりますんで、それを考えればですね、在宅で頑張っておられる方はもう、先ほどの条例に書いておられた、介護者を激励しですね、その労に報いるということが書いてありますが、この言葉に恥ずかしくないようなですね、手当いうものを考えてあげて、ほんとに苦労して、仕事しながらですね、家庭で頑張っておられる方に対してのご労苦に報いるようなね、行政に変えていく必要があるんじゃないかというふうなことで、この介護保険条例の見直しというふうなことを、今回、取り上げて言わせてもらってるわけですけど。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

まず、すいません、質問にお答えする前に、他の市町村の状況と比較した、黒潮町の状況をちょっと説明させていただきたいと思います。

在宅介護手当については、介護認定の4、5のほかに、介護認定の有無にかかわらず、寝たきりの高齢者であつたり、障がいのある方、認知症の高齢者なども対象としておりまして、幡多郡下の市町村と比較しても、幅広い給付の対象になっております。

次に、支給要件についても、先ほど議員もお話をいただきましたが、月の半分以上を施設の入所または入院をしていないこと。他の市町村にしたら、入所があつたらいけないとかいう市町村なんかもありまして、その点についても遜色（そんしょく）がないものと考えております。

先ほどもご説明させていただきましたが、月額の1万円については、まあ年額とすると12万円となります。この金額については、幡多郡内で最も高い金額になっておるということを、まず前段で説明させてください。

次に、平成23年度までは町の単独予算として、財政事情の厳しい中、手当の支給に努めてまいりました。本

年度から、介護保険事業の地域支援事業として補助対象事業とすることとし、昨年度、規約の改正を行つておるところです。また、今年度、支給の時期等について、条例改正も予定しておるところです。しかしながら、9月18日の新聞報道で、介護で減収2割超えの記事もあつたりして、黒潮町の介護者も同様に、経済的に厳しい状態に置かれておるということは理解しております。

議員のご指摘を考慮に入れ、介護保険給付の抑制等の観点からも再度検討を行つていただきたいと思います。しかしながら、地域支援事業の補助対象事業としましたため、1号被保険者の保険料にも影響するようになります。また、介護サービスにおいて、在宅系サービスの費用と施設系サービスの費用とのバランスも考慮して、支給額の増額等の検討を行うこととしますが、増額に至らないこともご理解をいただきたいと思います。

以上です。

ちゃんとした答えになったかどうか、あれながらですが以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

まあ、幡多郡では、1万というのは非常に高額な金額だというふうなご答弁がありました。幡多郡じゃなくて、高知県のほかの自治体では5万円、もう随分前から出しているところもあるんですね。

先ほど、施設入所のことと言いましたけども、実際それ、課長は分かってると思いますが、そのいろんな、中村とかいうとこへ施設がありますよね。ああいうとこへ入所してるとこは、年間どのくらい費用が掛かってるんですかね。で、町はどのくらい負担してるか。一人当たりですよ。で、全体の数字は分かるかな。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

23年度の概算額になりますが、施設系のサービスの利用者、要介護5の場合、35万2,000円ぐらいです。で、そのうちの1割が自己負担ということになります。

ついでにお話ししますが、在宅系サービスの要介護5の平均の費用が14万9,000円、15万足らず。で、個人負担が1割の、1万5,000円程度ということを把握しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

その施設の方は35万2,000円、毎月掛かるわけですけども。この中で、国、県、町が払ってますよね。

この中で1割がご本人負担であって、その残りの額の50パーセントが国。それからあと、県と地元の自治体が半分ずつ、ということじゃなかつたですかね。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

施設系サービスの負担率については、国が20パーセント、高知県が17.5パーセント、町が12.5パーセント、1号被保険者が21パーセント、それと、2号被保険者が29パーセントというふうに理解しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

それ、特老とか、それと医療施設等がありますよね。

どちらもおなんじなんですか、この割合というのは、福祉の方の施設と。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

医療系の施設は存じてありませんが、介護保険の、例えば特養と言われる施設やったり、介護保険、老人保健施設であったりは、先ほど申し上げた負担率になっておると理解しております。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

そしたら、35万2,000円のうちの1割、3万5,200円がご本人が負担して、そのあとの残りの20パーセントを国が出ますということですか。ほいで、17.5パーセントが県。それで、あと12.5パーセントが、この町が出ますということはもう間違いないですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

いわゆる9割、保険者が負担する分の内訳です。その数値につきましては、介護保険事業計画の65ページにグラフとして載っていますので、ご参照いただけたらありがたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

そしたらあの、このご本人と国、県、町が合計した分と足りませんわね。

その分は、介護保険の別の、その掛け金の方から出すという意味ですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

もう一度、申し上げたいと思います。

いわゆる保険者が負担する金額の9割の分での、その内訳を申し上げます。

国が20パーセント、県が17.5パーセント、黒潮町が12.5パーセント、1号被保険者が21パーセント、2号被保険者が29パーセントの内訳で、100パーセントになると思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

分かりました。

ほいたらこの、1号、2号保険者が負担するというのが50パーセントということで、残りの50パーセントを国、

県、町が負担するということなんですか。

これは、その施設に入った、ひと月の35万2,000円で、全部これを賄うてるということですね。そういうことになりますよね。うん。

そしたら、町が12.5パーセントということは、毎月3万6,000円か7,000円か、そのぐらいずつ負担することになるわけですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

詳細な金額は、ちょっと計算、今、ようしてないのですが、議員がおっしゃられたとおりだと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

すいません、ちょっと時間がなくなって、もう途中でやめんといけませんが。

私がいろんな人に聞いたのとは全く違うんで、どこがどう違うのかなあと思うて不思議に思うわけですけども。

普通の場合は、この施設に入ってる人の1割、ご本人の負担ということはおんなじなんですね。その残りの金額の50パーセントを国が見て、そのあと残りを、県と地元の自治体が見るというふうな説明を受けたことがあったんですよ。それで、これ取り上げて言ったわけですけども。それは、ここの1号、2号の支払うお金を、その50パーセントですね、全体の。それを町とか県が支払う方の金額に入ってないということになるわけですか。

ほいたら、1号、2号の方が、施設介護者に対してこれだけのものを払って、町の財源から一切出てないということになるわけですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

先ほどもご説明しましたとおり、保険者が支払う9割のうちの12.5パーセントが黒潮町の負担となります。

それと、ちょっと議論を戻したいのですが。在宅介護手当を補助事業化にすると、国が39.5パーセント、県が19.75パーセント、町も同じように19.75パーセント。で、1号被保険者が21パーセントの負担となりますので、在宅介護手当を増額すると、1号被保険者の保険料にも跳ね返ってくるという結果になります。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君、大変残念ですが、あと1分です。

15番（小永正裕君）

そうですね。もうほんと、途中で何かおかしな格好になりましたけども。

またこれ取り上げて、また別の機会にじやあ聞きます。もう時間ありませんのでしょうがない。

でも、この1号、2号の方が支払ってる保険料が、町から出すというふうに私は考えておったわけです。そういうじゃないということになるわけ。町の財政から実際出るのは12.5パーセントということになるわけですか。それだけしか出さないということですか。それは一般財源から出すということです。

分かりました。ちょうど0分なりました。

何か、中途半端なあれで、私の勉強不足でえらい失礼致しました。また勉強し直してお伺い致しますので。

(議長から「答弁がありますが」との発言あり)

あ、よろしく。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

答弁さしていただいて構いませんか。

(小永議員から「はい、どうぞ」との発言あり)

先ほどのその負担率の関係はあるのですが、議員がおっしゃられたように、介護なさるよう方のご負担であったり、心情的なご負担であったり、当然あると思います。可能な限り、今度、見直しもやっていきたいと思いますので、ぜひそのへんご理解をいただきたいと思います。

以上です。

(小永議員から「終わります」との発言あり)

議長（山本久夫君）

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

この際、3時25分まで休憩します。

休憩 15時 12分

再開 15時 25分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、下村勝幸君。

2番（下村勝幸君）

それでは通告書に基づきまして、今回は3つ質問させていただきたいと思います。

まず1つ目が、国際交流についてということで。

ここに書いてますように、黒潮町の総合振興計画にもうたわれている、国際交流に対する町の基本方針と国際交流支援の在り方について問うということで、これは町長と教育長についてお答えいただこうということで、お願ひをしております。

で、今回ですね、特に東北の大震災起こってからですね、町の方では文教地区を中心に、子どもたちの命を最優先にまず守ろうということで、町内にある小中学校を含め、いろいろなですね文教施設の避難の態勢をですねほんとにつくっていただいて、自分たち子どもを持つ親としては、ほんとにありがたい施策をどんどんやってくださっているというふうに思います。

そういう中で、次ですねそのステップで、やはりそこで自分たちが守った、そういう子どもたちがですね、次のステップへいくとき、この振興計画の中にもあるようにですね、このやっぱり国際交流とか、国際的感覚を持った、そういう子どもたちを、やはりこの町としてもですね、十分に元気に育っていくような、そういうはぐくみが必要であろうということの中で、今回、この総合振興計画の中の、この国際交流推進という言葉が出てきてるんじゃないかなというふうに、私は思ってます。

それで、まずですね、ちょっとしょっぱなですね、教育長と自分との考え方には相違がないのかどうか。そこらへんちょっと含めてですね、お聞きしたいと思うのは、今回、この総合振興計画の中でうたっている、その

国際交流の推進というですね目標の、その大きな狙いですね。

一番その狙いとしている部分、それは何かというとこをですね、まずちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは下村議員の、国際交流についてのご質問にお答えを致します。

今後、ますます進んでいくと予想されます国際化社会に対応するためにですね、国際交流の推進は非常に重要なというふうに考えております。国際理解教育の第一歩は、世界の国々のことを身近に感じられることであり、国際社会に興味を持っていくことであろうというふうに考えております。

黒潮町総合振興計画におきましては、学校教育の充実の中に、その柱の一つとしまして、国際理解・国際交流教育の推進と掲げておるところでございます。特に、これから社会を背負っていく児童生徒が豊な国際感覚を身に付けられるようにですね、学校教育および社会教育双方において、いろいろな形で国際交流を推進をしていく必要があろうと考えております。

その中でですね、1つ、町が現在行っています国際交流事業。これについてもですね、説明をさせていただきます。

現在、行っております国際交流事業としましては、町内の小中学校への外国語の指導助手、いわゆる ALT でございますけれども。これを 2 名招致をしまして、児童生徒への外国語の指導と併せて、国際的視野に立った見方や考え方、こういった国際感覚のですね育成に努めています。それから、中学生におきましては、ご存じのようにニュージーランドとの交流事業を続けているところでございます。

現在は行われておりませんけれども、平成 21 年度から平成 22 年度にかけてですね、これ、大方中学校が学校独自で取り組みを行いましたけれども、韓国ですね順天（スンチョン）女子中学校とのですね、互いの訪問を通じた交流等も行ったところでございます。

それから、小学生つきましては、平成 22 年度から砂浜美術館の協力の下で、T シャツアート展を通じた、T シャツや絵手紙の交流といったことをですね、町内の全小学校、これ、3 年生以上でございますけれども。これのモンゴルとの国際交流といったことを行っております。

こういった国際交流事業はですね、大変重要なことであるというふうに位置付けてですね、取り組みを進めています。児童生徒の発達段階に応じてですね、取り組みを進めていく必要があろうかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

教育長の方からですね、今現在行われている国際交流事業について、小学校、中学校、それからいろんな所でですねやっていることを紹介していただいたわけなんんですけど。

私がですね考える、その国際交流の一番の大きな狙いっていうのをですね、自分なりに考えてみたときに、第一で一番、自分として思うのがですね、やはり、自分たち日本人としてのですねアイデンティティーというかですね、自分たちのルーツとかですね、そういうものをやっぱり、一番最初は再確認することじゃないかなあっていうのをですね、私は思います。

それから、2つ目としたらですね、やっぱり将来、この黒潮町にとって、この町のほんとに発展の礎になつ

ていく、そういう元になっていく、その子どもたちをですね育てていくということが、やっぱり一番の今回の、この黒潮町が行う国際交流推進というですね、目的の一番の狙いじゃないかなと、自分なりにはそういうふうに考えています。

それで、今はそれこそテレビなんかでも、その尖閣であったりとかですね、竹島の問題であったり、お隣のね、近い国とああいう状態にもありますけど。やはり自分たちの国というのがですね、どういう国なんだろうとか、自分たちが住んでいるこの民族というのはどういう民族なんだろうというのをですね、特に、先ほどニュージーランドの例もありましたけど、その現地に行けば行つたで、初めてそこで分かるっていうことがですね、私は結構あるんじゃないかなあというふうに感じています。

それで、もう1つですね、教育長の方にちょっとお聞きしたいと思うのが、旧佐賀町の時代からですね、先ほど紹介あったように、そのニュージーランドへ、フェアフィールド中学校へ中学生を実際派遣して、それで、現地でいろんな勉強してもらって帰つてくるということをずっとやられてました。で、今回、黒潮町になつてですね、大変やはりいい取り組みだろうということで、今も、この黒潮町の中でもですね、年間12名程度を派遣して行つていると思います。実際、そういうふうになっています。

それで、今回はですね、教育長が実際現地へ、帯同というかですね、一緒に行かれたということをお聞きしているんですが。実際、現地へ行ってみてですね、教育長自身が、そういう現地との交流とかですねいうところでこう何か感じる部分とかですね、あつたのかどうか。

また、この事業についてですね、今後も続けていくべきである事業と思っているのかどうかですね、ちょっと、その感想をいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

議員おっしゃられますようにですね、まず国際交流の基本となるのはですね、やはり地域を知るということであろうと思います。そういう中でですね、外国のことに興味を持ちですね、あるいは学習をして、外国へ行くこともありますかと思ひます。そういう中で、発達段階に応じた交流の在り方というものがあるというふうに思つております。

その中で、中学生が行つております、ニュージーランドへの海外派遣事業ですけれども。これにつきましてはですね、小学校段階からいろんな学習をしてきた中で、中学校3年生という段階になつてですね、一定、語学力、あるいはその地域のことも学習をしてですね、国際交流で実際、外国を訪問するということになるわけでございます。

今回、私、ニュージーランドの方へですね、引率として行ってまいりましたけれども。やはり、地域で実際行ってですね、地域で直接、現地の方と触れてですね、その文化の違い、あるいは、当然、言葉の違いはありますけれども、中学生になるとですね、一定、語学力といいますか、かなりの英語力が身に付いてまいります。そういう意味で、ホームステイをしてもですね、相当のコミュニケーションも取れますし、それから、ホームシックになったとか、そういう子どももおりませんでした。やはり地域の方と触れ合う中でですね、文化の違いはありますけれども、そういう地域の方の温かいその気持に触れ合うということと、やはりこちらの文化も伝えるという中でですね、深い交流ができたというふうに思いますし。特に、ホームステイをするということはですね、相当、子どもたちにとってですね、勉強になったというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今後も続けたいと思うかという質問があったんですが、お答えいただけますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

すいません、答弁漏れがありました。

この事業についてはですね、今後もぜひ続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

私もですね、この事業、本当に継続すべきだと思っています。

先ほど言ったように、合併してすぐにですね、佐賀町でやられてて、今度、合併して黒潮町になって、実際どういう学校にどういうふうな交流事業をやっているんだろうということをですね、自分も個人的というか勝手にですね、生徒が行っている期間の間に自分も行ってですね、実際現地、見せていただきました。

そのときに、前松並教育長のときだったんですけど、やはりここに行くために費用も掛かるから、できるだけ多くの、ほんとにやる気のある生徒さんがですね、行けるような手だてをしてほしいと。で、本当に意識があってですね、家庭的なそのお金の問題だけですね、行けない子が断念しないようにですね、やる気ある子をぜひ行かしてあげられるような、そういう施策をしてほしいということを訴えた覚えがあります。で、今現在、そういうやっぱりいろいろなですね観点から執行部の方も考えていただいてですね、当時の負担額よりはだいぶ安い、確かに4万円ぐらいだったと思うんですが。の負担額ですね、今は行けるような状態になっていると思います。

で、ぜひですね、そういう意味においても、先ほど教育長言われたように、やはりそういう海外ですね、普段はできない体験をさせるということはですね、私は本当にその子どもたちを大きく育てるですねきっかけになると思いますので、今後も、ぜひこれは続けていただきたいと思います。

で、そういうのですね、国際交流をやっている、その黒潮町の取り組みの中ですね、先ほどの総合振興計画の本文の部分、ちょっと触れたなんですが。

この中にですね、こういう文章がありますね。

主要施策の所ですね、時代の変化に対応した、広い視野と豊かな感性を持った若者を育成するため、長期展望に立った青少年の海外派遣事業などを実施するという、そういう主要施策があると同時に、その現況と課題の中にですね、児童生徒及び住民に豊かな国際感覚が備わるよううんぬん、という文章が出てきます。

で、今回ですね、私がちょっと触れてみたいと思ったのが、このあたりのことなんんですけど。

先ほど言ったのは、中学校の生徒ですよね。で、ここの中にですね、その児童生徒及び住民に豊かな国際感覚をということで、黒潮町全体ですね、小さい子どもから大人までというところまでを含ましたような、ちょっと文章になってるんですが。

そのあたりですね、具体的にですね何か努力をされてことがあるのかどうかですね、この点を答えていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

小学校段階の国際交流ということですね、また、広く住民への交流ということでございますけれども。

住民との交流ということにつきましては、ニュージーランドとの交流の中でですね、近年、ここ5年ほどはできておりませんでしたけれども、ニュージーランドからのですね訪問団の受け入れ等を行っております。ちょうど今年は、また向こうからの訪問団も予定をされておりますし、そういう方々を受け入れすることによってですね、地域住民の方も触れ合う機会ができるんですね、交流も深まるというふうに思っております。

また、モンゴルとの交流の中でもですね、昨年もモンゴルの方からですね、先生方が訪問をしていただきまして、交流も深めたことでございます。そういう取り組みの中でですね、行っていくということになろうかと思います。

小学校段階ではですね、実際具体的に海外へ行っての交流ということはできておりませんけれども、やはり小学校では小学校での、その発達段階に応じた学習というものがございますので、そういう取り組みをですね、モンゴルとの取り組みも一例でございますけれども、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

だんだんですね、ちょっと核心の部分に入っていきたいと思うんですが。

実はですね、今回取り上げたその質問の趣旨というのがですね、その一般住民の方の国際交流の部分であればですね、もうある程度、これは大人になってますので自分の範囲の中でですね、先ほど教育長言われたように、こちら日本にホームステイで来られたときにですね、一緒にこう対応するとかいうようなことは結構できると思うんですが、小学校ぐらいのですね、ある意味中学校になるまでのステップですね。その子どもたちへの国際交流の在り方、取り組みがですね、黒潮町としてどういうスタンスでいってのかなというのですね、今回、自分が取り上げた一番大きな理由です。

で、小学校からですね、実際その英語教育を本格的にだんだんと取り入れながら、小さいうちからできるだけ早くですね、その異文化に触れさせていくような教育が、今、行われています。

ただ、教育長もちょっと心配されるようにですね、やはり実際、その海外へ行ってどうこうとなると、やっぱりその語学の問題であったりとかですね、実際、その子たちが本当に行けるのかどうかとかですね、ちょっとさまざまな不安材料もないわけではないんですけど。

私が、ちょっと今回ですね取り上げたいのは、ちょっと自分の所、地元の話でちょっと恐縮なんですが。実は、上川口小学校がですね、平成の23年度、24年度とですね、実は、先ほど教育長の話に出たそのモンゴルへ、小学校5、6年生なんですが、自分たちの力で行ってみたいということを学校の方で計画して、23年度、24年度に、自分たちでですね資金をためながら、それに向けた自分たちなりの授業カリキュラムを組んでですね、もちろん学校を通してやりますから、その学校の中で、図工の時間であったり、総合の時間であったり、いろんな授業を通してですね、そのモンゴルのことを自分たちが勉強しながら、来年の夏に実際行くということを計画しているというお話をですね、ちょっと自分の方が聞いてですね。

それで、自分の方で確認したのは、それについて町の方から何らかの支援なり、何かそういうのあるんでしょうかということですね、校長先生も確認したんですが。そのときに、具体的なその支援策なりものを、今、

特にはまだ言われてないというようなお話をありました。

で、ここで、その上川口小学校の中で取り組んでるのがですね、そういう資金を確保するためにですね、アルミ缶を地域でですね一体になって集めたり、それから、上川口の団地の方であったりとかですね、浜とか郷とか、いろんな地区の方にもですね募金活動をお願いしながら、その資金を調達していくということですね、みんなで話し合いながら、今、進めてます。

で、自分がですね、そこで今一番、ちょっとこれはと思ったのは、これだけの大きな計画を持って、地域挙げて頑張ろうとしてるこの中に、町の支援がないということがですね、これだけ国際交流を推進しましょと。で、しかも、こういうふうな小学生まで含めて、児童生徒ですね。そこまで含めて、何とかしたいという思いがあるのにですね、こういう話が出た以上ですね、自分は、何らかのですね支援を逆にすることが、今回の国際交流支援の新たな一つのきっかけになるのではないかなと思って、この質問を取り上げています。

教育長、この点についてですね、そういうふうな。今回は、上川口小学校でこういう動きが起こってるんで、今、お話ししますけど、そういう学校を支援していくような考えがあるのかないのかですね、お答えいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

先ほども申しましたけれども、小学生にですね国際理解教育、これをを与えることは、ほんとに大事なことであろうというふうに考えます。

そういう観点からですね、このモンゴルとの交流。これ、全小学校で町内が行っておりますけれども、積極的に町の方も支援をさせていただいております。現状の中でもですね、十分成果を挙げているというふうに、自分は考えております。文科省が示すですね、小学校段階での国際理解教育に沿った取り組みがなされているというふうに考えております。

取り組んでいく上でですね、やっぱり最も尊重するというか大事にすべきことはですね、それぞれの発達段階、繰り返しになりますけれども、そこがやはり一番重要になってこようかというふうに思います。学習指導要領の中で示されております、その国際交流の位置付けでございますけれども、ちょっと読み上げてみます。

国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること、というふうにございます。

小学生の段階で、国際理解教育の最終段階とも言える海外への派遣交流まではですね、求められておりません。特に、小学生が海外交流を行うということになると、さまざまな課題が出てまいります。例えば、言語の問題、あるいは訪問先の治安の問題、それから小学生の病気に対する免疫力の弱さ、それから引率者の負担、また、海外となりますと当然、保護者の皆さんにも高額な費用負担をお願いするということにもなろうかと思います。

そういうことを考えてですね、町の方でといった取り組みにですね、直接その支援をする、あるいは補助をすることにはですね、やはり問題もあるかというふうに考えております。そういう中で、小学校ではやっぱり小学校段階の取り組みをお願いしたいということを考えておりますし、町の方で仮にできる支援ということになると、当然、あるいはほかの学校で出てきた場合にもですね、同様の位置付けにしなくてはいけません。

また、今回、上川口小学校がそういう取り組みをされております。その取り組み自体はですね、本当に積極

的な取り組みであるというふうに思っておりますけれども、例えば、行ける学校と、それから行けない学校。取り組みができる学校と、できない学校とか、そういうことも出てこようかと思いますので、積極的にこれを支援をするということはなかなか、教育委員会としては難しいかなというふうに考えているところでござります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今、教育長の方からですね、何となく想像していたというかですね、回答が今、返ってきたわけなんですか。

その上川口もですね、今回の、モンゴルプロジェクトと呼んでやってますけど、特色ある学校づくりの一環としてこれを進めるという、これは校長のですね、ある意味信念の中でですね、で、自分のいるこの上川口小学校の子どもたちをどういうふうな子どもたちに育てたいかという、本当に大きな思いの中で、先ほど言ったようにですね、もう地域も巻き込んで、みんなの協力も得られると。で、保護者の説得。もちろん、教育長言われたようにですね、その負担が増える。もちろん、修学旅行も行かないかん。このモンゴルにも行かないかん。で、もちろん保護者の負担も増えるんだけど、その保護者の同意も取り付けて、今、進もうとしてるんですよ。

で、自分が、やっぱりここでどうしてものはつきり、やっぱりしておきたいのが、これだけ地域挙げて、小学校、よし、自分たちの、何と言うのかな、未来の子どもたちを地域挙げて育てていこうと、国際人にしていくという取り組みをやろうとしているところへ、その支援を全くしないということ自体がですね、自分は、このただ単に国際交流を推進するぞと掲げたこの町のですね、この総合振興計画、私は本当に重たいもんだと思ってるんですけど、あまりにもですね、寂しい話じゃないかなというふうに思うんですが。

そこまでですね、教育長ね、みんなが気持ちを固めて、行こうと。それで、教育長言われるよう、これは上川口だけが行けるから、そこだけがもらえるとか、支援ができるとか、そういう次元の話では、自分はないと思ってます。

で、これを本当にきっかけにしてですね、ほかの小学校、もしもそういうふうに頑張ってみたい、自分たちを何とか、自分たちも勉強したことを実際現地に行って確かめてみたいとかですね、子どもたちはそういう勉強をしながらですね、やる気を持った勉強をしてるんですよ。それを、今は自分たちの力でやろうとしてるのを、やっぱり行政がですね後押しして、僕は初めてこの町がですね、国際貢献、国際交流を積極的に推し進めているという町としてですね、僕は誇れると思うんですが。

どうでしょう、教育長。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

この件についてですね、自分もちょっと、全国の状況がどうなっているかなというふうなことで、インターネットの方で調べてみました。

これはですね、平成22年度にですね、財団法人の日本修学旅行協会、ここが調査をした、全国のですね小、中、高等学校の中で、海外への教育旅行。これはですね、語学研修、それから修学旅行、ホームステイ、留学

等を含みますけれども。これを行った学校の数と、それから、児童生徒の数です。

まずですね、高等学校がですね、5,116校中1,581校。中学校がですね、1万815校中338校。そして、小学校と特別支援学校でございますけれども、これは2万3,000校余りございますけれども、その中で29校しかございません。まあ、いかに小学校段階でですね、この海外研修、こういった交流会がですね難しいと、そういうことをですね表していると思います。その必要性自体はですね、非常に認めるというか認識はしておりますけれども、なかなか現実問題、できにくいところがあるという現状ではないかというふうに思います。

教育委員会としましても、今回の上川口の取り組みについてはですね、ほんとに地域を挙げて、熱心に取り組んでいただいております。全く支援はしませんということではなくてですね、じゃあ、支援ができる部分がどういう所にあるかということを協議をしながらですね、支援ができる部分についてはですね、支援をしていきたいというふうに考えますが。ただ、基本的な考え方としては、そういった小学生の国際交流事業にですね、中学校が行っていますような、ああいった支援、補助金を出すとか、そういうことにはなかなかつながりにくいかなというふうに思うところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今のですね、教育長の、2万3,000校ぐらいある中の29校、実質が。という話で聞いてですね、逆にがぜんとですね、私、やる気が出ました。で、その29校の中にエントリーできると。それはやっぱりですね、2万3,000分の、今度30になるとすればですね、ほんとにすごいことだなと、逆に私は思いました。

だから、そのできないというかですね、やっぱ無理だろとかいうのを探すよりもですね、今回、そのモンゴルを抽出しておるのもですね、やはり大都会のどつか観光地的な所へ行くんてあればですね、もう自分もそんなには思わないです。ですが、そのモンゴル行ってですね、ゲル生活するとかですね。で、砂浜美術館の関係で、今、モンゴルとのコネクションありますので、そういったいろんな、自分たちが本当に行けるであろう可能性のあるやり方をですね本当に勉強しながらですね、子どもたちも、今、モンゴル語を実際勉強しながらですね、どういうふうにあいさつするんだろうというのをですね。もちろん5、6年生ですから、来年の5、6年生ですね。の子どもたちが行くためにですね、今、本当に頑張って努力します。

で、教育長の方からですね、全く支援はしないわけじゃないと。何らかの支援の可能性があるという、ちょっと含みのある部分がですねありましたので、多少ですね、自分の中でも、まあゼロではないと。何かがあるということで、ちょっと可能性を残しつつ、この部分になってくるとですね、当然予算も伴ってきますので、教育長は、やっぱこういうことはいいことだし、まあ上川口がやろうとしてすることは評価するというお話をいただいているので、ここから先はですね、予算を決めるべき所である、今度は町長の方にちょっとお話を振つてみたいと思うんですが。

もちろんですね、ここに至るまでに、じゃあどういうふうなその運営の仕方、上川口だけじゃなくてですね。例えば、上川口が今回やった。そしたら、どつかほかの学校がやってみたい。いや、私たちもこんな計画をしてみたい。何年計画でやります。っていうのがですね、私、逆に動き出したら、町全体がですね、あ、小学校でそういう機運が出てきた。本当にそこまでやりたいんだったら、そういうふうに持つていこうっていうですね、ある意味流れをコントロールするような形で、自分はですねかかわっていきながら、少しずつでもですね、その予算の確保の方にも町長としてですね、動いていける態勢できないのかなというふうに思うんですが。

町長、そのあたり、お考えいかがでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

やるとなつた場合にはですね、もちろん、一般財源ですべてを貢うよりも補助事業をということで、予算獲得に動くというのも、これ、首長として当たり前のことだと思っております。

ただ、最も私どもが危惧（きぐ）すると申しますか、慎重に配慮しなければならないと思ってることがございます。

まず、上川口のこのスキームに対して補助を、例えば実施するといったことになりますと、議員ご指摘のとおり、他校への誘発ということにならうかと思います。そのときに、その他校へ影響が出て誘発された中でですね、みんなが盛り上がって、学校ぐるみで行こうという、その意識醸成の過程で、生活が非常に苦しい、そういう方たちが、ほんとにうちには苦しいので、控えてほしいといった発言ができるかどうか。そういうことを考えますと、ここは慎重にならざるを得ないというのが現段階でございます。

これまで教育委員会とも検討してまいりましたけれども、学校ぐるみというカテゴリーをひとまとめにしてということになりますと、これ、先ほど申し上げましたような、危惧（きぐ）する所が出てくると、現段階ではそのように思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

町長がですね心配されること、私もね、充分分かります。自分の考える中でですね、そういう家庭的なその理由であったりとか、そういう部分でほんとにやる気をそぐような形になつてしまうと、それは本当に本末転倒ですので、そこはまた違う形での、何らかの手だけは必要だと思います。

で、町長にですね、ちょっと全然違うところからちょっと聞いてみたいと思うんですけど。

町長もですね、確かに、いろんな国をですね回られて、いろんな所を旅をされたというお話を、昔、以前聞いたことがあります。で、私もですね、20代の前半ぐらいから約10年弱ぐらい、ほんとにいろんな国で、まあ自分の仕事の関係だったんですけど、仕事をさせてもらった経験があります。で、そういうときに、なるべく、自分のこれは感じで思ったんですけど、その海外へ行ってですね、冒頭話したんですけど、ああ、自分という人間は、日本ということに本当に知らなかつたなっていうのをですね感じることを、どこの国へ行くなびもですね、私はそればっかり感じたんですけど。

そういうのはですね、町長、どうでしょう。できるだけですね、そういう機会を、まあ、今回は中学校でニュージーへ行ってるわけなんんですけど。もっともっと早い段階ですね、そういうふうな機会を与えてあげられるようなですね機会をつくれる方向に、町としてですね、町長自身の経験からでも含めてですね、何か考えることあれはですね、ぜひお願ひしたいと思うんですが。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

おっしゃるとおりで、ほんとに他国で生活しますと、自国のこと本当に知らないなというのは、本当に痛感した記憶がございます。それに比べて、実は他国の方と触れ合うのにですね、他国の方はいかに、それぞれの自国の歴史であったりとか、文化であったりとかをよくご存じであると、そういうことを思った記憶もございます。

自分の経験なので正しいかどうかは全く分かりませんけれども、他国で生活をするにおいてですね、最も何

が生きてきたのかなと、自分なりに振り返ることがございます。先ほど教育長に、国際交流を目指す目的ですね、こういったものについて、自国のアイデンティティーであったりとか、そういったことの再確認、再認識であったりとか、あるいは、グローバル化への対応だとかいうお話が出ましたけれども。私が最も思うのは、やっぱり日本にいて得られない環境の中で生活できる。いわゆる圧倒的なマイノリティーとして存在するというのが、一番の経験ではなかろうかと思います。随分日本も、自分たちが小さいころと比べて、社会にも格差が生まれ、また、グローバル化も進んでいるわけでございます。また、生活様式も非常に多様化しておりますけれども。やはり、日本の同世代と同じ地域で暮らしているとなると、他国の方と比べますとか、一つのカテゴリーに属するのかなと、そんなふうに感じます。しかしながら、他国で少人数でおりますと圧倒的マイノリティーということで、既成概念にとらわれた行動が取れないわけでございますので、こういった経験というのはなかなか国内ではしづらいと、そういったことが一番、経験としては重要なのかなと、そんなふうにも思つてみたりもしております。

今回、中学生がニュージーランドに、今回ではなくて、これまでニュージーランドに行ってるわけでございますけれども。これらにつきましては、やはり語学研修であったりとか、内容の濃い国際交流、いわゆる国際社会を肌で感じていただくと、こういったことが可能であろうかと思います。それに、他方、小学生を派遣するとなると、レベルの高い語学を求めるというのは、若干酷なお話であろうかと思います。そういう中では、やはり外国の経験ということに重点が置かれるプログラムになろうかと思いますけれども。そういう中で、教育長が申し上げましたように、どういった時期に、どういったプログラムで、どこへ行くのかということを、もう少し精査する必要もあろうかなとも思っております。特に、完全に治安が整い、問題のない国であったら、大きな問題も生じないでしょうけれども、なかなかそういう所だと、日本とそう変わらないような、そういうこともあろうかと思っております。本当に海外で刺激を受けるとなりますと、そういう国でない方が、やはり刺激は大きい。いわゆる諸外国の経験という経験値で言うならば、むしろそっちの方が望ましいのかなと思いますけれども。そこらへんも、もう少し慎重な精査が必要なのかなと思っております。

また、重複しますが、先ほどの答弁で申し上げましたように、全体を考えるときには、やはり少し弱者への配慮もしながら慎重に検討していく必要があると、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

もう、時間もだんだんないんですが、ちょっとだけ。最後にちょっとですね、確認したいことがあります。

今回の総合振興計画の中にですね、振興計画の審議会というのがあって、で、これが、今やっているその事業がですね、適正にやられてるのか、本当にその事業が効果があるのかとかいうのをですね、確認している所ありますよね。

で、その平成23年10月の答申書の中にですね、こういう言葉がありますね。ちょっと見てみしたら、特記事項の中に、これは中学生のそのニュージーランドへの派遣事業の内容です。

派遣先の選択肢の一つとして、Tシャツアート展を行ったモンゴルやハワイも視野に入れてはどうかというですね、その答申の中にこれが出てきます。それから、この事業のですね、これは生涯学習ではなくて学校教育の範疇（はんちゅう）に入れる必要があるよっていうですね、大きなその指摘もされています。

で、この答申書が出てるのは、やはりその事業全体をですねこう見渡してみて、あ、やっぱりこういう所も考えたらいいですねっていう中に、自分の思うですね、例えばモンゴルなんかの話が出たり、その学校教育の中で、国際交流の中にそういうふうなお話が出てきた所もあったんですね、ぜひこのあたり含めてですね、

今後、この答申については何らかのまた見解も、また協議もされると思うんですが。

そのあたり含めてですね、教育長、どうでしょう。このあたりは、先ほどはニュージーランドの、この事業は続けていきたいというお話だったんですけど、こういう行き先なりをですね、変更したりとかいうお話の中に、そういう小学生もですね加えていくとかいう方向の答申の中の話とかですね、そういうのはなかったんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

答申の内容にですね示されておりすることについてはですね、以前にも一度、検討もしたこともございました。といいますのが、韓国等との交流があったときにもですね、派遣先等についてもいろいろ検討をしたことございました。

ただ、ニュージーランドに行くについてですね、やはり最も重要視すべき所はですね、これまで長年にわたって、旧佐賀町の時代から築き上げてきた、派遣先のハミルトン市のフェアフィールド中学校ですね。こことのつながり、受け入れ態勢ですね。それと、この学校については、特に留学生の受け入れ等も非常に行っておりますし、そういった学校自体の受け入れ態勢、それから、町の受け入れ態勢もしております。そんな中で向うへ行ってですね、授業に入る中でのそれぞれの学習内容も順調に行なうことができるわけで、そういうことをやっぱり尊重しなければならないというふうに思います。

派遣先を検討する中でですね、なかなかその派遣先の受け入れ態勢というものがですね、確立できるかということがまず1点ございます。そういうこと等も踏まえてですね、検討はしていく必要があろうかと思います。この件についてはですね、そのあたりの部分を検討していきたいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

もうこの件についてはですね、もうこれ以上多分言つてもですね答え出ませんので、このあたりでやめたいと思うんですが。

ぜひですね、子どもたちが、自分たちが大人になったときに、黒潮町ではこれだけ、自分たちはいろんな面で、いろんな国際交流の関係も、いろんな支援もしてもらったというふうに思つてですね、この黒潮町でまた活躍できるような、そんな子どもにですねなれるように、ぜひいろんな支援をですね、お願いしたいと思います。

それでは、次の質問いきます。

次がですね、国保関連予算の運営見通しについてということで。

国保会計は基金もなくなり、国保加入者への急激な度重なる値上げでかなり無理を強いています。しかし、それでも歳入不足の解消には至らず、平成23年度の決算では、翌年度の歳入を先取りする形での繰上充用を3,500万円も行うに至った。今後の国保会計の見通しと運用方針を問うというのが、まず1つ目の質問です。

それから、もう関連しますので、続いていきたいと思うんですが。

カッコ2では、直診会計の歳入が、当初予算では前年に比べ3分の1になっている。それに伴い、基金からの繰り入れも増え、将来の運営が懸念される。町のスタンスと今後の運営予測を問う、という質問を2つ目に入りました。

で、これはですね、今回の議会の中でも、ほんとに同僚議員がですね、もう何名の方、先ほどは小永議員さんもですね言われてたように、その国保会計の決算上ですね、かなり深刻な状況になってしまったというところで、本当に危惧（きぐ）された議員さんの質問がですね相次いだわけです。

で、自分がですね、まず1つ目の所でちょっとお聞きしたいのが、今回の、23年度、先ほど言ったようにその繰上充用がですね3,500万円あって、これはもう答弁の中にも出てましたけど、このペースでいったらですね、当然、来年もですね同じぐらいの額を赤字として繰り越すと。で、そうなってくると、全体としたら見通しでは7,400万円程度の赤字が出そうだというお話が、今回ですね議会の中で答弁がありました。で、先ほどの、小永議員の答弁の中ではですね、もうそれを賄うためには税率改正を行って、20パーセントアップするぐらいのものでないと、この7,400万円分の赤字の解消だけ、これだけをやるにしてもですね、20パーセント上げなければ何ともならないというようなお話がありました。

で、率直にですね、まず1点お聞きしたいんですけど。来年度、どうするおつもりか。もう率直にですね、もう皆さんの中で何回も聞いていたと思うんですけど、どうするかっていうことをですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

まず、この1つ目の所ですね。はい。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは私の方から、下村議員の、国保関連予算の運営見通しについてお答えを致します。

先ほどの小永議員の質問に対しまして、このままでいくと7,450万の累積赤字になると言いました。答弁をして、これをペイするには20パーセントぐらいの税率改正が必要だということなんですかけれども。あくまでも、現段階で数値を何の要件設定もせず、単純に7,450万、このまま推移していくとして出した数字でございます。まあ、さっきの答弁でもお答えしましたけれども、23年度は被保険者所得が12億8,000万あったものが9億7,000円ということで、非常に所得割が落ちたということでですね、こういう結果にもなったんすけれども。

24年度、半年たちましたけれども、まだ24年中のですね、いわゆる被保険者所得がどういうふうな動向になっているのか。また、医療についてもですね、今後どのように推移していくのかというかは分からない中ですね、このまま20パーセントになるかどうかもまだ不確定なところもございます。

そして、まず、ここで私が上げるのかどうかというよりも、まず国保は運営協議会がございますので、まず運営協議会ですね、どういうふうな形で、今後の推移とかいろんな要件入れながらですね、今までの精査、今後の見通しもですね、もう少しというか、まだ精査しながら、確実性の高い数値としてですね、シミュレーションして運営協議会に出していくかなければならないと思っておりますので。今、ここでですね、そのまま20パーセント上げるとか、そういうことはですね、私の方からはちょっとお答えしかねるといいますか。

被保険者の皆さん、ここだけやなくって、自主放送でテレビを見られている方もおられますので、20パーセントもまた上がるのかというふうに、単純に取られても困りますので。できるだけそういうことがないようにですね、私たちは努力する必要もあると思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

先ほど言ったようにですね、ちょっと1番目と2番目、ちょっと関連しますので、これをちょっと両方一

緒にやりたいんですが。

次にですね、2つ目のその直診の部分で、ちょっとこれも確認したいんですが。

これも、先ほどのですね小永議員のときに、かなり突っ込んだ答弁がありました。で、自分もですね、考えていたとおりの、大体答弁だったんですが。言えますね、直診の方も、歳入がもう3分の1に落ちてしまつてですね、それで23年度では、一般財源からですね繰り入れたのが、3,000万円の繰り入れをしました。で、基金があったのもですね、確かに350万円程度だったと思うんですが、それも繰り入れて、今、この直診会計の方もですね、もう、基金は底をついたと。で、先ほどの国保会計の方も底をつきました。

それで、自分の方でですね、やはりもうこうなってくると、考えられるのはですね何だろうということを考えてたわけなんですが。今日、答弁の中で課長が言われたようにですね、もう、その国保のこの直診とですね、その国保会計とができるだけですね関連付けて、なるべくうまい運用の中で、ここの国保関連予算としてですね、回していくような手立てをするしかないんじゃないんじやないかというのがですね、自分の、もう考えた結論というかですね、自分の思った内容なんですが。

この直診ですね、課長、どういう形でその運営をしていこうとしてるのか。先ほどの、もしかしたら小永議員の答弁とかなりダブるかもしれないんですが、ちょっともう1回、そこをお答えいただけますか。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは下村議員の、直診会計の町のスタンスと今後の運営予測についてのご質問についてお答え致します。

議員ご承知のとおり、拳の川診療所は昭和23年度から医師が代わり、運営方法も、委託から直営ということですでスタートしてきました。

そこで、議員ご指摘の、平成23年度の診療収入が当初予算を前年対比してみると、おっしゃるとおり、3分の1になっています。このことは、平成23年度から、委託の皮膚科から直診の内科に変わり、受診者数を予測し難く、人件費や医療機器等の購入と相まって、歳出金額に合わせた診療収入を見込んだ予算となっておりました。また、皮膚科は近隣市町村に少ないため、町外からの受診者が多かったことで、今回、皮膚科から内科に変わったことにより、受診者が他の医療機関に移ったものと考えられます。

そういう中、基金の取り崩しや一般会計からの繰入金で、診療運営を補てんしてきたところです。この主な歳入は、医療スタッフの人件費に相当する額で、この繰入金を少なくするには、先ほども言いましたが、受診者数を増やし、収入を挙げることしか考えられません。

そこで、議員質問の、町のスタンスと今後の運営予測ということですが。以前、疋田先生の功績には及びませんが、尾崎医師が今回、診療に当たって2年目になっておりますが、診療指針として、内科中心で特定の科に頼り過ぎない全人的医療。必要に応じて、専門医と連絡を取りながらの医療。通院困難な方には、訪問診療を実施する。検査医療の充実による初期診断、診療への橋渡しの実施。ということで、地域に根付いた予防医学や健康教室等を踏まえながら、地域医療を基本に考えて運営していきたいと考えているところです。

現に、小永議員のときにも少し触ましたが、地区サロンに出向いての話や、9月の広報くろしおに掲載しています、まちのおいしゃさんといった形で、地域の診療所というイメージを持ってもらい、少しでも地域の方たちとかかわりながら、また、近くの訪問看護ステーションを利用させてもらう方法や、特定検診、予防接種を利用してもらえるよう継続してPRし、一人でも多くの方が拳の川診療所を身近な施設として利用してもらえるよう、努めていきたいと考えているところです。

そのためには、前々から地域の声や、以前の一般質問でも出ていましたが、診療所近くに医師住宅の建築を

と要望から、本年度、旧拳ノ川保育所の広場に医師住宅の建築内示を国からいただきました。このことを、あとは決定を待って、建築工事に移る手配になっております。

また、3月31日の東日本大震災を受け、内閣府有識者委員会からの、南海トラフで発生する巨大地震により想定される地震と津波高が、特に津波高が、佐賀地区においては20から25メートルと想定されており、佐賀支所序舎において、津波の浸水下になり、第2次避難所に予定している拳の川診療所周辺は、高台で行政施設も整っており、今回、9月2日の県下一斉防災訓練においても、保健センターを佐賀地域の防災対策本部佐賀支部として訓練し、災害時の防災拠点施設として、医療の面からも期待できます。

そこで、北部地区だけの拳の川診療所だけでなく、黒潮町全体の医療施設としても期待できると思っておりますので、そういう形で今後とも進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

課長の方からですね、かなり取り組み、自分が目指したらどうかなと思えるようなですね、お話をいただきました。

今回ですね、思ったのが、やはり直診の方もかなりのお金を一般財源から繰り込んでいかないといけないし、それから基金もなくなった。で、国保会計も、どんどんどんどんですね医療費は拡大していく。それを食い止めるためには、もうこの直診会計の部分とですねこの国保会計が、それを補完し合いながらでもですね、いい形のサイクルを回していくしかないというふうに思っていたところです。

それで、今回のですね、確かに西村議員の答弁の中でですね、町長がですねこういうお話をされましたよね。今までには、かかりつけ医、診療医のようなものが身近にあって、そういう所へまずかかるっていただいて、それで、何となく、ここはもうちょっと検査しないといけない、もう少し詳しく調べないといけないというときに、その高度医療が整った病院へかかるようにするというのが、やはりいいんじゃないかと。それが、医療費抑制のまず一つの突破口になるんじゃないかというような答弁があったと思います。私も、全く同じ考えを持っています。

ですから、ますですね、ぜひこの直診の方でお願いしたいのは、地域にですね、本当に出ていく。特にですね、その大方地区が今まででは、やはりどうしても拳ノ川の直診という、あのエリアの診療所というようなイメージを持ちつつというかですね、何となくイメージがありましたので、いや、違うと。黒潮町全体の、これは診療所なんだよっていうことをですね、もう少し全体的なアピールも要るでしょうし、それこそ、尾崎先生がですね、何かのきっかけのたびにこの大方地区へ来たり、いろんな所へ入ってですね、いろんなお話をしたり、また、先ほど訪問診療なんかもというお話もありましたけど、やっぱりそうやっていろんなきっかけをつくることですね、この部分は随分改善されていくと、私は思います。ですから、この方向ですね、何とかしてほしい。

プラス、町長にですねちょっとお願いたいのは、先ほど来言つてるように、前々回20パーセント、昨年6.7パーセント。今回もっていう話ですね、もう国保会計をこれ以上ですね、アップアップですね持っていくのはね、私も、もう無理だと思います。で、平成20年度ですね、合併当時に税率を逆に下げて、低い方からのスタートで、かなりですね運用がタイトな状態で走り始めたところで、ちょうど後期高齢者の医療制度のですね改革と一緒にになったところでですね、当初見込んでいたお金、2億円が入ってくる予定だったものが、いや、これは全然入ってきませんということで基金からの繰り出しになって、要は、自分たちが持つてた財産が何もなくなったわけですよね。ですから、本当に厳しいところで動いてるのですが、やはりそれをですね、

もうここに至ってはですね、もうこの状態でさらに、この国保会計のですね、その加入者に対して、どうしても足りないから、また 10 パーセント、15 パーセントとかいう形をですね、もう極力、もうここに至ってはですね、私はもうかなり厳しい状況になったというふうに思っています。

ですから、町長、ここはもう一般会計からの繰り出しじゃなかなかっていうお話もあったんですけど、自分もですね、基本的には、すべきじゃないと思います。やはり独立会計の中ではですね、すべきじゃないと思います。ですが、こういうふうにですね、完全な自転車操業、自転車操業で回していくようなこの内容であるとですね、本当に、さらに厳しい状況を生みかねないので、どっかしらでですね、もうある程度の踏み込んだ対応はですね、必要じゃないかなというふうに思います。

で、なるべくですね、その国保会計、この国保の加入者もですね、救っていけるような手だても考えながら、先ほど言ったようにですね、その直診と国保がうまく関連していけるような態勢をですねつくっていただけるのかどうかですね、ここはもう町長の方から答弁いただきたいと思うんですが。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、直診の方でございますけれども、ご承知のとおり、大変厳しい運営となってございます。こちらにつきましては、単純に直診の運営で黒を出さなければならぬといった性格のものではございませんけれども、ご指摘いただきましたとおり、国保と関連付けた取り組みが必要であると、そのように思います。早速、尾崎先生ともまた再度協議をさせていただくと、そのように考えるところでございます。

また、国保税率のお話でございます。今年度、繰上充用させていただきました。繰上充用にも幾つかのパターンがあろうかと思っております。ある単年度の突発的な赤字が、単純に次年度へ繰り越される。そういう場合であるなら、繰上充用も継続して行うこともやむを得ないと、そういうふうにも感じるところでございます。ただし、今回、シミュレーションでお示しさせていただいておりますように、当町の繰上充用の状況、それから今後の推測、これらはすべて累積ということになってございます。そうなった場合に、保険者である町としまして、そこまでの繰上充用が可能なのか。これは、しっかりととした倫理観に基づいた運営が求められていると、そのように考えるところでございます。

そして、議員からもおっしゃっていただきましたように、足りない分をすべて税額で賄いますというところには限界があると。それは、これまでの議会でも繰り返し答弁してきたところでございます。まずは、直近の課題としてそのラインをどこに引くのか、これが求められているところであると思います。

まだ運営協議会の方に諮問しておりませんので細かい数値は言えませんけれども、参考値までに申し上げますと、現在、一人の調定額が 7 万円ちょっとということになっていると思います。これ、平成 23 年度の実績でございまして、現在、まだ 23 年度の広域の統計が出ておりませんので、必然的に 22 年度の公表値と比較ということになりますけれども。22 年度の比較値でありますと、個人調定では県下で 17 位であったと思います。しかしながらそれは、黒潮町の場合は 23 年の実績で、他市町村は 22 年度ということでございますから、当然、下げる所はなかったと記憶しております。上げる所があったと思いますので、まだまだ一人当たりの調定額は、県下の市町村の順位で言いますと真ん中よりも若干下にあると、こういった状況にございます。これが、私たちが申し上げてまいりました、22 年、23 年と税率アップをお願いしたときに、他の健保の方のご理解をいただくためには、ある一定、国保加入者の皆さんのご負担のレベルがというお話を、これまでさしていただきました。そろそろ県下真ん中あたりに、今、来ているといった、こういった状況でございます。もう近々、そのラ

インを、いわゆる法定外繰入、これを踏まえた議論をするために、その国保税額の最適値といいますか限界値といいますか、そのライン引きをする必要があろうかと思っております。

それからもう1つ。国保特会には、直接の法定外繰入はできませんけれども、これも若干、重複答弁になりますが。例えば、高齢者福祉の充実であったりとか、あるいは、産業振興への資本投下で事業効果があるとするなら、国保税額は一律でも、総体的な家計の負担感、こういったものは軽減することができると、そのようにも考えているところでございます。ただし、解決策のどれに、すべてを解決することを求めるのは、若干無理があると思っております。いろんなところで少しづつ、家計の負担、あるいは負担感を軽減していくことが必要であろうと思っております。これにつきましては、間もなく第1回の国保運営協議会が開催されるようになってございますので、そちらの方で状況説明、あるいは今後の推測等を詳細に説明させていただいた後に、委員の皆さんからもご指導いただきたいと、そのように思う次第でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

町長の方からもですね、もう、かなり状況的にですね、もういっぱいいっぱいの状況にも近づいているというようなお話もあったんですが。

議会の方もですね、本当は全然責任がないわけではなくてですね、本当は、その税率を改正するときなんかもですね、2回ほど執行部側の方からですね、少しづつでもやっぱり上げていかないとこの国保は持たないよというような形の中で、税率改正の話もありました。ですが、やっぱりその2回、確かに、私の記憶では2回あったと思うんですが。その2回ともですね、否決をして、で、ある日突然、もう基金もなくなってどうしようもなくなって、20パーセント上げます、バーンっていうような。あんな形のですねことになると、私、住民の方をよけ苦しめてしまうと思うんで。やはりそこはですね、まあ自分たち議会、私の反省も含めてですけど、自分たちも含めてもう1回ですね、どういうふうな形であれば、より負担感が少なくですね、町民がいい形で回していくのかいうところをですね、やっぱり考えていくところが大事なんじゃないかなというふうに思います。

もう時間だいぶないんで、最後に確認したいんですが。

先ほどですね、直診の方のお話をした経緯があったんですけど、町長、どうでしょうね。ほんとに一緒にですねコマーシャル、今、それこそケーブルテレビ関係でもやってますけど。ぜひ、その直診の方の、まあちょっと風邪をひいたなとかですね、ああいうとき、ぜひ直診へ行っていただけませんかですねいうような、そういうコマーシャル、呼び掛け。今日、課長がですね、みんなにお願いしたいと、議会の中でもお話してましたけど。ああいうのも、メディアなんかも使ってですね、呼び掛けるのも一つの手じゃないかなと思うんですが。なかなか自分たち、経済圏が少し中村寄りにあったりとかですね、どうしても中村へ行けばスーパーがあってとかいうことで、つい中村へ行きがちなんんですけど、やっぱりこの状況をですね、町民の皆さんにも知つてもらって、ちょっとのことだったらやっぱり直診へ行って、風邪薬もらいましょうかとかいうような方向をですね、打ち出してみてはどうかと思うんですが。

最後に、その点いかがでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

おっしゃっていただいた、ご指摘いただいた点については、早速検討させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

それでは、もう最後の質問い合わせたいと思います。

最後の質問がですね、ここに書いてますように、議員発行ミニコミ紙の裁判判決の意味についてということです。これは、いわゆるらっきょう畠の、議員の発行してあるそのミニコミ紙、まあ広報的なものですが、そういうことについての内容です。

それで、ここに書いてますように、今回の裁判判決の意味について問うと。で、裁判までの経過を確認した後、今後の入札方法の在り方を問う、という質問にしております。

今回ですね、この裁判に至るまでのところ、大変ですね長い期間、いろいろとですね、私たち議員も含めて心配もありますし、一体どういうことになっていくんだろうというのをですね、いろんな角度から考えながら見てきた経緯があります。

で、今回のこの裁判ですね、一番大本になったのはですね、やはりその事実を争うと。一体、事実が何なんでしょうっていうのがですね、その主な目的ですね裁判であったように、私は感じています。

よくですね、私の知っている住民の方たちから、何で、役場の人が議員さんを訴えることになったのかとか、その意味が分からんと。で、そういうことがあるのかというようなことをですね、よく聞かれました。その都度、自分の方で、それまでに分かってること含めてですね、その住民の方とかにいろんなお話ををしていったわけなんですけど。

今回、判決がもう出ましたので、そのあたりをですね、過去の経緯とかも含めてですね、一体何が元でこうなって、今のこの判決に至ったのかをですね、ちょっと自分の認識が正しいのかどうかも含めて、執行部に確認をしていきたいと思いますので、その都度ちょっと答弁いただきたいと思います。

まずですね、その判決文ですね。今回の判決文、主文の中の2つ目の所にあります、原告の本訴請求と、被告らのそのほかの反訴請求を、いずれも棄却するとあります。いずれも棄却する。本訴も反訴も、棄却するということです。で、まずこのあたりからちょっと確認していきたいんですが。

この内容についてですね、この判決が出てから、結局、控訴していないわけですから、これは、もうこの裁判自体は結審したということでとらえてよろしいですね。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休憩 16時40分

再開 16時41分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副町長（植田壯君）

どうも失礼致しました。

まず、通告書に基づきながら、答弁をさしていただきたいと思います。

この町が訴えたことにつきましてですね、は、今、議員が申されましたように、町と致しましては事実を争うということでありましたけれども、それにつきましては不法行為であるということで棄却されたことは、これまで申してきたとおりでございます。このことにつきましては真摯（しんし）に受け止めてですね、これ

までもおわび等を申し上げたところでございます。

従いまして今後はですね、この行政執行に当たっては、十分このことを尊重しながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、裁判の経過につきましてはですね、これも少し触れらさせていただきましたけれども、町としては当然、より穏当な解決を目指すべきと考えておりましたので、関係者の方々には文書でお願いするとともに、何度か話し合いもさしていただきました。また、議長にも仲介をしていただき、何度か話し合いをしていただきましたが、平行線をたどり、なかなか問題の解決に至らなかつたことから、提訴に踏み切ったものでございます。

また、通告書にあります、入札の方法の在り方でございますけれども。このことにつきましても、先の質問にお答えしてきたとおりで、町と致しましては、入札参加者にご案内するのは当然なことでございまして、特に問題があったというふうには考えておりませんが、より入札事務の適正化を図るために、その後、入札件数が多くある場合には入札事務員を1名追加し、一つ一つの入札が終わるたびに次の入札業者への案内等をして、スムーズに入札事務が行われるよう努めているところでございます。

いずれにしましても、入札事務が疑われるようなことではいきませんので、今後も、改善するべきどこがあれば改善し、入札事務に当たっては慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、判決文では、議員が申されましたようになっております。で、これで、結審したというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今回のですね、この裁判 자체が、まあ、これで結審したということですが。

同僚議員の中からのですね、意見の中にも、今回、賛成したその議員のですね、その責任も問われるというふうな意見もありましたので、まあ私もですね、そのあたり、自分も賛成した議員の一人ですので、そこらへんの事実関係もですね、ちょっと確認をしていかんといかんなというところで、今回、この質問を取り上げてます。

それで、まずですね、こうなってきたその大きな流れの一つ。今、副町長が、今までの中のあらましの所お話して下さったんですけど。これが一番先に起こったのが、平成21年11月の臨時議会で、これも、もう裁判も出てるんで、もう議員さんの名前も出しますけど。森議員さんの方からですね、その一般質問の中で、もうあらましでお話しますけど、入札に遅れた場合に、どういうふうに対応するんでしょうかっていうようなですね、その質問から始まっていったように思います。で、どういうふうに、例えば入札時間にいない場合に、どういうふうに町は対応するんでしょうかっていうお話の中で、今、いろいろな議論となっていましたですね答弁があって、で、そのときの答弁見ますとですね、ちょっと議事録もいろいろ確認してみたんですが、当日、12件入札の事務があつて、かなり困難状況にあったと。でも、きちんとですね、その入札自体はもう整然とですね順番に、今、副町長言われたようにですね、1つの入札が終わるたんびに次の入札の人たちが入ってもらって、順番にこなしていくといったようなことをですね、そのときの第1回目、臨時議会の中ではですね、お話をされます。

それで、次。今度はですね、平成21年の12月に、今度は定例議会の中でですね、これも、同様に森議員がですね、その中で、遅刻したと思われるような、その業者さんが落札したんじゃないかというですね、その質問をされています。遅刻したんだったら、当然、その人は落札できないんだろうというような、あらまし、内容のお話だったんですが。そのときは、前副町長が答弁されたわけなんですが、1階とかですね2階とか、

入札会場の付近、またその辺りにいて、それで、それは呼びに行ける範囲の所でいたんで、それは支障はない。で、順番にその入札を行っていくために、そこで待機してもらっているのでっていうような内容のお話がありました。

そのときにですね、少し何か、ちょっと前副町長、ちょっと勘違いされたような答弁もあって、別の、その業者さんの入札の関係の話がですね、その答弁の中でちらっと出たりしてですね、少し混乱も得たようなですね、そういう、この議会になってました。

で、そのときの後、平成22年2月に、このいわゆる、今言ってる、そのらっきょう畠というその広報紙の中、まあミニコミ紙ですけど。その中で、まあ、ある意味ちょっと断定的な内容だったと思うんですが、入札時間は厳守すべきではないかというタイトルの中に、入札時間に遅刻した業者が2億5,600万円の事業を落札という、ある意味センセーショナルな見出しが出てきたわけです。

で、それを自分たちもですね、一議員として見たときに、これはちょっとどうなんだろうと。で、これを見た人は、もしかしたら、黒潮町が不正をやってるのを見逃してやっているというような、この新聞の内容を、是正してもうそのまんま良しとしているんじゃないかというようなですね、の認識を、まあ、自分の中ではですね、それはちょっとあんまりことじやないかというふうに思ったのがですね、ここまでいきさつなんですか。

ここまでちょっと流れですね、今、私、ずっとあらましのお話したんですが。

このあたり、副町長、どうでしょう。私が今言ってる内容と、何か差異ありましたでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

お答えします。

総体的には、特に間違ったというふうには思っておりませんけれども。

特に言われるのがですね、今出ましたように、遅刻した業者がですね落札されたということですね、言われておりますけれども。その呼びに行った業者をですね、落札をしてないわけでございますので、そういう部分でですね、我々はこの問題になってきたということで訴えたということでございますので。

当然ですね、いろんな、今、言われた勘違いの答弁があったがじやないかというふうにありましたけれども。これもですね、実際、その当日のその情報基盤整備事業の入札についてはですね、事務局サイドでは間違った事務はしていないというふうに思っておりますので、そういう話をさせていただいたというふうに思ってますし、基本的には我々は、もう入札に遅れた、遅刻したというふうには考えておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今、1つずつですね、ちょっと確認していっているんですが。その広報紙、出るまでのところで、まあこういういきさつであったということで。そこらへんもですね、自分たち議会人も、その当時いた議会人も全員それを確認しながらですね、やはり、その執行部が言ってることと、今回、訴えられることになった皆さんがですね言ってることの、その食い違いがですね、その議会の中でも何度も出てきました。

で、その中で、もちろん執行部側としてはですね、もう一切そこには瑕疵（かし）はないという、一貫した主張はあったわけなんですが。

その次、22年3月の定例議会の中で、ここで、また一般質問でですね、森議員の方からですね取り上げられまして、で、ここでもですね、やはりどうしてもその遅刻した業者が落札をしていると。で、これはもう完全に失格にしないといけないというようなお話であったりとかですね、まあ、その待機場所の話であったりとか、そういうふたつのようなですね質問がずうっと続きました。それが出てからですね、執行部の方としても、それから後ですけど、何度もですね、例えば議員協議会なんかも含めて、いろんな説明をされていました。で、自分も記憶があるんですが、事実と、自分たちがやったのはこういうことですと。で、皆さんというか森さんが見たのがですね、ちょっと違うと思うというようなお話もあつたりですね、その議員協議会の中で、実際にですね、その呼びに行つたと言われるその方たちを来もらってですね、一体誰が行つてはいるんでしょうっていうのをですね、問い合わせをして、自分たちもですね、その答えを聞く中でですね、誰が本当のことを言つてるんだろう、一体、ここに真実はどこにあるんだろうっていうようなですね、非常に戸惑いをですね感じるのを、私はつきり覚えています。

で、そういう状況がですね、22年の3月のその定例議会から、平成23年の1月の19日、その議会で可決されるまでの間、何度かやっぱりありますと、で、最終的には、今言ったようにその1月19日の、その前の議員協議会の中で、いわゆるもう最後通告的にですね、もう自分たちの考えてることはこういうことですと。で、今までの過去の中でこんなことがあつたっていうようなですね、その執行部側の話と、それと、あとは、もうその訴えられた側の方たちとですね、やっぱり意見が全く、もう整合性がないというか、もうかみ合わないという状況が続いて、で、自分たち議会としても、最終的には、これはもうどこで白黒付けるんだろうっていうことになつたときに、もう最終的にはこの裁判で、一体誰が本当のことを言つて、誰が間違つたことを言つてるのかをはつきりせざるを得ないという状況に至つて、この1月19日のですねその議会で、訴えを起こすことということですね、至つたというふうに私は感じているんですが。

ここまでのことろ、どうでしょう。

議長（山本久夫君）

本日の会議は都合により延長します。

副町長。

副町長（植田 壮君）

その内容につきましては、ほぼそのとおりだというふうに思つてます。

下村議員の質問の中にも時々出てまいりますけれども、食い違いがあるというか、その部分をですね、我々、その当答弁したときにはですね、入札事務に間違いなかったということですね、まあ、行政としては具体的ですね、業者の名前を、どこそこということがですねはつきり示されませんでしたので、答弁もですね、どっちかというと抽象的な答弁になつたということで、決して間違つておるというようなですね、答弁はしていないというふうに思つてます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今、議会が可決をしたというところまで確認をしてきました。

自分たちもですね、その可決に至るまでに、前議長がですねその仲介に入って、やはりその議会と執行部とがそうやって裁判で争うこと自体は、やっぱりそれは問題があろうと。で、できるなら、その前の段階ですね止めたいというような気持ちはですね、本当に十分あつたんですが、最終的にはですね、あまりにもそこの話、まあ見たとか、見てないとか、誰が言ったとか、誰が言ってないとか。そこらへんの話がですね、極端に食い

違いがあり過ぎでですね、その真実をはつきりさせるためには、もうこの方法しかなかろうということで、結局、議会は議決したというふうに、私は理解しています。

それで、平成23年の2月7日に提訴をし、で、今度は平成23年3月10日には、その提訴に対する今度は反訴ということで、お互いが争い合うというような裁判形態になったわけです。それで、この中で本当にいろいろなですね、やりとりがあったと思うんですけど、平成24年のその7月31日に判決が出て、で、冒頭言ったようにですね、両方を、さっきの主文ですね。本訴請求と、被告らそのほかの反訴請求を、いずれも棄却するということをもって、これは結審をしました。ですから、私はここの判決文の中にあるようなというかですね、この判決文が、もうこれのすべてであるというふうに、今、私は理解しています。

で、今回ですね、その訴えの核心部分なんですが。入札に遅刻した業者が落札をしたと、入札に遅刻した業者が落札をしたというこの内容自体がですね、この判決文の中で、私は明らかに違うと。これは町長答弁の中で、今日、お話をありましたけど、この文書を引用して言われてました。で、もう何度も言うのもあれなんですけど。

本件記事の起訴となった被告森の認識（供述）には明白な事実誤認が認められるのであるから、本件入札について、原告の職員が探していた業者が落札した業者と一致するという、被告森の供述部分も、そのまま信用することはできないという、そういう判決が出ています。

ですから、自分たちも一番分からぬ。何が本当、一体この中で、真実は一体何なのと、自分たちが一番聞きたかったことを、私は、この判決の中ではつきり明確にできたというふうに、逆にそういうふうに、私個人的には思っています。

で、今回のその裁判は、ある意味それが明確にされて、まあ、このまんまの形で本当は終わる裁判で、私個人的にはそのように思ってたんですが、その、訴えたこと自体に問題があると。だからこの裁判は、言えば、原告にそれだけの、まあ損害賠償を与えた、そのお金を支払いなさいという判決が出たわけですね。

ここまで私が話したこと、どうでしょう。副町長、何か間違いなかったでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

今、下村議員が言ったとおりだというふうに、我々も考えております。

しかしそこにはですね、間違いないわけですけれども、町が、本訴は不当請求であると言われたところがですね、ここが一番の、町が間違ったというところでございます。町が求めて、本来、純粋に求めたところは、ここに今言われた部分ですね、我々も納得したというところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今回ですね、その裁判の意味について自分なりにもですね、さっきも言ったように、本当であれば、その議会と執行部がこういった形で訴え合うという形は、もちろん誰も望んでいないわけですし、自分たち議員自身もですね、できればそういうですね、まあ、こういう記事によって、もしかしたら不利益をですね、もしかしたら、この業者さん自体もですね不利益を被ったのかもしれないとかですね。私、個人的に感じたのは、こういう記事が独り歩きして、その業者さんから逆に町の方がですね、例えば、こういうことを野放しにしてる。まあそういう、言えば、不当な入札をやっている業者さんが落札をしたというようなですねものが出てきたと

きに、その業者さんから町が訴えたりされないのかとかですね、私の中では、やっぱりそこまで心配しました。

で、それは、ある意味言論の自由とかですね、いろいろ、この議会の中で、もちろん、執行部の今やろうとしてすることをただすとかですね、チェックをしていく。これは本当に、我々議会人に与えられた一番大切なことなんんですけど、その中には、やはり本当にですねより慎重なですね、自分たちも議員としてももちろん、もちろんですね、今のその被告と言わされた方たちも慎重にはやったんだと思うんですけど、最終的にですね、こういう結論の判決が出た以上ですね、みんながですねもう1回考えてですね、今後は臨むべきというふうに思つてます。

それで、今回のその裁判の中でもですね、いろいろあったんですけど、その被告らの損害というところで、この判決文の中にですね、こういう文章が出てきます。

ただし、原告は被告らの政治的言論を封じ込める目的で本訴を提起したわけではないこと。本件記事の基礎となった、被告なにがしの認識には明白な事実誤認が認められることなどの事情も考慮して、被告らが被った精神的苦痛を慰謝料するに足りる額は一人当たり10万円を認めるというようなことで。

やっぱりこの、10万円を認めるその内容についてもですね、裁判所も、政治的言論を封じ込める目的でこうやったわけではないと。でも、その中には、やっぱりそこに誤認の部分があったよと。間違って認識してた部分があつたんだよということも、いろいろな考慮をして、最終的にこの10万円の損害賠償ですね、を払うように、精神的苦痛に対してということで結審をしたということがこの内容だと、私はそういうふうに理解してます。

それで、もうこの裁判のことはですね、さっきから言ってるようにもう終わりましたので、このことについては、もうこれ以上触れることもないと思います。

で、今後の話です。今後の話として、今回ですね、その入札の業務の中でですね、その入札業務の中で、やはりこうやって疑いを持たれるような、その入札があったこと自体がですね、まずそこから、執行部としたらですね、やっぱり正していくということの中で、今回は案内をする人を1人増やしたとかですね、いうようなお話をありました。で、本当であればですよ、本当であれば、入札会場のすぐ横に、例えば大きな控え室が1つとか2つとかたくさんあって、で、順番に終わるたんびにですね、前室移ってください、次の室行ってください、最終的には、入札室へ入ってくださいっていうようなですね、誘導の形がきっちり取れれば、それが一番問題はないわけなんんですけど。今回のような、残念ながら、もう大変混雑する、12、3件の入札がほぼ同時に順番を置きながらやっていくわけなんんですけど。どうしてもその混雑するような状況が生まれたときですね、もしかしたらですね、またこういうことが起こりかねないということが、やっぱり考えられます。

それで、まあ執行部としてですね、さっきから呼び込みというかですね、呼びに行く人を増やして対応するということを言っていますけど。もう本当にそれだけでですね、今後、こういう問題は起こらないと考えているのかどうか。

その点、お答えいただけますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

現在の入札形態ですね、特に問題があるというふうには考えておりませんけれども、なおですね、慎重な対応をしていきたいというふうに考えておりますので。

この入札件数ですね、多いときには15件とかいう話になりますので。それを若干分けるとかですね、今、下村議員が言われましたように、なかなか、あこの施設自体がですね、町の施設自体が非常に狭隘（きょうあ

い) な所ばかりかしでございますんで、そういう所をできるだけ 1 カ所に集めてですね、できるような対応を今後は取っていきたいというふうに考えております。

で、皆さんから疑われないようなですね、慎重な対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

ほんとにですね、今後、そういうふうにあらぬ疑いを掛けられることがないようにですね、もう本当に行政としてですね、その点は本当に真摯（しんし）にやっていただきたいと思うんですが。

ちょっと最後に確認したいのが、今回のその判決を受けてですね、まあ、ここの判決文の中には、言論には言論で、文章には文章で、いわば広報には広報でというような対応の仕方をというですね、その判決文があるわけなんですが。

今回ですね、町長。この判決を受けて、例えば住民に対してですね、広報等でこの内容についてですね、こういう結果になりましたということを伝えるようなお考えあるのかどうか。

お聞かせください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これらを詳細にご説明させていただくには、非常に広報の紙面に限りがあると思っております。答えになるかどうか分かりませんけれども、我々も今回のこの判決をもってですね、何を考えなければならないのか、そういうことが明らかになってまいりました。議会からもご指摘あったとおりでございます。我々は平素から、コンプライアンスの下に基づいて、すべての業務の執行を行っているわけでございます。そういうた執行部が判断したことが不当であるといったことが明記されておりますので、そこは真摯（しんし）に反省をし、これから信頼関係、今回の件で失墜しました信用、そして信頼を回復させるために、鋭意、これまで以上の努力をしていかなければならぬと、そう思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

今回のこの裁判 자체はですね、本当は、さっきから言っているように、やるべき必要のない、本当はこういうことに、やることもなかった、本当に裁判であったと思います。ですが、やっぱりそこの中には、うそが入る。本当の真実は何だっていうことを追及せざるを得ないような状況に、どうしても至ってしまった。また、そこではつきりさせないといけない、そういう状況に至った経過、最終的には、こういう結果になってしまったということで。まあ、ここはですね、執行部としたら、その訴えたこと自体がですね、そこ自体が、もう法的にはやはりおかしいんじゃないかというところもありましたし。

でも、それは言っても、ここの中であるように、その内容自体にですね、やはり間違もあるというところもありましたので、ある意味、自分たち、賛成した議員の中ではですね、この判決をもって、やはり自分たちが考えたように、不正な落札ではないということが、私はここの中ではつきりしたと。だから、きちんとしたその入札業務の中で、きちんとした落札業者が決定されて、きちんとした、今の、この情報基盤整備事業の中で、それは生きているというふうに私は、最後にですね、そこの確認だけして、私が思う一切の不正もなく、きちんとできていたということを町長の口からですねお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまで、一貫して申し上げてきたとおりでございます。入札業務に不正はございません。

（下村議員から「終わります」との発言あり）

議長（山本久夫君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17時 10分